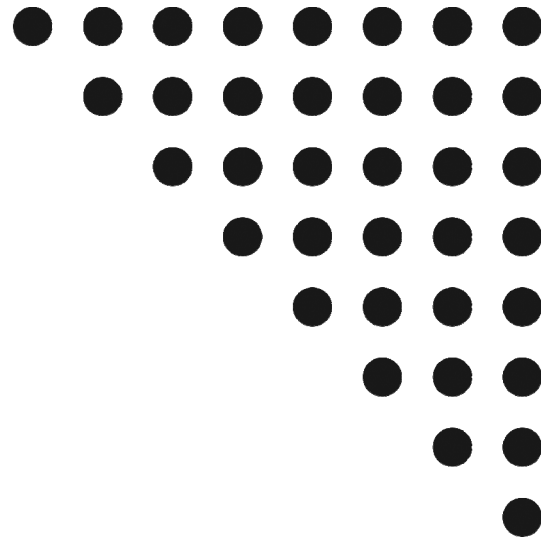
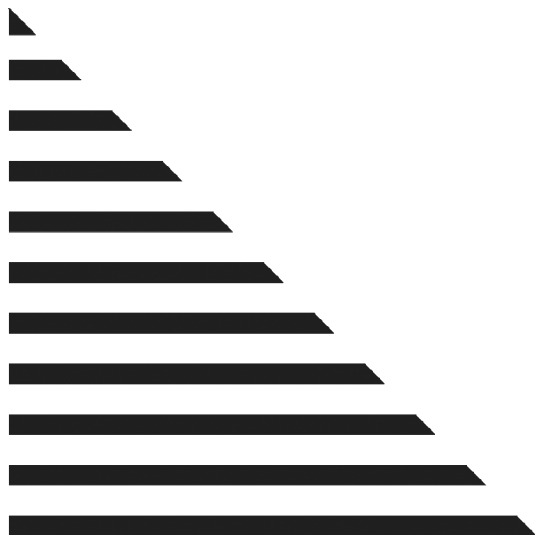




長岡京市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

長岡京市



はじめに



私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動により物質的な豊かさを手に入れました。一方で環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や温室効果ガスの増加による気候変動、海洋プラスチックごみ問題など、地球規模の環境問題はますます深刻化しています。また、令和2年から続いている新型コロナウイルス感染症の拡大は世界中の人々の暮らしや経済に大きな影響を与えました。

一方、国連サミットにおいて『持続可能な開発目標（SDGs）』が採択され、我が国でも「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されるなど、持続可能な循環型社会形成を目指して廃棄物減量施策が進められています。

長岡京市では、「長岡京市第4次総合計画」「長岡京市環境基本計画」を策定し、“環境の都”として循環型社会づくりを進め、自然の恵みや魅力を生活の中で実感できるまちを目指しています。

このたび、このような内外の状況を踏まえ、ごみ及び生活排水の発生から収集・運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定める新たな長岡京市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

今回の計画では、ごみ減量や再資源化に加え、新しく温室効果ガスの削減に向けた目標を設定するなど、様々な課題に適切に対応していくための見直しを行っています。

良好な環境と資源を未来の子どもたちに引き継ぎ、心の安らぎと豊かさを得られる“環境の都”長岡京を実現するため、市民や事業者の皆様におかれましては、引き続きごみの減量・再資源化に御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり御尽力いただいた長岡京市廃棄物減量等推進審議会の皆様をはじめ、パブリックコメント等で貴重な御意見をいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

長岡京市長

中小路 健吾

— 目 次 —

第1部 序 論

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の範囲	3
第2章 地域の概要	4
第1節 市の概要	4
1) 位置	4
2) 沿革	5
第2節 自然条件	5
1) 地形	5
2) 水系	5
3) 気象	5
第3節 社会条件	6
1) 人口	6
2) 産業の動向	7
3) 土地利用	8
4) 道路・交通	9
5) 都市計画	10
第4節 地域環境の現状	12
1) 大気環境	12
2) 水環境	13
3) 騒音・振動	14
第5節 上位計画等	15
1) 上位計画	15
2) 条例等	16

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	17
第1節 ごみ処理の沿革	17
第2節 分別区分と処理フロー	18
1) 分別区分	18

2) 処理フロー	19
第3節 ごみ発生量の実績	20
第4節 ごみ処理の実績	21
1) 収集・運搬	21
2) 中間処理	22
3) 最終処分	23
第5節 ごみ処理体制	23
1) 運営・維持管理体制	23
2) ごみ処理経費	24
第6節 関連計画	24
1) 分別収集計画	24
2) 一般廃棄物処理実施計画	25
3) 指定ごみ袋制度導入についての基本方針	26
第2章 ごみ処理環境の動向	27
第1節 関係法令等	27
1) 国の関係法令等	27
2) 京都府の関係条例等	28
第2節 近隣市町村の動向	28
第3章 ごみ発生量の見込み	29
第4章 現状と課題	30
第1節 現状	30
1) ごみ処理の実態	30
2) 家庭系ごみの排出実態	30
3) 事業系一般廃棄物の処理実態	30
4) 資源ごみの回収状況	31
5) アンケート調査	32
6) 施設の状況	34
第2節 平成29年3月改定版における基本計画の総括	36
第3節 課題	38
1) 排出抑制	38
2) 収集・運搬	39
3) 中間処理	39
4) 最終処分	39
第5章 ごみ組成調査	40
第1節 調査の目的	40
第2節 調査内容	40
1) 調査内容	40

2) 調査場所	40
3) 調査対象	40
4) 調査日程	40
5) 調査対象量	40
6) 調査手順	40
7) 調査方法	41
第3節 調査結果	46
1) 家庭系ごみ	46
2) 事業系ごみ	52
3) 資源化可能量	59
第6章 ごみ処理の基本計画	60
第1節 基本方針	60
第2節 数値目標	61
1) 新たな目標指標と目標値の設定	61
2) 減量化目標	62
3) 再資源化目標	64
4) 最終処分量削減目標	66
第3節 目標達成に向けた処理量の見込み	67
第4節 将来の分別区分	68
第5節 適正処理に係る基本事項	68
1) 収集・運搬計画	68
2) 中間処理計画	69
3) 最終処分計画	70
第6節 中間処理施設の整備に関する事項	71
1) ごみ処理施設（1・2・3号炉）	71
2) リサイクルプラザ	71
3) プラプラザ（プラスチック製容器包装圧縮梱包施設 及びペットボトル処理施設）	71
第7章 ごみ減量のための施策	72
第1節 排出抑制策	72
第2節 その他ごみ処理に関する必要事項	80

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の排出状況	82
第1節 生活排水処理の現状	82
1) 生活排水処理の沿革	82
2) 処理、処分体系	82
3) 人口等の実績	83
4) 生活排水処理の実績	83
5) 収集・運搬	84
6) 中間処理	85
7) 最終処分	86
8) 生活排水処理の課題抽出	86
第2節 生活排水の予測	87
1) 処理形態別人口の予測	87
2) 生活排水処理率の予測	87
3) し尿・汚泥等処理量の予測	87
第2章 生活排水の処理主体	89
第3章 生活排水処理の基本計画	90
第1節 生活排水処理の基本的な考え方	90
第2節 生活排水処理の目標	90
第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	92
1) 収集・運搬計画	92
2) 中間処理計画	93
3) 最終処分計画	95
第4節 し尿処理施設の整備に関する事項	95
◆資料編	
資料1 ごみ発生量の見込み	96
資料2 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み	102
資料3 用語解説	103
資料4 当計画における目標値の考え方について	110

第1部 序 論

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動により、私たちは物質的な豊かさを手に入れた一方で、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題を招き、今日では国際的にその解決を図ることが人類共通の課題となっています。

これらのことから、2015年9月に国連持続可能な開発サミットが開催され、2030年に向けた具体的行動指針である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が示されており、ごみ処理や生活排水処理にも関連しています。

国では、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。

これらの法体系のもと、3R（「発生抑制（Reduce：リデュース）」、「再使用（Reuse：リユース）」、「再生利用（Recycle：リサイクル）」）の推進や、中間処理施設における積極的な熱回収等、次世代に持続可能な循環型社会の形成に取り組んでいます。

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、長岡京市（以下、「本市」という。）が長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るための基本方針として、ごみ及び生活排水の発生から収集・運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的として策定するものです。

第2節 計画の性格

本計画は、「長岡京市第4次総合計画」及び「長岡京市環境基本計画」を基に、廃棄物行政における目標と計画を定め、その具体化の方針を示すものです。

なお、本計画は、廃棄物処理法に基づき策定される一般廃棄物処理計画のうち、市町村の一般廃棄物処理の基本方針となるものであり、本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）を策定します。

また、ごみの中間処理及び最終処分については、本市及び向日市・大山崎町（以下、「関係市町」という。）の二市一町で構成する乙訓環境衛生組合（以下、「組合」という。）で行っており、組合においては、関係市町の計画に基づく「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定するものとしています。

計画の性格を図1-1-1に示します。

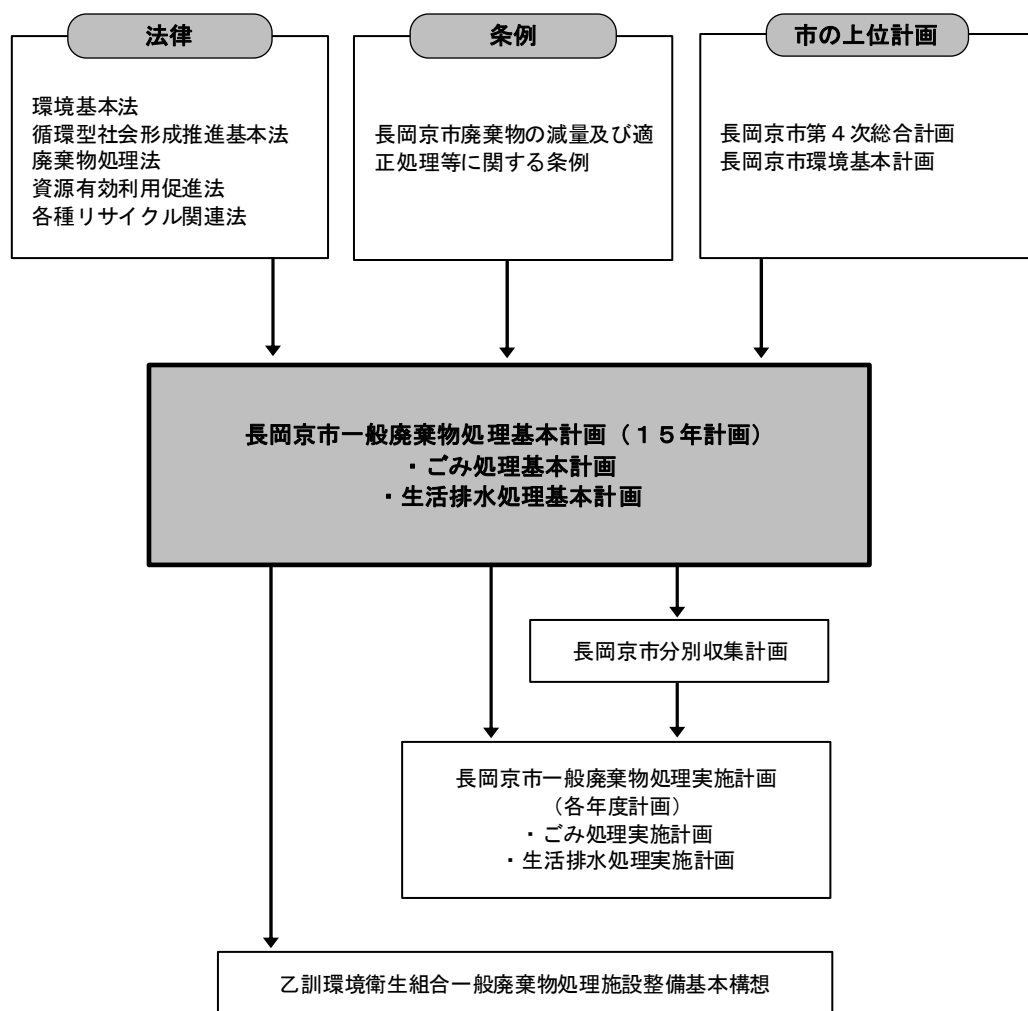


図 1-1-1 計画の性格

第3節 計画の期間

令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年を計画期間とします。

なお、おおむね5年後、又は計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

第4節 計画の範囲

行政区全域とし、区域内から排出される一般廃棄物を対象とします。

第2章 地域の概要

第1節 市の概要

1) 位 置

本市の位置は図 1-2-1 に示すとおり京都府の西南部に位置し、北部は向日市、京都市、東部は京都市、南部は大山崎町、西部は西山連峰を境に大阪府に接しています。総面積は 19.17 ㎢で、東西に長い長方形をしています。



図 1-2-1 位置図

2) 沿革

本市の沿革は表 1-2-1 に示すとおり昭和 47 年に市制が施行され、現在に至っています。

表 1-2-1 沿革

年 月	沿 革
昭和 24 年 10 月	新神足・海印寺・乙訓の 3 村が合併し、長岡町となる
昭和 47 年 10 月	市制施行

第 2 節 自然条件

1) 地形

標高は海拔 10～490m、西高東低の地形です。約 65%が可住地の平たん部であり、残りの西山山地は、市街地の背景として本市の景観の主体となっています。

2) 水系

河川は、小畑川が東部を南北に、小泉川が西南部をほぼ東西に貫流して桂川に注いでいます。

3) 気象

本市の気候は表 1-2-2、図 1-2-2 に示すとおり気候はおおむね温和で、京都市内の盆地気候よりしのぎやすくなっています。

表 1-2-2 気温と降雨量（平成 26 年～30 年）

観測地点：乙訓消防組合消防本部

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
平均気温	℃	16.9	16.6	16.8	15.7	16.5
最高気温	℃	40.9	39.1	37.8	37.1	39.4
最低気温	℃	-1.7	-1.2	-4.1	-2.5	-3.7
年間降雨量	mm	1,186.0	1,781.5	1,719.0	1,380.5	1,522.5

出典：向日市・長岡京市・大山崎町「乙訓の統計」（令和元年版）

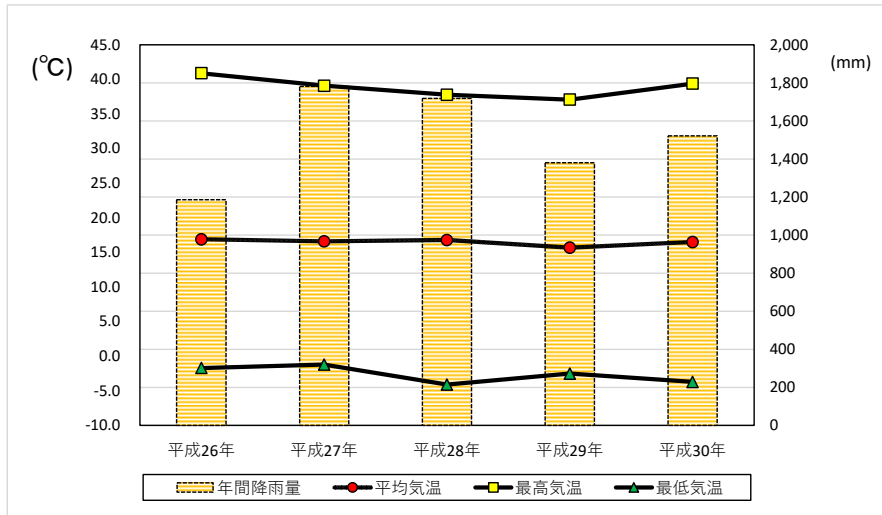


図 1-2-2 気温と降雨量（平成 26 年～30 年）

第 3 節 社会条件

1) 人口

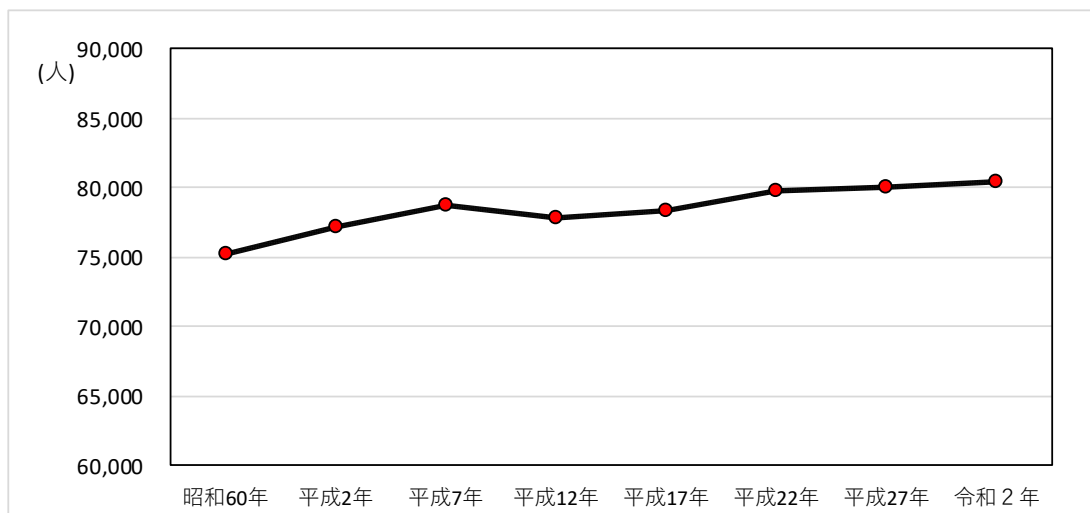
国勢調査による昭和 60 年以降の人口の推移は、表 1-2-3、図 1-2-3 に示すとおりであり、増加傾向にあります。

表 1-2-3 人口の推移

各年10月1日現在									
	単位	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人 口	人	75,242	77,191	78,697	77,846	78,335	79,844	80,090	80,475

注)令和2年については推計値を示す。

出典:「長岡京市統計書」(令和2年度版)



注)令和2年については推計値を示す。

図 1-2-3 人口の推移

また、近年の過去 10 年間の人口（住民基本台帳（外国人登録人口含む））は表 1-2-4、

図 1-2-4 に示すとおりであり、微増傾向となっています。

表 1-2-4 近年の人口の推移

		各年10月1日現在									
	単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人 口	人	79,873	79,899	80,283	80,224	80,658	80,781	80,992	81,130	81,082	81,043

出典:「長岡京市住民基本台帳」(各年)

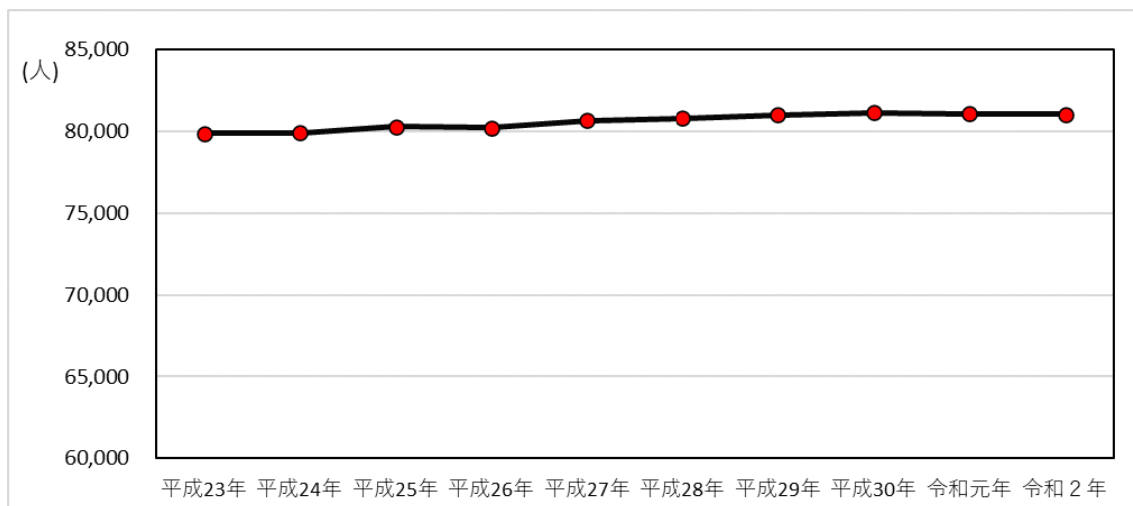


図 1-2-4 近年の人口の推移

2) 産業の動向

平成 28 年度の産業（大分類）構造は表 1-2-5、図 1-2-5 に示すとおりであり、事業所数ではサービス業（31.9%）と卸売・小売業（20.5%）で全体の約 5 割を占め、次いで医療・福祉（11.8%）、不動産・物品賃貸業（10.6%）の順となっています。従業者数では、製造業（31.3%）、医療・福祉（18.6%）の順となっています。

表 1-2-5 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

区 分		総 数	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	サービス業※	教育・学習支援業	医療・福祉	公 務
平成24年	事業所数	2,689	－	－	225	193	2	71	559	31	294	887	146	281	－
	従業者数	29,582	－	－	1,168	9,001	103	1,761	4,285	540	872	5,728	1,111	5,013	－
平成26年	事業所数	2,762	1	－	222	185	6	75	536	35	290	882	182	335	13
	従業者数	32,613	8	－	1,087	7,508	113	1,693	4,237	439	831	8,362	1,902	5,839	594
平成28年	事業所数	2,601	1	－	211	171	2	74	533	34	275	829	164	307	－
	従業者数	30,067	4	－	1,056	9,397	67	1,631	4,620	464	813	5,114	1,311	5,590	－

※学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業を含む。

出典：「長岡京市統計書」（平成29年度版、令和元年度版）

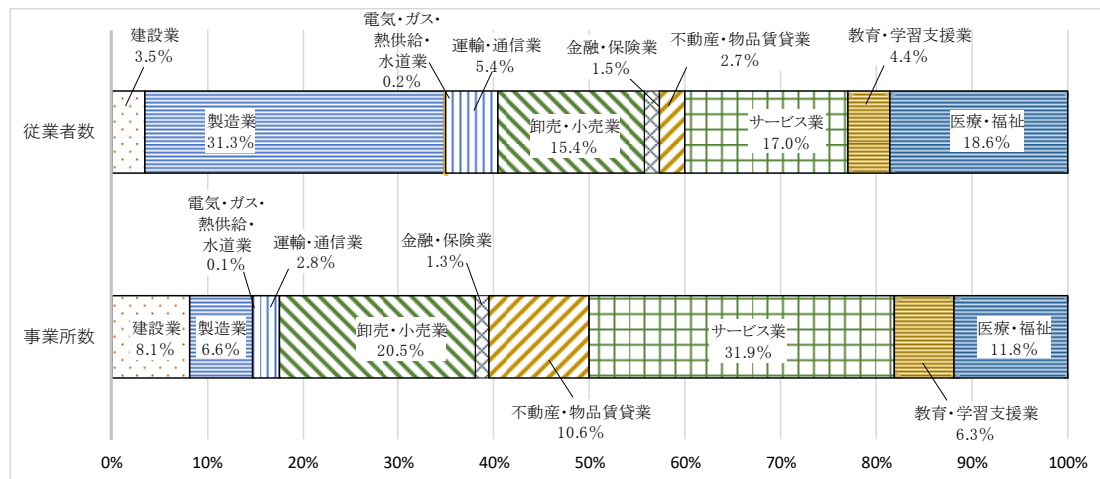


図 1-2-5 産業（大分類）別事業所数及び事業者数の比率 [平成 28 年]

3) 土地利用

地目別土地利用面積は、表 1-2-6、図 1-2-6 に示すとおりであり、宅地が 5 割弱、山林・原野・池沼が 3 割弱、田と畑がそれぞれ約 1 割となっています。経年的にみると、宅地が増加傾向を示し、田・畑・雑種地は減少傾向を示しています。

表 1-2-6 地目別土地利用面積

(単位: 千㎡)

	総面積	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雑種地
平成28年	11,168	1,067	1,456	5,202	1	2,911	4	527
平成29年	11,168	1,048	1,442	5,213	1	2,919	4	540
平成30年	11,162	1,031	1,438	5,231	1	2,993	10	457

注) 課税の対象にならない土地を除く。

出典：「京都府統計書」（各年）

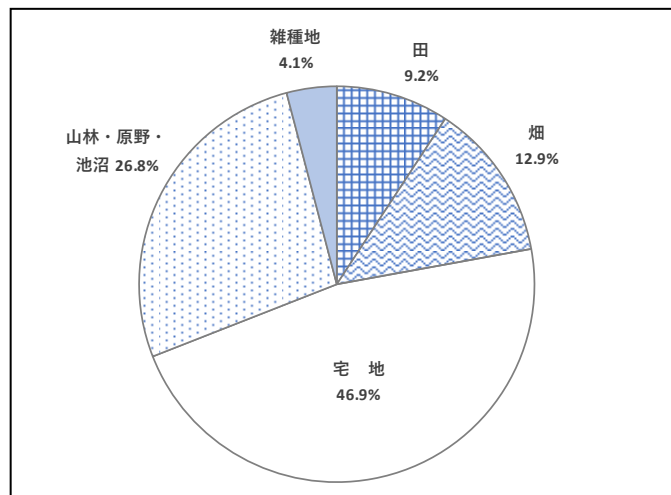


図 1-2-6 地目別土地面積の比率 [平成 30 年]

4) 道路・交通

(1) 道路

本市の道路は、表 1-2-7 に示すとおり国道 171 号をはじめとして、府道・市道あわせて総延長 212,730mとなっています。舗装率は、国・府道は 100%、市道についても 97.3%と、ほとんどが舗装済みとなっています。

表 1-2-7 道路の状況

道路延長 (m)				舗装率 (%)		
総延長	国道	府道	市町道	国道	府道	市道
212,730	2,510	29,331	180,889	100.0	100.0	97.3

出典：「長岡京市統計書」(令和元年度版)

(2) 鉄道

本市の鉄道は、東部を JR 東海道本線、中央部を阪急京都線がそれぞれ並行して通過しています。各駅の日当たり乗降客数は、表 1-2-8 に示すとおり JR 長岡京駅が約 2 万人前後、阪急電鉄長岡天神駅が約 1 万 5 千人前後、阪急電鉄西山天王山駅が約 6 千人前後で推移しています。

表 1-2-8 鉄道駅乗降客数

(単位:人/日)

	J R	阪 急 電 鉄			
	長岡京	長岡天神		西山天王山	
	乗客数	乗客数	降客数	乗客数	降客数
平成26年度	20,452	18,062	18,106	3,420	3,118
平成27年度	20,602	15,479	15,602	5,943	5,709
平成28年度	20,796	15,047	15,200	6,250	5,994
平成29年度	20,778	15,051	15,117	6,715	6,546
平成30年度	20,805	15,309	15,498	6,905	6,679
令和元年度	20,521	15,257	15,451	7,412	7,283

注) 年間乗客数(降客数)の1日あたりの平均である。

出典:「長岡京市統計書」(令和元年度版)

5) 都市計画

(1) 用途地域

本市の用途地域の指定状況は表 1-2-9、図 1-2-7 に示すとおりです。

本市は市域の全域が都市計画区域であり、そのうちの約 50%が市街化区域(958 ha)となっており、さらにその7割以上が、第1種住居地域を中心とした住居系の用途地域指定になっています。

表 1-2-9 用途地域指定状況(令和元年)

(単位:ha)

都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域												市街化調整区域
		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
1,917	958	185.0	-	94.0	-	375.0	32.0	18.0	27.0	2.3	43.0	138.0	44.0	959
100.0%	50.0%	36.7%							1.5%		11.7%		50.0%	

出典:「長岡京市統計書」(令和元年度版)

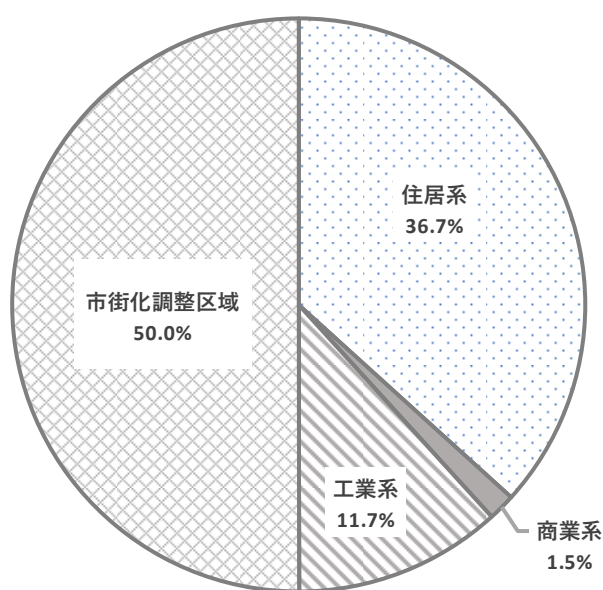


図 1-2-7 用途別面積の比率（令和元年）

（２）公園の状況

公園は、都市計画公園を含め 276 箇所となっています。

表 1-2-10 公園の状況

	合 計		都 市 公 園		そ の 他 の 公 園		1人当たり 公園面積 (㎡)
	園 数 (箇所)	面 積 (㎡)	園 数 (箇所)	面 積 (㎡)	園 数 (箇所)	面 積 (㎡)	
長 岡 京 市	276	257,662	249	244,922	27	12,739	3.2

注) 平成31年4月1日現在

出典: 向日市・長岡京市・大山崎町「乙訓の統計」(令和元年版)

第4節 地域環境の現状

1) 大気環境

本市周辺の3測定局における一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NO₂、NO+NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）の令和元年度の測定結果は、表1-2-11に示すとおりとなっています。

表 1-2-11 大気汚染常時監視測定結果〔令和元年度〕

○一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NO₂、NO+NO₂）

測定局	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO2)												窒素酸化物 (NO+NO2)				
	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	有効 測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	1時間値が 0.2ppmを超えた 時間数とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下の 時間数とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値 の年間 98%値	98%評価 による 日平均 値が 0.06pp mを超えた 日数	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 (NO2/NO +NO2)
								(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)						
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
向 陽	0.002	0.084	0.011	365	8,698	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.011	0.122	0.032	78.2
大山崎	0.003	0.120	0.013	365	8,702	0.011	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	0.014	0.168	0.037	77.2
国道171号	0.016	0.148	0.039	289	6,911	0.018	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	0.033	0.198	0.068	53.5

○浮遊粒子状物質（SPM）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均が0.10mg/m ³ を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×無○)	(日)
向陽	363	8,721	0.012	0	0.0	0	0.0	0.067	0.032	○	0
大山崎	364	8,731	0.016	0	0.0	0	0.0	0.121	0.035	○	0
国道171号	364	8,725	0.012	0	0.0	0	0.0	0.059	0.028	○	0

○光化学オキシダント（Ox）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	時間数とその割合		日数とその割合		(時間)	(ppm)	(ppm)
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
向陽	364	5,386	0.035	80	478	8.9	1	0.3	1	0.121	0.049
大山崎	366	5,434	0.034	77	415	7.6	1	0.3	1	0.121	0.048

出典：「京都府環境白書」（令和2年度版）

2) 水環境

付近の河川（大山崎町内4箇所）における令和元年度の公共用水域水質測定結果（pH・DO・BOD・SS、大腸菌群数・全窒素・全磷）は、表1-2-12のとおりとなっています。

表 1-2-12 公共用水域水質測定結果

水域名	河川名	地点名	類型	区分	令和元年度						
					pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全磷 (mg/ℓ)
小畑川 下流	小畑川	小畑橋	A	年平均	—	9.3	0.7*	2.2	28,000	0.75	0.034
				最大値	8.6	12.0	1.0	9.0	130,000	1.1	0.069
				最小値	6.5	7.3	<0.5	<1	330	0.28	0.015
桂川 下流	小泉川	新山崎橋	—	年平均	—	8.2	0.5	1.0	37,250	0.9	0.023
				最大値	8.5	10.0	0.6	1	110,000	1.1	0.040
				最小値	7.2	7.3	<0.5	<1	1,100	0.6	0.008
	七間堀川	桂川 流入前	—	年平均	—	7.1	1.3	1.5	280	8.1	0.82
				最大値	8.5	8.5	1.7	3	1,100	15.0	1.70
				最小値	7.1	5.8	0.9	<1	2.0	4.3	0.39
	桂川	三川 合流前	A	年平均	—	6.4	1.0	5.0	17,000	3.7	0.34
				最大値	8.3	7.2	2.4	7	33,000	5.0	0.42
				最小値	6.9	5.6	<0.5	3	1,100	2.6	0.23

*: 75%値を示す。

注) 環境基準(A類型)

pH 日間平均値 6.5以上8.5以下
DO 日間平均値 7.5mg/ℓ以上
BOD 日間平均値 2mg/ℓ以下
SS 日間平均値 25mg/ℓ以下
大腸菌群数 日間平均値 1,000MPN/100mℓ以下

出典: 京都府「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和2年12月)

3) 騒音・振動

道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（令和元年度）は表 1-2-13 に示すとおりであり、地域内の 17 測定地点のうち、昼間は 2 箇所、夜間は 1 箇所環境基準非達成となっています。

また、新幹線については、京都府全体の 10 箇所のうち市内にある実態調査地点での測定結果は表 1-2-14 に示すとおりであり、騒音レベルでは環境基準を満足しています。

表 1-2-13 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果〔令和元年度〕

一連 番号	道 路 名	測 定 地 点	測定年月日		車 線 数	環 境 基 準 類 型	近 接 空 間 特 例	測定位置 (m)		等価騒音レベル (dB)						
			開 始	終 了				車 道 端 か ら の 距 離	地 上 か ら の 高 さ	昼 間	対 環 境 基 準 値	対 要 請 限 度	夜 間	対 環 境 基 準 値	対 要 請 限 度	
75	府道西京高槻線	長岡京市柴の里	R1.12.9	R1.12.10	4	C	有	5	1.2	63	○	○	54	○	○	
76	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目	R1.12.9	R1.12.10	2	B	有	3.2	1.2	70	○	○	64	○	○	
77	一般国道171号	長岡京市神足麦生	R1.12.12	R1.12.13	4	C	有	35	2	59	○	○	54	○	○	
78	一般国道171号	長岡京市城の里	R1.12.12	R1.12.13	4	B	有	19	2	64	○	○	61	○	○	
79	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目	R1.11.14	R1.11.15	2	A	有	0	3	63	○	○	55	○	○	
80	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目	R1.10.26	R1.10.27	2	A	有	0	3	72	×	○	64	○	○	
81	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見走り	R1.11.21	R1.11.22	2	C	有	0	2	69	○	○	63	○	○	
82	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目	R1.11.28	R1.11.29	2	B	有	0	3	67	○	○	60	○	○	
83	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目	R1.11.21	R1.11.22	2	B	有	1	2	69	○	○	63	○	○	
84	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町2丁目	R1.11.20	R1.11.21	2	B	有	0	3	71	×	○	66	×	○	
85	府道西京高槻線	長岡京市野添1丁目	R1.11.20	R1.11.21	4	B	有	0.2	3	64	○	○	57	○	○	
86	市道0102線	長岡京市八条が丘2丁目	R1.11.26	R1.11.27	4	A	有	3	3	67	○	○	60	○	○	
87	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目	R1.11.14	R1.11.15	2	A	有	3	3	61	○	○	51	○	○	
88	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子2丁目	R1.11.28	R1.11.29	2	B	有	0	3	70	○	○	64	○	○	
89	市道2184号線	長岡京市下海印寺下内田	R1.10.30	R1.10.31	2	B	無	31	3	65	○	○	57	○	○	
90	市道2184号線	長岡京市下海印寺方丸	R1.10.30	R1.10.31	2	B	無	0.3	3	62	○	○	53	○	○	
91	京都縦貫自動車道	長岡京市奥海印寺荒堀	R1.10.31	R1.11.1	4	-	有	22	1	53	○	○	46	○	○	

出典:「京都府環境白書」(令和2年度版)

表 1-2-14 新幹線鉄道騒音・振動実態調査結果〔令和元年度〕

地点 番号	測 定 年 月 日	測 定 地 点 (線路最寄地点名)	用途地域 地域類型	平均列車 速 度 (km/h)	構造物の種類		軌道の 種 類	防音壁		騒音レベル(dB)			振動 レベル (dB)
					種 類	構造物の 高さ(m)		種 類	構造物から の高さ(m)	12.5m	25m	50m	25m
										値	値	値	値
⑧	R1.12.10	長岡京市神足橋本 (下り側)	工業Ⅱ	254	高架橋 (ラーメン)	9.3	バラスト (マント有)	新型	2.0	71	70	69	55

環境基準(騒音)・・・Ⅰ 70dB
Ⅱ 75dB
指針値(振動)・・・70dB

出典:「京都府環境白書」(令和2年度版)

第5節 上位計画等

1) 上位計画

将来計画のうち、本計画に関連する計画は以下に示すとおりです。

(1) 長岡京市第4次総合計画

策定時期、計画期間、政策の大綱については、以下に示すとおりです。

この中では施策体系のうちの「みどり」の中で「資源循環」分野の施策として「ごみ減量と適正処理」があげられ、「資源の有効利用とごみの減量、適正処理を推進し、最終処分場の受容量の限界を踏まえた延命化を図ります。」と施策の内容が示されています。

なお、現在、第2期基本計画の期間にあたります。

○策定時期 平成28年3月（第2期基本計画：令和3年3月）

○計画期間 平成28年から15年間（第2期基本計画：令和3年度～令和7年度）

○政策の大綱

1. うるおいに満ちた、“良質の住み心地”をつくる
2. まちの魅力を高め、“多彩なにぎわい”をつくる
3. 人・地域の絆に根ざした、“ゆるぎない安心”をつくる

(2) 長岡京市第二期環境基本計画

策定時期、計画期間、基本理念については、以下に示すとおりです。

この計画は平成14年に定めた将来都市像、7つの基本理念の実現に向け、本市における、平成25年からおおむね今後10年の具体的な環境施策が定められたものです。

この中では基本方向の一つとして「資源循環型の社会づくりを進めます」があげられており、基本施策としては「廃棄物の発生抑制・再生利用の推進」、「資源回収の推進」、「廃棄物の適正処理」等とされています。また、これらの評価の指標として、「平成34（令和4）年に一人一日当たりの収集ごみ量523g以下を目指します。」としています。

○策定時期 平成25年3月

○計画期間 おおむね10年間

○基本理念

1. すべての施策・行動を持続可能性に基づいて策定し、総合化します
2. 環境と地域経済・雇用・生活の質の改善を両立させます
3. 地域に固有の自然と文化を大切に守り、育てます
4. 社会的公正に配慮し、すべての人々と資源と環境を分かち合います
5. 資源・エネルギーが循環する地域をつくります
6. みんなが参加して、いっしょに計画をつくり、実践します
7. 持続可能な社会を実現するための教育、人づくりに力を注ぎます

2) 条例等

(1) 長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

- 施行 平成 9 年 10 月 1 日 全部改正
- 平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

(2) 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

- 施行 平成 24 年 4 月 1 日 全部改正
- 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

第 2 部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の沿革

本市では以下に示す区分変更を経て、平成13年度以降は、家庭ごみ（可燃）に加え、資源ごみ11区分（アルミカン、スチールカン、スプレー缶・カセットボンベ、空きビン（無色、茶色、他の色）、ペットボトル、その他不燃物、その他プラスチック、蛍光灯、筒型乾電池）の収集を行っています。

昭和26年 4月	ごみ収集開始
昭和40年12月	可燃・不燃の2分類収集開始
昭和45年 7月	ステーション方式及び週2回収集の実施
昭和53年11月	5種類分別収集開始 (空きカン・空きビン・金属・埋立ごみ・古紙)
昭和59年 5月	廃乾電池分別収集開始
平成 9年 4月	家庭系ごみ週4日収集体制となる
平成11年 4月	ペットボトル分別収集開始
平成12年 4月	「スプレー缶・カセットボンベ」分別収集開始
平成13年 4月	全祝祭日 生ごみ収集開始 その他プラスチック、ビン3種色分け、廃蛍光灯分別収集開始
平成27年 7月	パソコン・小型家電の宅配便回収サービス開始
平成28年10月	水銀含有廃棄物（体温計、血圧計）の市役所での拠点回収を開始
令和 元年10月	ごみ収集福祉サービス（ふれあい収集）開始
令和 3年 2月	指定ごみ袋制度開始

また、昭和39年6月に関係市町で組合を構成し、ごみの中間処理及び最終処分を行っています。

第2節 分別区分と処理フロー

1) 分別区分

本市における分別区分は表 2-1-1 に示すとおりです（以下、収集を行うごみを「収集ごみ」、組合に直接搬入されるごみを「直接搬入ごみ」という。）。なお、直接搬入ごみのほとんどが事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物です。

本市による拠点回収及び自治会等による集団回収において「新聞、雑誌、段ボール、その他古紙、紙パック、水銀含有廃棄物」等の資源回収を行っています。

また、小型家電については、国の認定事業者と連携し宅配便を利用した回収を実施しています。

表 2-1-1 分別区分

区分		品目
収集ごみ	家庭ごみ(可燃ごみ)	台所ごみ、紙くず、プラスチック製品(バケツ、灯油容器、カセットテープ、ビデオテープ、CDなど)、革製品(くつ、かばんなど)、紙おむつ(汚物は取り除く)など
	資源物(分別)	空きカン
		アルミカン
		スチールカン(飲料缶、缶詰、菓子缶など)
		スプレー缶・カセットボンベ
		空きビン
		無色
		茶色
		他の色(食糧ビン、食品ビン、ワイン、ジュース、調味料、ジャムなど)
		ペットボトル(PETのマークがついているボトル(容器))
		その他不燃物
		金属類、陶磁器類、ガラス類など
		その他プラスチック
		ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ポリ・ラップ類、緩衝材、フタ類
		筒形乾電池、蛍光灯
	粗大(大型)ごみ	使用できない家具類、電化製品(※家電4品目、パソコンを除く)
	側溝清掃汚泥	
	収集しないごみ	処理ができないもの(タイヤ、バッテリー、消火器、農機具、ドラム缶、オイルヒーターなど)、薬品(劇物、毒物、農薬など)、在宅医療に伴うごみ(注射針や感染の危険がある廃棄物)、バイク(原付～大型)、商店・会社などからでるごみ
	メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機(衣類乾燥機含む)、パソコン

出典：「ごみ減量のしおり 長岡京市のごみの分け方・出し方」(令和2年度版)

本計画では、表 2-1-2 に示す区分の名称に統一した表現で以後整理します。

表 2-1-2 分別区分名称

組合		長岡京市
可燃ごみ		可燃ごみ
資源ごみ	カン類	空きカン（アルミカン、スチールカン）
	ビン類	空きビン
	ペットボトル	ペットボトル
	その他不燃物	その他不燃物、 スプレー缶、カセットボンベ
	その他プラスチック類	その他プラスチック
有害ごみ	廃蛍光灯	蛍光灯
	廃乾電池	筒型乾電池
粗大ごみ		粗大（大型）ごみ
側溝清掃汚泥		側溝清掃汚泥

2) 処理フロー

本市のごみの処理は図 2-1-1 に示すとおり行っています。

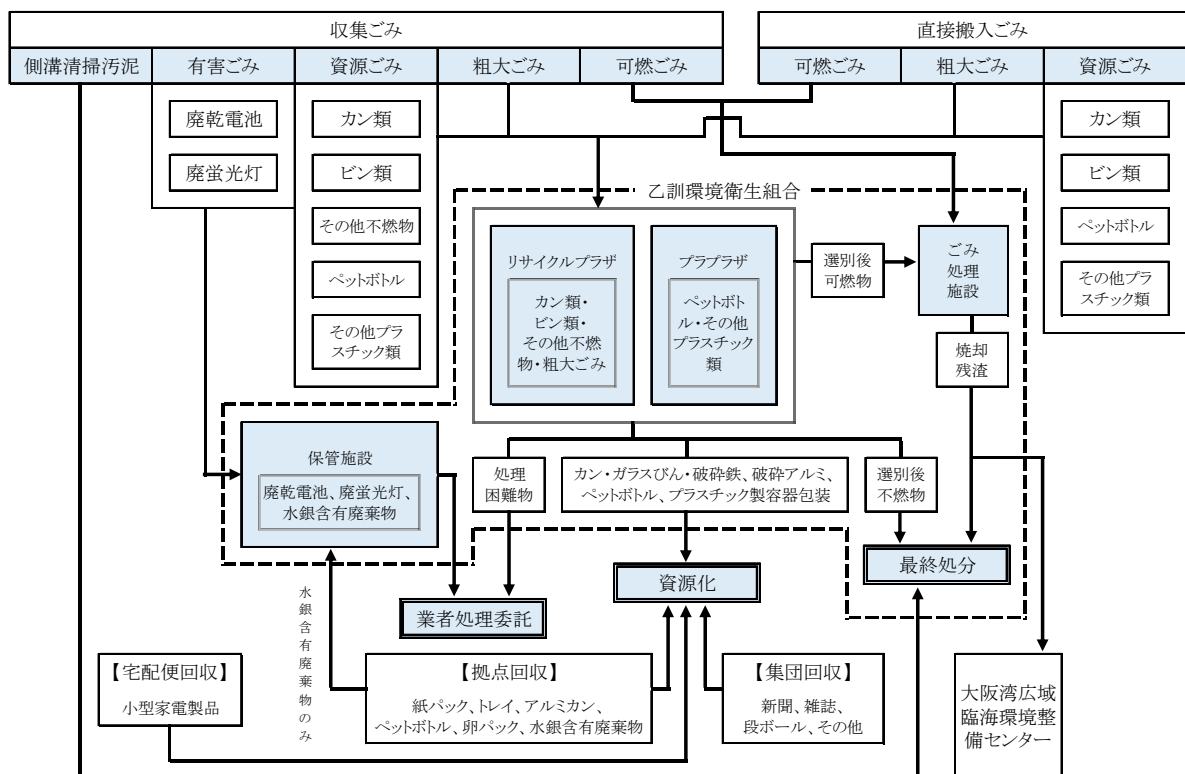


図 2-1-1 処理フロー

第3節 ごみ発生量の実績

ごみの種類別発生量は表 2-1-3、図 2-1-2 に示すとおりであり、ごみ発生量は平成 29 年度まで減少してきましたが、平成 30 年度以降増加の傾向となっています。この傾向は原単位についても発生量と同様の傾向となっています。

なお、平成 30 年度には、台風・暴風災害が発生しており、災害ごみによる影響が大きいものと考えられます。

表 2-1-3 ごみ種類別発生量

区 分			単位	H27	H28	H29	H30	R1
人 口			人	80,658	80,781	80,992	81,130	81,082
収 集	可燃ごみ	収集量	t/年	13,667.29	13,387.07	13,255.00	13,266.88	13,247.20
		原単位	g/人/日	462.97	454.03	448.38	448.02	446.39
	粗大ごみ	収集量	t/年	150.85	148.08	159.64	250.04	216.76
		原単位	g/人/日	5.11	5.02	5.40	8.44	7.30
	資源ごみ	収集量	t/年	2,084.22	2,041.74	2,055.70	2,390.86	2,343.70
		原単位	g/人/日	70.60	69.25	69.54	80.74	78.98
	有害ごみ	収集量	t/年	25.973	23.913	25.138	22.639	26.004
		原単位	g/人/日	0.880	0.811	0.850	0.765	0.876
	側溝清掃 汚泥	収集量	t/年	40.51	54.83	51.27	65.88	55.60
		原単位	g/人/日	1.37	1.86	1.73	2.23	1.87
	計	収集量	t/年	15,968.843	15,655.633	15,546.748	15,996.299	15,889.264
		原単位	g/人/日	540.935	530.968	525.902	540.188	535.425
直 接 搬 入	可燃ごみ		t/年	5,611.50	5,593.67	5,627.85	5,841.84	6,205.02
	粗大ごみ		t/年	277.34	254.51	247.98	251.54	270.72
	資源ごみ		t/年	19.34	17.10	18.78	17.55	16.56
	計		t/年	5,908.18	5,865.28	5,894.61	6,110.93	6,492.30
小 計			t/年	21,877.023	21,520.913	21,441.358	22,107.229	22,381.564
集団回収			t/年	2,236.03	2,104.25	2,006.77	1,932.08	1,818.41
拠点回収			t/年	74.11	44.44	72.71	98.16	131.40
小 計			t/年	2310.14	2148.69	2079.48	2030.25	1949.81
総 計	ごみ総量		t/年	24,187.167	23,669.605	23,520.833	24,137.475	24,331.377
	原単位		g/人/日	819.33	802.77	795.64	815.11	819.90

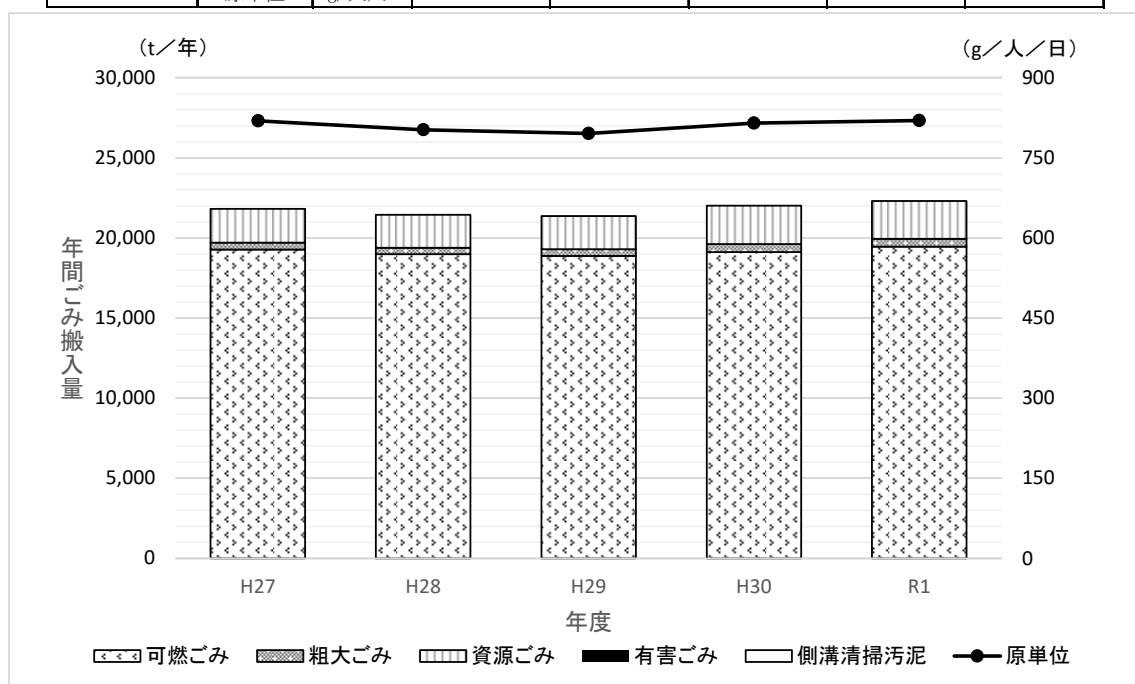


図 2-1-2 種類別発生量と原単位の推移

第4節 ごみ処理の実績

1) 収集・運搬

(1) 収集対象

収集対象地域は計画収集区域全体です。

(2) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬は表 2-1-4 に示すとおりです。

表 2-1-4 収集・運搬体制

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥		ふれあい収集	
ステーション 方式	委託	分別ステーション方式	直営 委託	各戸有料 予約収集	直営 委託	地区排出 場所	直営 委託	各戸	直営

出典：長岡京市「令和2年度 一般廃棄物処理実施計画」

(3) 収集頻度

収集頻度は表2-1-5に示すとおりであり、収集頻度は原則として、可燃ごみが週2回、資源ごみ・有害ごみは月2回（その他プラスチックは月4回）で、粗大ごみは随時対応としています。祝日・振替休日の対応がごみの種類によって異なるため、月によっては、収集日数が変動することがあります。

表 2-1-5 収集頻度

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ			粗大ごみ	側溝清掃汚泥	ふれあい収集
週2回	祝日も 収集	月2回	資源ごみ・有害ごみ（その他プラスチックを除く）	祝日は収集 しない	随時	毎週月曜日	週1回
		月4回	その他プラスチック				

(4) 排出方式

排出方式は表 2-1-6 に示すとおりです。

表 2-1-6 排出方式

可燃ごみ	資源ごみ・有害ごみ	粗大ごみ	側溝清掃汚泥	ふれあい収集
・当日午前8時までに出す ・生ごみは水切りをし、ごみ袋の口を結んで出す ・市の指定ごみ袋で出す	・当日午前7～9時までに出す ・収集容器方式	・電話等で申込み ・収集日・手数料・収集場所を確認 ・「ごみ・粗大ごみ処理手数料券」を購入 ・収集当日の予約時間までに出す	・事前に申し込み ・穴の開いた汚泥専用の袋で出す	・可燃ごみを指定ごみ袋に入れ、自宅の玄関先などに設置したペール容器等に入れて出す

(5) 収集車両

収集・運搬に使用されている車両は表 2-1-7 に示すとおりです。

表 2-1-7 収集車両

可燃ごみ 車 種	資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ 車 種	側溝清掃汚泥 車 種	ふれあい収集 車 種
	種 別	車 種	車 種	車 種	車 種
パッカー車	カン類	パッカー車	ダンプ車	パッカー車	軽ダンプ車
	ビン類	ダンプ車			
	ペットボトル	パッカー車			
	その他不燃物	パッカー車			
	その他プラスチック	パッカー車			
	有害ごみ	ダンプ車			
	収集容器運搬用	ダンプ車			

(6) 事業系ごみ

事業者が排出する一般廃棄物は事業者自ら搬入するか、市が許可した業者への委託により搬入されています。

2) 中間処理

収集または直接搬入された可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、組合の各施設において、焼却・選別・破碎等の処理を行っています。施設の概要は表 2-1-8 に示すとおりです。

表 2-1-8 中間処理施設の概要

名 称		乙訓環境衛生組合		
		ごみ処理施設	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理設備・ 資源ごみ処理設備)	ブラプラザ (プラスチック製容器包装圧縮 梱包施設・ペットボトル処理施設)
所在地		京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32 番		長岡京市勝竜寺下長黒 1 - 1
処理能力		75t/24h×3 基	粗大ごみ 32t/5h 資源ごみ 14t/5h	その他プラスチック類 9.3t/5h ペットボトル 1.81t/5h
処理形式		ストーカ式	選別・破碎・圧縮	選別・圧縮・梱包
整備 年度	着 工	1・2 号炉 平成 4 年 8 月 3 号炉 平成 11 年 7 月	平成 8 年 8 月	その他プラスチック類 平成 12 年 6 月 ペットボトル 平成 22 年 6 月
	竣 工	1・2 号炉 平成 7 年 3 月 3 号炉 平成 14 年 3 月	平成 10 年 3 月	その他プラスチック類 平成 13 年 3 月 ペットボトル 平成 23 年 3 月
供用開始		1・2 号炉 平成 7 年 4 月 3 号炉 平成 14 年 4 月	平成 10 年 4 月	その他プラスチック類 平成 13 年 4 月 ペットボトル 平成 23 年 4 月
長寿命化工事		1・2 号炉 平成 22 年～23 年度 (第Ⅰ期) 平成 26 年～29 年度 (第Ⅱ期) 3 号炉 平成 26 年～29 年度 (第Ⅱ期)	—	—
建築面積		3,465.09 ㎡	1,558.37 ㎡	2,169.40 ㎡
延床面積		8,047.59 ㎡	5,435.29 ㎡	2,199.74 ㎡

3) 最終処分

平成2年度までは勝竜寺埋立地にて全量を最終処分していましたが、勝竜寺埋立地延命化の取り組みとして、平成3年度から大阪湾圏域広域処分場整備基本計画（以下、「フェニックス計画」という。）に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センターへ焼却残渣の多くを搬出し、残りを勝竜寺埋立地で埋立処分しています。

最終処分場の概要は、表2-1-9に示すとおりです。

表2-1-9 最終処分場の概要

名称	乙訓環境衛生組合	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）			
	勝竜寺埋立地	尼崎沖埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
処分場所在地	長岡京市勝竜寺 下長黒1-1	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	神戸港 神戸市東灘区向洋 町地先	大阪港 大阪市此花区北港 緑地地先
埋立面積	37,761 m ²	1,130,000 m ²	2,030,000 m ²	880,000 m ²	950,000 m ²
計画埋立量	318,100m ³	16,000,000m ³	31,000,000m ³	15,000,000m ³	14,000,000m ³
残余容量	56,867m ³ (令和元年度末)	—	—	—	—
埋立対象物	焼却残渣 側溝清掃汚泥 し尿沈砂 選別後不燃物	一般廃棄物・産業廃棄物・災害廃棄物・陸上残土・浚渫土砂			
埋立開始年	昭和56年	平成2年	平成4年	平成13年	平成21年

出典：クリーンプラザおとくに「施設要覧」（令和元年度版）

京都府「京都府の一般廃棄物の処理状況」（平成30年度）

大阪湾広域臨海環境整備センター「現基本計画の内容」（平成30年3月変更認可）

第5節 ごみ処理体制

1) 運営・維持管理体制

ごみ処理に関する本市の組織体制は、図2-1-3に示すとおりです。

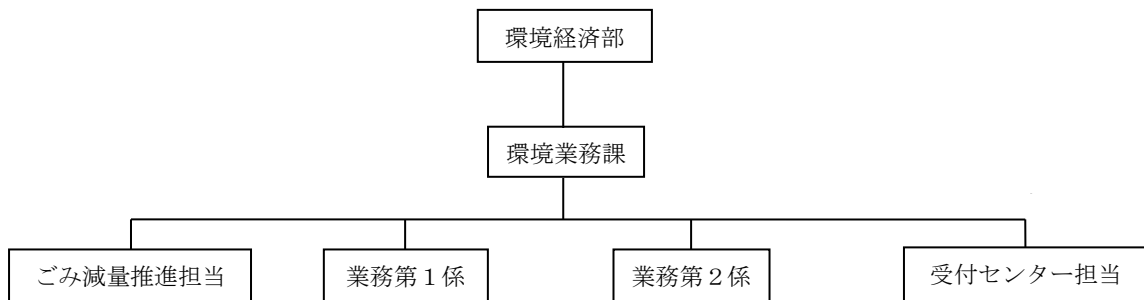


図2-1-3 組織体制

2) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、表 2-1-10 に示すとおりです。

表 2-1-10 ごみ処理経費

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 口 (人)		80,658	80,781	80,992	81,130	81,082
収 集 量 (t/年)		21,877	21,521	21,441	22,107	22,382
年間経費 (千円/年)	収集経費	650,582	659,513	682,860	668,584	692,470
	処理・処分経費	1,622,390	1,599,326	1,517,565	717,076	778,607
	合 計	2,272,972	2,258,839	2,200,425	1,385,660	1,471,077
人口1人あたり 経費(円/人)	収集経費	8,066	8,164	8,431	8,241	8,540
	処理・処分経費	20,114	19,798	18,737	8,838	9,603
	合 計	28,180	27,962	27,168	17,079	18,143
収集量1tあたり 経費(円/t)	収集経費	29,738	30,645	31,848	30,243	30,939
	処理・処分経費	74,159	74,315	70,779	32,437	34,787
	合 計	103,897	104,960	102,627	62,680	65,726

注) 収集経費は市の年間収集経費、処理・処分経費は組合の年間処理・処分経費を構成市町の人口で案分したものを示す。
平成27年度から平成29年度については、組合において実施したごみ処理施設長寿命化事業に係る経費を処理・処分経費に含む。

第6節 関連計画

1) 分別収集計画

分別収集計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きなウエートを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明確にするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

○計画期間

令和2年4月を始期とする5箇年とし、令和4年度に見直す。

○基本的方向

- ・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となって取り組む、環境負荷の低減による環境にやさしい社会づくり
- ・ごみの減量化、資源化を行うことにより、最終処分場の延命を図る

○容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

a. 牛乳パックリサイクル事業

市庁舎玄関の他、市内のスーパー、事業所等でも牛乳パックの回収ボックスを自主的に設置している所が多数あります。市で回収された牛乳パックはリサイク

ル施設へ引渡しています。今後も回収拠点の増設に努めていきます。

b. 環境美化推進モデル事業（エコタウン推進事業）

環境にやさしいまちづくりを実践するため、地域自治会や各種団体で行うごみ減量化事業・リサイクル推進事業に対して助成・支援を行い、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

- ・分別収集整理指導事業
- ・資源化リサイクル推進事業（資源ごみ集団回収事業）
- ・出前講座開催事業
- ・その他環境美化推進事業

c. 資源化リサイクル推進事業

自治会、町内会、子ども会等民間団体や地域住民で自主的に活動する団体が、市に登録し、古紙等資源物の回収を行っています。その集団回収に対して助成・支援を行い、資源のリサイクルを促進していきます。また、資源ごみ拠点回収場所を設け、市内在住者・市内事業所からの排出を可能としています。

d. 啓発事業

- ・広報等による啓発

分別収集の適正な排出方法の啓発及び指導、マイバッグ持参等ごみの減量を「広報紙・ホームページ・ごみ減量のしおり・ごみお知らせアプリ」等によって啓発していきます。

- ・環境学習会の実施

出前講座、保育所及び小学校の環境学習等、環境に関する各種学習会を実施することにより、地域住民の環境意識の向上に努めます。

- ・ごみ分別指導（廃棄物減量等推進員事業）

排出される資源物及び不燃物が、分別ステーションで正しく分別されているか、マナーは守られているか等、廃棄物減量等推進員が排出方法について現場で指導し、市民に協力を呼びかけます。また、マイバッグ持参の街頭啓発を行い、レジ袋の削減運動を行います。

e. 乙訓環境衛生組合リサイクルプラザによる再生工房事業

収集された廃棄物から再生できる廃棄物を再生工房で再生し、展示する施設でガラス工房等市民が体験できるコーナーを設置しており、より一層のリサイクルへの啓発を行っています。

2) 一般廃棄物処理実施計画

○計画期間

毎年4月策定

○内容

一般廃棄物処理実施計画は、本計画に示された内容を実施するために必要な各年度の事業を定める計画です。

3) 指定ごみ袋制度導入についての基本方針

○策定日

令和元年6月

○内容

手数料を付加しない半透明のごみ袋を排出袋に指定します。

市が袋の規格（大きさ、色、厚み）を決め、製造者を認定し流通させます。販売価格は販売店が独自に定め、販売の許可は必要としません。

○導入開始日

令和3年2月1日

○対象となるごみの種類

家庭ごみ（可燃ごみ）が対象となります。

第2章 ごみ処理環境の動向

第1節 関係法令等

1) 国の関係法令等

廃棄物に関する法体系を整理すると図 2-2-1 に示すとおりです。

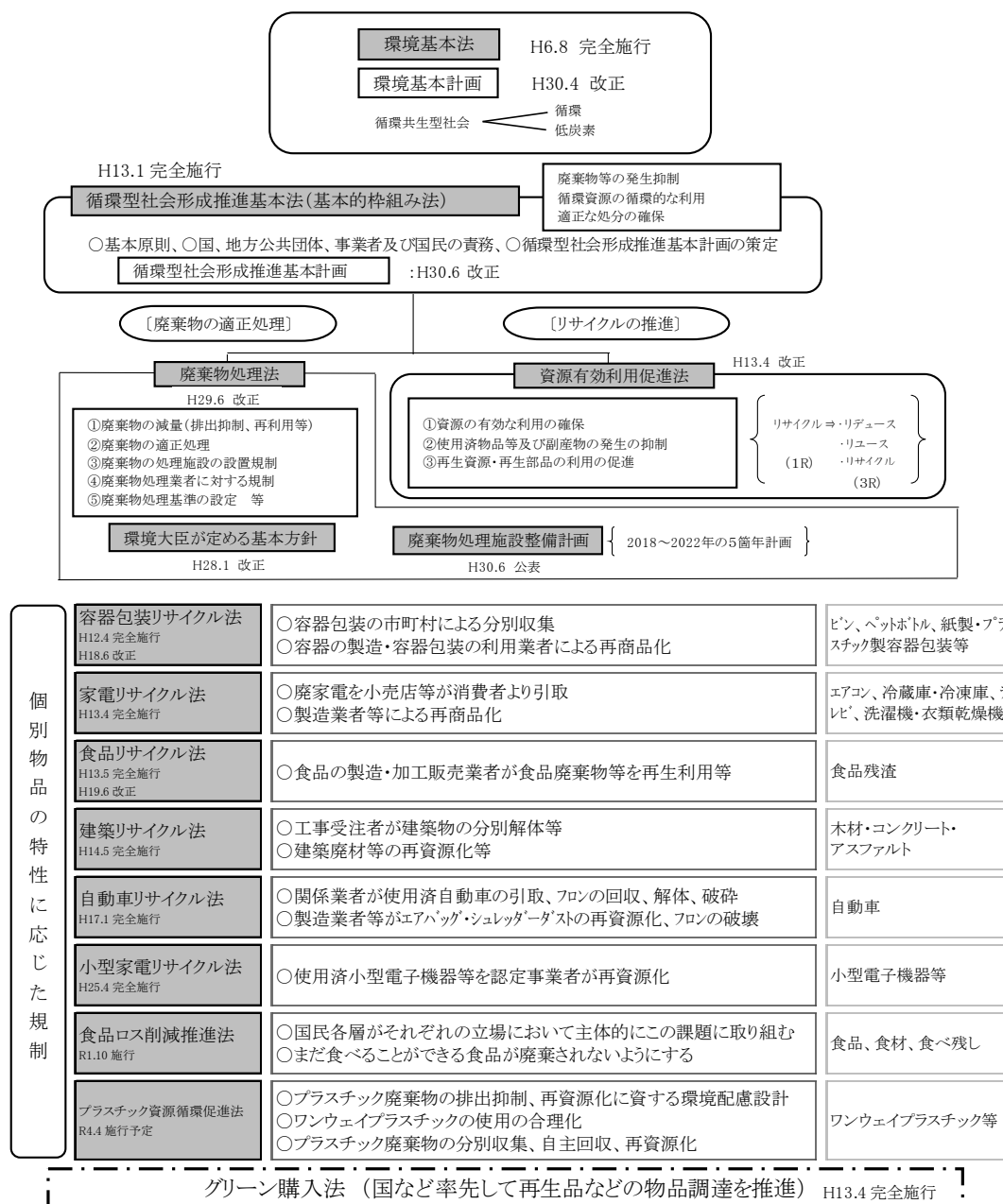


図 2-2-1 国の関係法令等

図 2-2-1 の中で示した廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき環境大臣が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」において、一般廃棄物の減量化の目標量（表 2-2-1）を定めるとともに、市町村の役割として以下の事項が述べられています。

国の基本方針における市町村の役割

- 環境教育・情報提供等による住民の自主的な取り組みの推進
- 一般廃棄物の適正な循環利用に努める
- 一般廃棄物処理に係るコストの分析及び情報提供
- 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進

表 2-2-1 一般廃棄物の減量化等の目標値

	家庭系ごみ	排出量	再生利用率	最終処分量
現状(平成 24 年度)	—	4,500 万 t	約 21%	470 万 t
目標 (令和 2 年度)	500g/人/日	約 12%削減	約 27%	約 14%削減

出典：環境省「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 28 年 1 月)

表 2-2-2 一般廃棄物の排出量の目標量

区 分	目標年度	目標量
ごみ排出量	2025 年度 (令和 7 年度)	約 850g/人/日
家庭系ごみ排出量		約 440g/人/日

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月)

2) 京都府の関係条例等

京都府では、京都府環境を守り育てる条例を制定しています。また、京都府環境基本計画、京都府循環型社会形成計画が策定されています。平成 28 年度には京都府循環型社会形成計画(第 2 期)が見直しされており、その中で表 2-2-3 に示す目標が設定されています。

表 2-2-3 一般廃棄物の目標

	排出量 (万 t)	再生利用率 (%)	減量率 (%)	最終処分量 (万 t)
平成 27 年度	84.3	15.6	71.4	11.0
令和 2 年度	70.5	18.3	68.7	9.2
削減率	-16.4%	—	—	-16.4%

出典：「京都府循環型社会形成計画(第 2 期)」(平成 28 年度)

第 2 節 近隣市町村の動向

京都府内で本市及び関係市町に隣接する市町村では、ごみ焼却施設が京都市に 3 施設と城南衛生管理組合に 2 施設、粗大ごみの処理、資源ごみの処理・保管を行う施設が京都市に 5 施設と城南衛生管理組合に 2 施設あり、最終処分場も京都市、城南衛生管理組合それぞれ 1 施設ずつあります。

第3章 ごみ発生量の見込み

現状施策等を継続した場合のごみ発生量の見込み（現状推移）は、表 2-3-1、図 2-3-1 に示すとおりです。原単位をみると、令和 18 年度で 825 g / 人 / 日（年間量 23,618 t / 年）となり、現状（令和元年度）と比較すると原単位で 5 g / 人 / 日増加する見込みです。

表 2-3-1 ごみ発生量の見込み（現状推移）

実績 ← → 将来予測												
区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R8	R13	R18
収集ごみ	t/年	15,969	15,656	15,547	15,996	15,889	15,726	15,751	15,724	15,629	15,514	15,262
直接搬入ごみ	t/年	5,908	5,865	5,895	6,111	6,492	6,318	6,365	6,394	6,518	6,624	6,703
集団回収	t/年	2,236	2,104	2,007	1,932	1,818	1,816	1,778	1,746	1,647	1,562	1,500
拠点回収	t/年	74	44	73	98	131	131	132	133	137	140	143
合計	t/年	24,187	23,670	23,521	24,137	24,331	23,990	24,026	23,998	23,931	23,841	23,607
原単位	g/人/日	819	803	796	815	820	813	815	814	815	818	825

* ごみの発生見込み（現状推移）は、今後ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を継続した場合のごみ量見込みです。

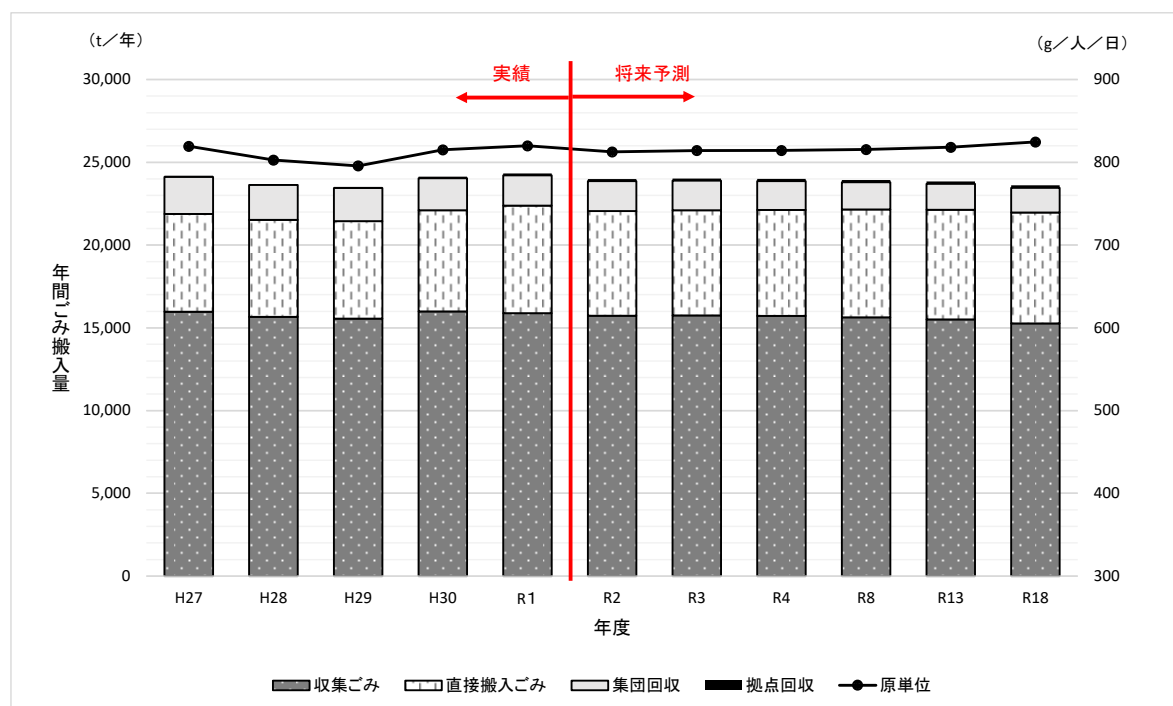


図 2-3-1 ごみ発生量の見込み（現状推移）

第4章 現状と課題

第1節 現状

1) ごみ処理の実態

ごみの排出量実績と国及び京都府の減量等の目標を比較すると表 2-4-1 に示すとおりです。

表 2-4-1 ごみ排出量の実績と国・京都府の目標量

区分		単位	長岡京市			国		京都府
			H24 (実績)	H27 (実績)	R1 (H31) (実績)	R2 (目標値)	R7 (目標値)	R2 (目標値)
排出量	総量	t / 年	24,566 (100.0%)	24,187 (98.5%)	24,331 (99.0%)	21,618 (88.0%)	—	—
		g / 人 / 日	842	819	820	—	850	—
	家庭系	g / 人 / 日	489	470	456	—	440	—
再生利用率		%	[15.3]	[14.8]	[13.3]	27.0	28.0	18.3
最終処分量	t / 年		3,434 (100.0%)	3,318 (96.6%)	3,537 (103.0%)	2,953 (86.0%)	—	2,774 —
			—	—	—	—	—	(83.6%)

注) 排出量及び再生利用率は、集団回収、拠点回収を含む。

排出量の家庭系については、目標値に合わせるため資源ごみを除いた量を示す。

網掛け部は、目標値を規定する数値。

()内は、国の目標については H24 実績に対する割合。京都府の目標については H27 実績に対する割合。長岡京市の実績については、H24 実績に対する割合。

[]内は、京都府の発表データによる再生利用量の割合。

2) 家庭系ごみの排出実態

収集ごみ（資源ごみを除く）の 1 人 1 日排出量は、減少傾向を示しており、令和元年度では 456 g / 人 / 日となり、京都府（京都市除く）平均 462 g / 人 / 日（H30 実績（集団回収除く））（京都府の一般廃棄物の処理状況（平成 30 年度実績））と比べると、少なくなっています。

3) 事業系一般廃棄物の処理実態

直接搬入ごみは、若干増加を示しており、平成 27 年度は 16.1 t / 日、令和元年度は 17.7 t / 日となっています。

4) 資源ごみの回収状況

資源ごみの回収状況と全国の回収状況を比較すると表 2-4-2 に示すとおりです。全国平均と比較して本市の資源ごみ収集原単位は、ほとんどの品目で低い値となっています。

表 2-4-2 資源ごみの回収状況（全国との比較）（令和元年度）

品目名		全国の状況（令和元年度）						長岡京市の実績（令和元年度）	
		分別 収集量 （t/年）	分別収集 対象人口 （万人）	収集 原単位 （g/人/日）	人口 カバー率 （%）	実施 市町村数	市町村 実施率 （%）	分別 収集量 （t/年）	収集 原単位 （g/人/日）
ガラス製	無色	264,979	12,369	5.9	97.9	1,637	94.0	200.2	6.8
	茶色	220,564	12,364	4.9	97.9	1,640	94.2	107.8	3.6
	その他の色	210,281	12,374	4.7	98.0	1,672	96.0	107.1	3.6
	合計	695,824	—	15.5	—	—	—	415.1	14.0
紙製容器包装		73,684	4,082	4.9	32.3	612	35.2	—	—
ペットボトル		323,082	12,583	7.0	99.6	1,713	98.4	146.2	4.9
プラスチック製容器包装		749,896	10,751	19.1	85.1	1,335	76.7	448.3	15.1
	内、白色トレイ	1,696	2,498	0.2	19.8	450	25.8	—	—
スチール製容器		140,628	12,306	3.1	97.4	1,688	97.0	57.0	1.9
アルミ製容器		138,848	12,312	3.1	97.5	1,690	97.1	80.9	2.7
段ボール製容器		569,440	11,723	13.3	92.8	1,588	91.2	241.1	8.1
飲料用紙製容器		10,489	10,707	0.3	84.8	1,252	71.9	0.3	0.0

注）実績のうち「飲料用紙製容器」については、拠点回収における「牛乳パック」の量とした。

出典：環境省「令和元年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について」

5) アンケート調査

本市では「廃棄物の減量・リサイクルの取り組みに関するアンケート」を市民や事業所等を対象に実施しています。

市民を対象に行ったアンケートの結果を表 2-4-3 に、事業所を対象にした結果を表 2-4-4 に示します。

表 2-4-3 市民アンケート結果

(H23：有効回答者数952 人)

(H28：有効回答者数607 人)

(R2：有効回答者数992 人)

	年度	やるつもりはない	やりたいが、やっていない	以前はやっていて	時々やる	やっている	無回答
過剰包装の商品購入は避け、エコバッグを使用する	H23	17 (1.8%)	70 (7.4%)	11 (1.2%)	320 (33.6%)	521 (54.7%)	13 (1.4%)
	H28	6 (1.0%)	23 (3.8%)	5 (0.8%)	147 (24.2%)	426 (70.2%)	—
	R2	4 (0.4%)	22 (2.2%)	4 (0.4%)	133 (13.4%)	813 (82.0%)	16 (1.6%)
リサイクル製品・詰替え使用可能な製品等を優先して購入・利用する	H23	16 (1.7%)	71 (7.5%)	2 (0.2%)	332 (35.2%)	505 (53.6%)	16 (1.7%)
	H28	9 (1.5%)	42 (6.9%)	3 (0.5%)	186 (30.6%)	367 (60.5%)	—
	R2	8 (0.8%)	38 (3.8%)	6 (0.6%)	341 (34.4%)	567 (57.2%)	32 (3.2%)
カン・ビン・トレイ・紙パック・食用油などをリサイクル回収に出す	H23	9 (0.9%)	28 (2.9%)	11 (1.2%)	124 (13.0%)	766 (80.5%)	14 (1.5%)
	H28	4 (0.7%)	17 (2.8%)	3 (0.5%)	61 (10.0%)	522 (86.0%)	—
	R2	11 (1.1%)	39 (3.9%)	12 (1.2%)	174 (17.5%)	732 (73.8%)	24 (2.4%)
新聞・雑誌などを古紙回収に出す	H23	11 (1.2%)	29 (3.0%)	33 (3.5%)	79 (8.3%)	789 (82.9%)	11 (1.2%)
	H28	4 (0.7%)	13 (2.1%)	8 (1.3%)	36 (5.9%)	546 (90.0%)	—
	R2	20 (2.0%)	41 (4.1%)	54 (5.4%)	105 (10.6%)	753 (75.9%)	19 (1.9%)
不要家具・家電品などをリサイクル業者に出す	H23	22 (2.3%)	137 (14.4%)	36 (3.8%)	230 (24.2%)	497 (52.2%)	30 (3.2%)
	H28	21 (3.5%)	97 (16.0%)	28 (4.6%)	144 (23.7%)	317 (52.2%)	—
	R2	37 (3.7%)	166 (16.7%)	48 (4.8%)	320 (32.3%)	388 (39.1%)	33 (3.3%)
コンポスト等で生ごみを堆肥化する	H23	285 (29.9%)	526 (55.3%)	37 (3.9%)	38 (4.0%)	46 (4.8%)	20 (2.1%)
	H28	223 (36.7%)	305 (50.2%)	23 (3.8%)	22 (3.6%)	34 (5.6%)	—
	R2	334 (33.7%)	467 (47.1%)	65 (6.6%)	47 (4.7%)	36 (3.6%)	43 (4.3%)

今回新たに加えた食品ロスに関する質問

傷みそうな食品を優先して使う	R2	33 (3.3%)	42 (4.2%)	16 (1.6%)	250 (25.2%)	627 (63.2%)	24 (2.4%)
早く食べる必要がある食品を冷蔵庫のすぐ見える位置に置く	R2	30 (3.0%)	62 (6.3%)	23 (2.3%)	347 (35.0%)	510 (51.4%)	20 (2.0%)
早く食べる必要がある食品がないか、週に1回以上冷蔵庫を点検する	R2	40 (4.0%)	144 (14.5%)	30 (3.0%)	345 (34.8%)	406 (40.9%)	27 (2.7%)
外出時にはマイボトル（水筒・タンブラー・マグカップ等）を持っていく	R2	52 (5.2%)	94 (9.5%)	23 (2.3%)	277 (27.9%)	523 (52.7%)	23 (2.3%)

注）平成23年度及び令和2年度については、16歳以上の市民2,000人に対して無作為抽出でアンケートを実施。

平成28年度については、啓発活動時に市内小売店等に来店者に対してアンケートを実施。

「過剰包装の商品購入は避け、エコバッグを使用する」では、「やっている」と答えた割合は82%となっており、「時々やる」と合わせると95%を超えています。

また、今回新たに加えた食品ロスに関する質問の結果では、「やっている」や「時々やる」を合わせると80%前後と高くなっていました。

表 2-4-4 事業所アンケート結果

(H23：有効回答者数 39 か所)
(H28：有効回答者数 49 か所)
(R 2：有効回答者数 22 か所)

	年度	事業との関わりがない	実施するつもりはない	今後実施したい	すでに実施している	分からない	該当しない	無回答
ミスコピーの裏面を利用	H23	—	2 (5.1%)	1 (2.6%)	35 (89.7%)	—	—	1 (2.6%)
	H28	—	3 (6.1%)	3 (6.1%)	43 (87.8%)	—	—	—
	R 2	—	1 (2.4%)	—	20 (47.6%)	—	1 (2.4%)	20 (47.6%)
コピー用紙や封筒への再生紙の利用	H23	—	—	2 (5.1%)	36 (92.3%)	—	—	1 (2.6%)
	H28	—	—	13 (26.5%)	31 (63.3%)	4 (8.2%)	—	1 (2.0%)
	R 2	—	3 (13.6%)	1 (4.5%)	15 (68.2%)	1 (4.5%)	2 (9.1%)	—
社内便などへの使用済み封筒の再利用	H23	—	—	—	38 (97.4%)	—	—	1 (2.6%)
	H28	1 (2.0%)	1 (2.0%)	3 (6.1%)	44 (89.8%)	—	—	—
	R 2	—	1 (4.5%)	1 (4.5%)	16 (72.7%)	—	4 (18.2%)	—
詰替え可能製品の利用勧奨や、使い捨て製品の使用や購入の抑制	H23	1 (2.6%)	1 (2.6%)	3 (7.7%)	30 (76.9%)	—	—	4 (10.3%)
	H28	1 (2.0%)	1 (2.0%)	7 (14.3%)	39 (79.6%)	1 (2.0%)	—	—
	R 2	—	—	2 (9.1%)	18 (81.8%)	—	2 (9.1%)	—
製品の修理による長期使用	H23	1 (2.6%)	—	2 (5.1%)	34 (87.2%)	—	—	2 (5.1%)
	H28	—	—	2 (4.1%)	45 (91.8%)	2 (4.1%)	—	—
	R 2	—	—	—	—	—	—	—
エコマーク製品の優先的な購入	H23	—	—	12 (30.8%)	22 (56.4%)	—	—	5 (12.8%)
	H28	1 (2.0%)	4 (8.2%)	18 (36.7%)	15 (30.6%)	9 (18.4%)	—	2 (4.1%)
	R 2	—	1 (4.5%)	6 (27.3%)	10 (45.5%)	—	5 (22.7%)	—
紙(段ボールやOA用紙等)の分別収集・再資源化	H23	—	—	3 (7.7%)	34 (87.2%)	—	—	2 (5.1%)
	H28	—	—	6 (12.2%)	42 (85.7%)	1 (2.0%)	—	—
	R 2	—	—	1 (4.5%)	20 (90.9%)	—	1 (4.5%)	—
カン・ビン等の分別収集・資源化	H23	—	1 (2.6%)	2 (5.1%)	34 (87.2%)	—	—	2 (5.1%)
	H28	1 (2.0%)	—	10 (20.4%)	37 (75.5%)	1 (2.0%)	—	—
	R 2	—	—	—	21 (95.5%)	1 (4.5%)	—	—
使用済み容器・包装材の回収	R 2	—	1 (4.5%)	2 (9.1%)	15 (68.2%)	—	4 (18.2%)	—
廃棄物減量のための事業プロセスの改善	R 2	—	2 (9.1%)	3 (13.6%)	12 (54.5%)	1 (4.5%)	3 (13.6%)	1 (4.5%)
産業廃棄物の適正処理、リサイクル	R 2	—	—	—	17 (77.3%)	—	4 (18.2%)	1 (4.5%)

	年度	集団回収を利用したい	市の拠点回収を利用したい	独自のリサイクル業者を利用	可燃ごみとして処分	未定	無回答
紙ごみの排出方法	H28	15 (30.6%)	1 (2.0%)	22 (44.9%)	—	10 (20.4%)	1 (2.0%)

注) 平成23年度及び令和2年度については、業種ごとに無作為抽出した長岡京市内の70事業所に対してアンケートを実施。
平成28年度については、無作為抽出した長岡京市内の80事業所に対してアンケートを実施。

事業所アンケートでは、「紙(段ボールや OA 用紙等)の分別収集・再資源化」や「カン・ビン等の分別収集・資源化」について「すでに実施している」が 90%を超えており、「今後実施したい」を含めると 95%程度となっています。

6) 施設の状況

(1) ごみ処理施設

現状処理能力面では問題ないが、1・2号炉では、平成22～23年度に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、作業環境、作業効率などを大幅に改善しました。また、3号炉では熱回収（発電）が可能であることから、令和元年度の処理においては3号炉を中心に運転しています。

ごみ処理施設の状況を表2-4-5に示します。

表 2-4-5 ごみ処理施設の状況（令和元年度）

項目		概要
処理量（t）		37,896.23
稼働日数（日）	1号炉	163
	2号炉	214
	3号炉	285
稼働日当たり処理量（t/日）	1号炉	53
	2号炉	49
	3号炉	66

出典：乙訓環境衛生組合「令和元年版 事務報告」

(2) リサイクルプラザ

粗大ごみ及び資源ごみの処理を行っているリサイクルプラザは、平成10年から供用を開始し、老朽化が進んでいる状況です。

表 2-4-6 リサイクルプラザの状況（令和元年度）

区 分	概 要	
	粗大ごみ処理設備	資源ごみ処理設備
処理量	2,322.26 t 粗大ごみ：953.72 t その他不燃物：1,368.54 t	カン類：325.89 t ビン類：812.43 t
稼働日数	242 日	
稼働日当たり処理量	9.6 t / 日	カン類処理設備：1.3 t / 日 ビン類処理設備：3.4 t / 日

出典：乙訓環境衛生組合「令和元年版 事務報告」

(3) プラプラザ

プラプラザにはプラスチック製容器包装圧縮梱包施設とペットボトル処理施設があり、ペットボトル処理施設は平成23年度の供用開始から約10年ですが、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設は平成13年の供用開始から約20年を経過しています。

表 2-4-7 プラプラザの状況（令和元年度）

項目	概要
処理量	その他プラスチック類：808.81 t ペットボトル：286.29 t

出典：乙訓環境衛生組合「令和元年版 事務報告」

（４）最終処分場

現在、最終処分は勝竜寺埋立地での処分と大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託により行っています。勝竜寺埋立地の残余容量については逼迫した状況にあることから、焼却残渣のほとんどを大阪湾広域臨海環境整備センターに搬出し、その他の埋立物等を勝竜寺埋立地に搬出しています。

表 2-4-8 最終処分場の状況（勝竜寺埋立地）

項目	概要
埋立容量（覆土含む）	686 m ³ /年
残余容量（令和元年度末）	56,867 m ³
埋立開始年	1981 年

出典：京都府「平成 30 年度一般廃棄物の処理状況について」

第2節 平成29年3月改定版における基本計画の総括

前改定版の計画では、基本方針として「市民、事業者、市が一体となってごみを出さない社会への転換」「ごみの中から資源ごみを生み出す環境にやさしいまちづくり」「ルールとマナーがつくる美しく快適なまちづくり」「将来の環境を考えた環境負荷の少ない適正な処理」を掲げました。

取り組みの把握・評価をするため、主指標として「ごみの総量（集団回収・拠点回収を除く）を平成17（2005）年度比20%減の19,860 t/年」「再生利用率を同5ポイント増の約21%」「最終処分量を同18%減の年3,123 t/年」にするという新たな目標値を設定しました。

これらの目標値を達成するため、基本方針のもとに「減らす」「育てる」「考える」を基本コンセプトとして、重点的に取り組む「重点テーマ」ごとにごみ減量につながる施策を策定し実施しました。これらの目標値に対する令和元年度実績における状況は、表2-4-9に示すとおりとなっています。

近年のごみ減量ペースが緩やかになっており、ごみ排出量等の傾向を踏まえるとごみの総量（集団回収・拠点回収を除く）を平成17（2005）年度比で20%削減する目標値や再生利用率を約21%とする目標値の達成には厳しい状況となっています。ごみの総量（集団回収・拠点回収を除く）の削減に向けて、紙ごみ等の削減対策として、集団回収団体の協力を得た拠点回収場所の拡充や公共施設での拠点回収の実施により市民・事業者が利用しやすい古紙の拠点回収場所を提供しました。

食品ロス削減施策として、保育所や小中学校給食の調理くずをリサイクルし、飼料化したものを保育所や小中学校の菜園で活用しました。また、「30・10（さんまるいちまる）運動」のポスターを商工会を通じて事業者へ配布し啓発を行いました。市民に対しては新聞・ホームページ等により周知啓発を実施しました。

その他では、平成28年9月に設立されたフードバンク長岡京に対して、様々なイベントでの広報活動の支援やフードドライブを市役所で月1回開催できる環境を整えました。

令和3年2月から、ごみ減量を目的とした手数料を付加しない半透明のごみ袋の使用を求める指定ごみ袋制度の導入も実施しました。

表2-4-9 計画の目標値と令和元年度実績

【減量化目標】

	平成17年度 基準年度	令和元年度 (平成31年度) 14年目実績	平成17年度 増減	令和3年度 (平成33年度) 目標値
ごみの総量 (集団回収・拠点 回収を除く)	24,830 t/年	22,382 t/年	2,448 t/年減 9.9%減	19,860 t/年

【再資源化目標】

	平成 17 年度 基準年度	令和元年度 (平成 31 年度) 14 年目実績	平成 17 年度比 増減	令和 3 年度 (平成 33 年度) 目標値
再生利用率	約 16%	約 13%	約 3 ポイント減	約 21%

【最終処分量削減目標】

	平成 17 年度 基準年度	令和元年度 (平成 31 年度) 14 年目実績	平成 17 年度比 増減	令和 3 年度 (平成 33 年度) 目標値
最終処分量	3,820 t /年	3,537 t /年	283 t /年減	3,123 t /年

第3節 課題

1) 排出抑制

(1) ごみ量の削減

収集ごみ（家庭系）の1人1日排出量（資源ごみを除く）は、平成27年度では470.3g/人/日でしたが、令和元年度（平成31年度）には456.4g/人/日となっており、減少傾向を示しています。

一方、直接搬入ごみ（主に事業系）はおおむね増加傾向にあります。ごみ量の増減については、景気や事業所数、就業者数など様々な状況に影響されるため、排出量についての評価は困難ですが、事業系ごみの排出量減量を進める必要があります。

ごみ処理経費や施設の処理能力、最終処分場の残余容量を考えると、事業者への指導を徹底するなどして、事業系ごみの減量化を図るとともに、市民への啓発も推進し、市民のライフスタイルを循環型に転換する必要があります。

(2) プラスチックごみの削減

国は、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げました。その後、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、使い捨てプラスチック排出量の削減などを目指すこととしています。

このような状況の中、第5章で示すごみ組成調査の結果から分かるように、本市でも可燃ごみの中に多くのプラスチックごみが含まれている状況です。

本市のみならず全国的にも廃プラスチック類の削減は大きな課題となっていることから、廃プラスチック類の削減について検討していく必要があります。

国は、プラスチックごみの一括回収を行う方針を打ち出しており、本市においても容器包装以外のプラスチックについて、国や他自治体の動向、社会情勢等を参考に回収のあり方について検討を行う必要があります。

(3) 再生利用率の向上

本市では、再生利用率が京都府の目標に比べて低い状況にあります。

また、収集されるごみの中に資源化可能なものが混入している状況があります。本市では、令和3年2月から指定ごみ袋制度を導入しています。今後、指定ごみ袋制度導入後の家庭系ごみ排出量の推移を把握するとともに、資源物の分別につながっているかなど、排出実態を把握して指定ごみ袋制度の導入効果の検証も必要です。

(4) 食品ロスの削減

近年、本来食べることができる食品が食品廃棄物として多量に廃棄されていることが、全国的に問題視されており、国の第四次循環型社会形成推進基本計画においても大きく取り上げられています。本市においても同様に食品ロスが発生していることは、第5章で示すごみの組成調査の結果からも明らかとなっています。

このことから、家庭における賞味期限と消費期限の正しい理解、買い物前の冷蔵庫チェック、飲食店等における仕入れ時の工夫、適量の提供や 30・10（さんまるいちまる）運動の推進、家庭や事業所におけるフードバンクの利用等を推進する食品ロスの削減に向けた対策が必要です。

（５）温室効果ガスの削減

令和２年10月、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（※）、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

本市でも、ごみ減量・リサイクルの推進にあたり、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分といったあらゆる過程において、組合とも連携し環境負荷の低減に努める必要があります。

※「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味しています。

２）収集・運搬

（１）古紙等の収集体制の検討

世帯人数の減少、ライフスタイルの多様化、自治会加入率の低下などにより、集団回収等の古紙回収に古紙を出す機会が減ってきている現状があります。よって、地域の集団回収を拠点回収として市民や市内の事業所に開放し、「より多くの市民や事業者」が古紙回収拠点を利用して「より多くの古紙等の回収」を実施できる体制整備の検討に努めることが求められます。

（２）分別区分の調整

市民の負担軽減等を考慮しながら、乙訓環境衛生組合の処理施設に合った分別区分にすることの検討が求められています。

３）中間処理

古紙等資源ごみ、食品残渣等資源化可能な一般廃棄物について、焼却から再資源化への変換が求められています。

４）最終処分

大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託の次期計画は未定ですが、現計画（平成 30 年 3 月変更認可）により、受入期間は令和 14 年度まで継続して可能になりましたが、最終処分場の延命を図るため引き続きごみ減量のための取り組みが必要です。

第5章 ごみ組成調査

第1節 調査の目的

家庭から排出される家庭ごみ（可燃ごみ）、事業所から排出される事業系ごみのそれぞれについて、その組成を調査し、ごみ組成や分別状況、資源化可能物及び食品ロスとの混入状況を把握することを目的に実施しました。

第2節 調査内容

1) 調査内容

家庭系、事業系ごとに一般廃棄物の可燃ごみについて、ごみ組成調査を行いました。

2) 調査場所

調査施設：プラスチック製容器包装圧縮梱包施設（1・2番ヤード）

所在地：京都府長岡京市勝竜寺下長黒1-1地内

3) 調査対象

家庭系可燃ごみ収集地区の形態による特性を、事業系可燃ごみについては事業形態による特性を把握するため、それぞれ家庭系可燃ごみを新興住宅、旧市街、集合住宅の3区分とし、事業系可燃ごみをオフィス系、飲食系の2区分としました。

4) 調査日程

調査は表2-5-1に示すとおり、夏季及び冬季に実施しました。

表2-5-1 調査日程

区 分		調査日程	
		夏季調査	冬季調査
家庭系ごみ	新興住宅	令和2年7月30日	令和3年2月18日
	旧市街	令和2年7月27日	令和3年2月22日
	集合住宅	令和2年7月13日	令和3年2月25日
事業系ごみ	オフィス系	令和2年7月20日	令和3年3月5日
	飲食系	令和2年7月17日	令和3年2月22日

5) 調査対象量

家庭系可燃ごみ：約300kg（1検体当たり）

事業系可燃ごみ：約200kg（1検体当たり）

6) 調査手順

調査の手順は図2-5-1に示すとおりであり、ごみの搬入、試料のサンプリング、試料の分類、重量等計測、調査ごみの処分の作業分類に分けられます。

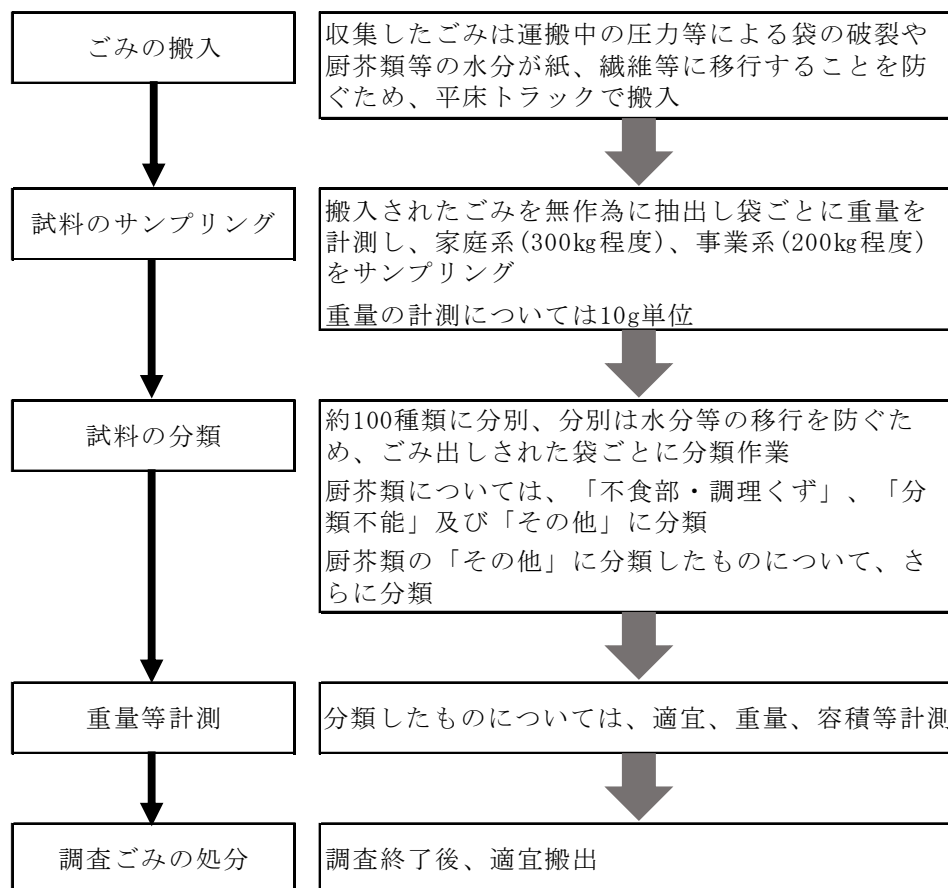


図 2-5-1 調査の手順

7) 調査方法

(1) 調査分類

ごみ組成調査の分類は表 2-5-2(1)～(2)に示すとおりです。

(2) 調査方法

搬入された対象ごみから調査対象数量分を抜き取り、ごみ出しされた袋ごとに分類調査を行いました。

小分類に分類された試料は該当する区分（小分類）ごとにそれぞれの重量を 10 g 単位まで計測するとともに個数把握（分類表中※のみ）を行いました。

なお、容積の調査については、計量時の容器を目安として目分量で判断しました。

また、厨芥類については、「不食部・調理くず」、「分類不能」及び「その他」に分類したのち、「その他」について小分類に分類しました。

表 2-5-2(1) ごみ組成分類一覧(夏季) (1/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考
プラスチック類	容器包装	プラボトル	プラボトル	収集対象外ペットボトルも含む
			ペットボトル※	分別収集対象のみ
		トレイ、カップ、パック、コップ台紙付容器	白色発泡食品トレイ※	
			その他の食品トレイ	
			その他のトレイ・カップ・パック・コップ・台紙付き容器・小型容器	小型容器は醤油、薬パッケージ等。口栓付きパウチ容器含む
		手提げ袋	大型 手提げ袋 ※	ごみ出し用 ごみ捨て用（拳大以上） そのまま
			スーパー 等手提げ 袋※	ごみ出し用 ごみ捨て用（拳大以上） そのまま
				40cm角以上大型の手提げ袋、大型はスーパーで使われた場合も含む
		ブラ袋	ブラ袋・フィルム・シート・シュリンク包装、ラップ 詰替え用ブラ袋・アルミ蒸着袋※	複合アルミ箔、レトルトのアルミ箔も含む ブラ袋又はアルミ蒸着袋の詰替え用袋
		スクイーズ・チューブ、スティック容器		
		発泡製緩衝材		宅配用や大型の発泡性保冷容器も含む
		その他（法対象）	クッション・その他容器包装（化粧品容器・吸水シート・ワイシャツの襟サポーター・洋服販売時のハンガー等）	容器包装リサイクル法の対象物
	その他	使い捨てライター	使い捨てライター※	
		注射容器等危険物		
		その他（大型成型品）		30cm四方以上＆長尺物（厳密ではない）、市販されているごみ袋
		その他（小型成型品）		商品、家庭用ラップ（値札等貼っていない）等
		その他雑プラスチック		ひも、結束テープ、湿布シート等
		事業所からのプラスチック		
	ごみ袋			
ゴム・皮革類	その他	輪ゴム、ゴム手袋、運動靴、長靴、革製靴、ベルト類		
		事業所からのゴム、皮革類		
紙類	容器包装	紙パック（アルミコーティング有）		
		紙パック（アルミコーティング無）		
		段ボール		
		紙箱		
		紙袋、包装紙等		
	古紙	新聞	折ったまま廃棄等何も包まず 生ごみや割れ物等を包む	丸めたものを含む
		折込広告・PRチラシ（1枚もの）		
		本・雑誌・PR本		PR誌は冊子状のもの
		雑紙（ミックスペーパー）	カレンダー・メモ用紙・名刺・DM手紙・コピー用紙・感熱紙以外のレシート、紙筒、1枚もののPR紙等	窓付き封筒含む サービス業の袋、宅配便等で自分で包んだ紙等法対象外容器包装でリサイクル可能な物含む
	その他	紙おむつ	大人用※ 子ども用※	
		ベツシート		大人用とはっきり分かる物以外のシート状
		吸水樹脂製品		生理用品等
		その他リサイクル不可能な紙	ティッシュ・紙おしぼり・紙紐・感熱紙・プラスチックコーティングされた紙・紙コップ・葉書以下の小さな紙	油をしみ込ませた紙、汚れの激しい紙も含む
		事業所からの紙類		
繊維類	衣類	衣服、タオル、シーツ類		古着やウェスへ資源化可能な物＝シャツ等以上。雑巾等に使えない下着や靴下等はその他
	その他	人形、寝具、調度品、靴、はぎれ、雑巾、シップ、布テープ等		不織布製品
		事業所からの繊維類		
木片類	その他	その他 事業所からの木片類		
草木類	生け花			
	剪定枝			
厨芥類	手付かず食品・未利用食品（100%残存）	未利用食材	消費期限前	ほぼ原形をとどめているもの
			消費期限後1週間以内	
			消費期限1週間以上	
		未利用調理済み食品	不明	
			消費期限前	
			消費期限後1週間以内	
	手付かず食品・未利用食品（100%未満残存）	未利用食材	消費期限1週間以上	半分以上原形が残っているもの
			消費期限前	
			消費期限後1週間以内	
		未利用調理済み食品	消費期限1週間以上	
			消費期限前	
			消費期限後1週間以内	
	食べ残し	不食部・調理くず	不明	
	分類不能	物理的可食	物理的可食（～過剰除去）	
		非可食	非可食	

表 2-5-2(1) ごみ組成分類一覧(夏季) (2/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考
ガラス類	容器包装	ビン類	リターナルビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			酒ビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			飲料水のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			調味料のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			食料品のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			薬のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			食料品のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
	その他	有害製品	蛍光灯（直管、曲管、電球型）※	
			鏡	
			その他有害製品	
		その他	電球類	
			その他（コップ、灰皿等）	
金属類	容器包装	飲料水の缶	アルミ缶※	
			スチール缶※	
		缶詰、缶箱		
		ペットフード等の缶詰、缶箱		
		一斗缶		
	その他	スプレー缶	簡易ガスボンベ（穴あき）※	
			簡易ガスボンベ（穴無中身有）※	
			簡易ガスボンベ（穴無中身無）※	
			スプレー缶（穴あき）※	
			スプレー缶（穴無中身有）※	
			スプレー缶（穴無中身無）※	
		その他	アルミトレイ、王冠、リップチューブ等	
陶磁器類	その他	単一金属製品	鍋、釜、食器、包丁、クリップ等	
		複合金属製品 （リサイクル不適）	小型家電、電線等	
			かさ、ハンガー等	
		乾電池※		
		ボタン電池※		
		充電式電池※		
		危険物（カミソリ等）		
その他	その他	食生活用品、灰皿等日用品、置物		
		事業所からの陶磁器類		
		犬の糞		
		煙草の吸殻、掃除機ごみ		
その他	その他	事業所からのその他可燃・準可燃		
		土砂、粘土等		
その他	その他	事業所からのその他不燃		
その他	その他	猫のトイレ用砂		

表 2-5-2(2) ごみ組成分類一覧(冬季)(1/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考
プラスチック類	容器包装	プラボトル	プラボトル ペットボトル※	収集対象外ペットボトルも含む 分別収集対象のみ
		トレイ、カップ、バック、コップ台紙付容器	白色発泡食品トレイ※	
			その他の食品トレイ	
			その他のトレイ・カップ・バック・コップ・台紙付き容器・小型容器	小型容器は醤油、薬パッケージ等。口栓付きパウチ容器含む
		手提げ袋	大型手提げ袋※	40cm角以上大型の手提げ袋、大型はスーパーで使われた場合も含む
			ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上)	
			そのまま	
			スーパー等手提げ袋※	
			ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上)	
			そのまま	
		ブラ袋	ブラ袋・フィルム・シート・シュリンク包装、ラップ 詰替え用ブラ袋・アルミ蒸着袋※	複合アルミ箔、レトルトのアルミ箔も含む ブラ袋又はアルミ蒸着袋の詰替え用袋
		スクイーズ・チューブ、スティック容器		
		発泡製緩衝材		宅配用や大型の発泡性保冷容器も含む
	その他	その他(法対象)	クッション・その他容器包装(化粧品容器・吸水シート・ワイシャツの襟サポーター・洋服販売時のハンガー等)	容器包装リサイクル法の対象物
		使い捨てライター	使い捨てライター※	
		注射容器等危険物		
		その他(大型成型品)		30cm四方以上&長尺物(厳密ではない)、市販されているごみ袋
		その他(小型成型品)		商品、家庭用ラップ(値札等貼っていない)等
		その他雑プラスチック		ひも、結束テープ、湿布シート等
		事業所からのプラスチック		
	ごみ袋			
ゴム・皮革類	ゴム	輪ゴム、ゴム手袋、運動靴、長靴、革製靴、ベルト類		
	その他	事業所からのゴム、皮革類		
紙類	容器包装	紙バック(アルミコーティング有)		
		紙バック(アルミコーティング無)		
		段ボール		
		紙箱		
		紙袋、包装紙等		
	古紙	新聞	折ったまま廃棄等何も包まず 生ごみや割れ物等を包む	丸めたものを含む
		折込広告・PRチラシ(1枚もの)		
		本・雑誌・PR本		PR誌は冊子状のもの
		雑紙(ミックスペーパー)	カレンダー・メモ用紙・名刺・DM手紙・コピー用紙・感熱紙以外のレシート、紙筒、1枚もののPR紙等	窓付き封筒含む サービス業の袋、宅配便等で自分で包んだ紙等法対象外容器包装でリサイクル可能な物含む
	その他	紙おむつ	大人用※ 子ども用※	
		ベットシート		大人用とはっきり分かる物以外のシート状
		吸水樹脂製品		生理用品等
		その他リサイクル不可能な紙	ティッシュ・紙おしぼり・紙紐・感熱紙・プラスチックコーティングされた紙・紙コップ・葉書以下の小さな紙	油をしみ込ませた紙、汚れの激しい紙も含む
		事業所からの紙類		
繊維類	衣類	衣服、タオル、シーツ類		古着やウェスへ資源化可能な物=シャツ等以上。雑巾等に使用えない下着や靴下等はその他
	その他	人形、寝具、調度品、靴、はぎれ、雑巾、シップ、布テープ等		不織布製品
		事業所からの繊維類		
木片類	その他	その他		
		事業所からの木片類		
草木類	生け花			
	剪定枝			
厨芥類	手付かず食品・未利用食品(100%残存)	未利用食材	消費期限前	ほぼ原形をとどめているもの (100%残存)
			消費期限後1週間以内	
			消費期限1週間以上	
		未利用調理済み食品	不明	
			消費期限前	
			消費期限後1週間以内	
			消費期限1週間以上	
			不明	
			不明	
	手付かず食品・未利用食品(99~50%残存)	未利用食材	消費期限前	半分以上原形が残っているもの (99~50%残存)
			消費期限後1週間以内	
			消費期限1週間以上	
		未利用調理済み食品	不明	
			消費期限前	
			消費期限後1週間以内	
			消費期限1週間以上	
			不明	
			不明	
	手付かず食品・未利用食品(50%未満残存)	未利用食材	消費期限前	原形が半分未満のもの (50%未満残存)
			消費期限後1週間以内	
			消費期限1週間以上	
		未利用調理済み食品	不明	
			消費期限前	
			消費期限後1週間以内	
			消費期限1週間以上	
			不明	
			不明	
	食べ残し			
	不食部・調理くず	物理的可食	物理的可食(〜過剰除去)	
		非可食	非可食	
	分類不能			

表 2-5-2(2) ごみ組成分類一覧(冬季)(2/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考
ガラス類	容器包装	ビン類	リターナルビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			酒ビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			飲料水のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			調味料のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			食料品のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			薬のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
			食料品のビン※	白色
				茶色
				緑色
				その他
	その他	有害製品	蛍光灯（直管、曲管、電球型）※	
			鏡	
		その他	その他有害製品	
			電球類	
金属類	容器包装	缶類	アルミ缶※	
			スチール缶※	
	その他	単一金属製品	簡易ガスボンベ（穴あき）※	
			簡易ガスボンベ（穴無中身有）※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの
			簡易ガスボンベ（穴無中身無）※	
			スプレー缶（穴あき）※	
			スプレー缶（穴無中身有）※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの
			スプレー缶（穴無中身無）※	
			アルミトレイ、王冠、リップチューブ等	レンジ油、アルミホイルはその他
陶磁器類	その他	複合金属製品 （リサイクル不適）	小型家電、電線等	
			かさ、ハンガー等	
			乾電池※	
			ボタン電池※	
			充電式電池※	
その他	その他 可燃	事業所からのその他可燃・準可燃	犬の糞	新聞紙に包んだり、袋に入ったままのもの
			煙草の吸殻、掃除機ごみ	
			事業所からのその他可燃・準可燃	
	その他 不燃	事業所からのその他不燃	土砂、粘土等	
			事業所からのその他不燃	
	その他	事業所からのその他不燃		
			猫のトイレ用砂	袋に入ったままのもの

第3節 調査結果

1) 家庭系ごみ

(1) 成分別組成

調査の結果を表 2-5-3(1)～(2)に示します。組成割合(重量)をみると、いずれの調査区分でも「プラスチック類」、「紙類」及び「厨芥類」の割合が多く、夏季には、季節的かつ一時的なごみ(繊維類や草木類)の排出が10%を超える割合で排出されていますが、これらは排出状況の全体的な特性ではないと考えられます。

また、成分別の組成割合(容積)は表 2-5-3(2)に示すとおりであり、いずれの調査区分でも「プラスチック類」及び「紙類」が多く、家庭系全体においても同様の傾向でした。

なお、地区別、季節的に大きな差はみられませんでした。

表 2-5-3(1) 成分別組成(重量)

単位: kg

	成 分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	40.57	14.26%	43.32	14.96%	60.91	20.72%	144.80	16.68%
	ゴム・皮革類	1.38	0.48%	5.02	1.73%	6.00	2.04%	12.40	1.43%
	紙類	99.96	35.13%	74.81	25.83%	78.74	26.79%	253.51	29.20%
	繊維類	25.90	9.10%	18.93	6.54%	60.95	20.73%	105.78	12.19%
	木片類	0.98	0.34%	3.15	1.09%	1.90	0.65%	6.02	0.69%
	草木類	4.61	1.62%	52.54	18.14%	10.82	3.68%	67.97	7.83%
	厨芥類	104.03	36.56%	85.47	29.51%	72.44	24.64%	261.94	30.17%
	ガラス類	0.63	0.22%	1.50	0.52%	1.11	0.38%	3.24	0.37%
	金属類	1.64	0.58%	2.85	0.98%	1.03	0.35%	5.51	0.63%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	4.85	1.70%	2.03	0.70%	0.06	0.02%	6.94	0.80%
	各項目合計	284.54	100.00%	289.60	100.00%	293.96	100.00%	868.11	100.00%
	流出水分等	5.29	1.82%	11.30	3.76%	8.67	2.86%	25.26	2.83%
	総合計	289.83	—	300.91	—	302.63	—	893.37	—
冬 季	プラスチック類	39.50	13.23%	42.95	15.78%	49.67	18.24%	132.12	15.67%
	ゴム・皮革類	0.13	0.04%	0.00	0.00%	1.25	0.46%	1.38	0.16%
	紙類	119.56	40.05%	97.68	35.88%	85.05	31.24%	302.28	35.86%
	繊維類	11.17	3.74%	10.11	3.72%	12.10	4.44%	33.38	3.96%
	木片類	1.27	0.42%	2.43	0.89%	0.97	0.36%	4.67	0.55%
	草木類	2.65	0.89%	8.51	3.13%	0.78	0.29%	11.93	1.42%
	厨芥類	110.61	37.05%	103.81	38.14%	103.99	38.20%	318.41	37.77%
	ガラス類	0.45	0.15%	0.47	0.17%	0.11	0.04%	1.03	0.12%
	金属類	4.58	1.54%	3.82	1.40%	4.47	1.64%	12.88	1.53%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	8.62	2.89%	2.42	0.89%	13.83	5.08%	24.88	2.95%
	各項目合計	298.54	100.00%	272.21	100.00%	272.22	100.00%	842.96	100.00%
	流出水分等	2.05	0.68%	1.31	0.48%	1.67	0.61%	5.03	0.59%
	総合計	300.58	—	273.52	—	273.89	—	847.99	—
年 間	プラスチック類	80.06	13.73%	86.28	15.36%	110.58	19.53%	276.92	16.18%
	ゴム・皮革類	1.51	0.26%	5.02	0.89%	7.25	1.28%	13.78	0.81%
	紙類	219.52	37.65%	172.48	30.70%	163.79	28.93%	555.79	32.48%
	繊維類	37.07	6.36%	29.05	5.17%	73.05	12.90%	139.17	8.13%
	木片類	2.25	0.39%	5.58	0.99%	2.87	0.51%	10.70	0.63%
	草木類	7.25	1.24%	61.05	10.87%	11.60	2.05%	79.90	4.67%
	厨芥類	214.65	36.81%	189.28	33.69%	176.43	31.16%	580.35	33.92%
	ガラス類	1.08	0.19%	1.97	0.35%	1.22	0.22%	4.27	0.25%
	金属類	6.22	1.07%	6.67	1.19%	5.50	0.97%	18.39	1.07%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	13.47	2.31%	4.45	0.79%	13.89	2.45%	31.81	1.86%
	各項目合計	583.08	100.00%	561.81	100.00%	566.18	100.00%	1,711.07	100.00%
	流出水分等	7.33	1.24%	12.62	2.20%	10.34	1.79%	30.29	1.74%
	総合計	590.41	—	574.43	—	576.52	—	1,741.36	—

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-3(2) 成分別組成(容積)

単位: ℓ

	成 分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	1,868	46.07%	1,405	40.84%	1,473	58.37%	4,746	47.37%
	ゴム・皮革類	6	0.15%	16	0.46%	29	1.15%	51	0.51%
	紙類	1,555	38.33%	1,112	32.32%	618	24.50%	3,285	32.78%
	繊維類	197	4.86%	156	4.52%	135	5.35%	488	4.87%
	木片類	8	0.20%	31	0.89%	4	0.16%	43	0.42%
	草木類	51	1.26%	387	11.25%	59	2.34%	497	4.96%
	厨芥類	342	8.43%	271	7.88%	196	7.76%	809	8.07%
	ガラス類	1	0.03%	1	0.04%	3	0.13%	6	0.06%
	金属類	14	0.34%	34	0.98%	6	0.23%	53	0.53%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	13	0.33%	29	0.83%	0	0.01%	42	0.42%
	各項目合計	4,055	100.00%	3,441	100.00%	2,523	100.00%	10,019	100.00%
冬 季	プラスチック類	848	33.18%	1,292	44.70%	1,061	41.25%	3,201	39.92%
	ゴム・皮革類	0	0.01%	0	0.00%	15	0.58%	15	0.19%
	紙類	1,200	46.93%	1,099	38.03%	932	36.23%	3,231	40.29%
	繊維類	99	3.87%	99	3.41%	70	2.72%	268	3.34%
	木片類	9	0.33%	38	1.31%	20	0.78%	67	0.83%
	草木類	46	1.80%	35	1.21%	4	0.16%	85	1.06%
	厨芥類	311	12.16%	270	9.35%	399	15.50%	980	12.22%
	ガラス類	0	0.02%	1	0.03%	0	0.00%	2	0.02%
	金属類	27	1.04%	34	1.16%	35	1.34%	95	1.18%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	17	0.67%	23	0.80%	37	1.44%	77	0.96%
	各項目合計	2,556	100.00%	2,890	100.00%	2,573	100.00%	8,019	100.00%
年 間	プラスチック類	2,716	41.09%	2,697	42.60%	2,534	49.73%	7,947	44.06%
	ゴム・皮革類	6	0.09%	16	0.25%	44	0.86%	66	0.37%
	紙類	2,754	41.66%	2,211	34.92%	1,550	30.42%	6,515	36.12%
	繊維類	296	4.48%	254	4.01%	205	4.02%	755	4.19%
	木片類	17	0.25%	69	1.08%	24	0.47%	109	0.60%
	草木類	97	1.47%	422	6.67%	63	1.24%	582	3.23%
	厨芥類	653	9.87%	541	8.55%	595	11.67%	1,789	9.92%
	ガラス類	2	0.02%	2	0.04%	4	0.07%	8	0.04%
	金属類	41	0.61%	67	1.06%	40	0.79%	148	0.82%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	30	0.46%	52	0.82%	37	0.73%	119	0.66%
	各項目合計	6,611	100.00%	6,331	100.00%	5,095	100.00%	18,038	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

(2) 家庭系ごみ中の資源化可能物

調査対象とした各地区から排出された家庭系ごみについて、資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（季節別）は図 2-5-2(1)～(3)に示すとおりです。

資源化可能物は夏季には 70.2%、冬季には 69.4%、年間で 69.8%と高い割合を示しています。このうち、いずれの季節とも最も多いのは厨芥類であり、30.2～37.8%となっています。次いで、「紙類」（13.7～15.7%）、「プラスチック類」（12.5～13.7%）となっており、家庭系の排出されているごみの 6 割程度が資源化可能物の上位 3 種類「厨芥類」「紙類」「プラスチック類」で占めていることがわかります。

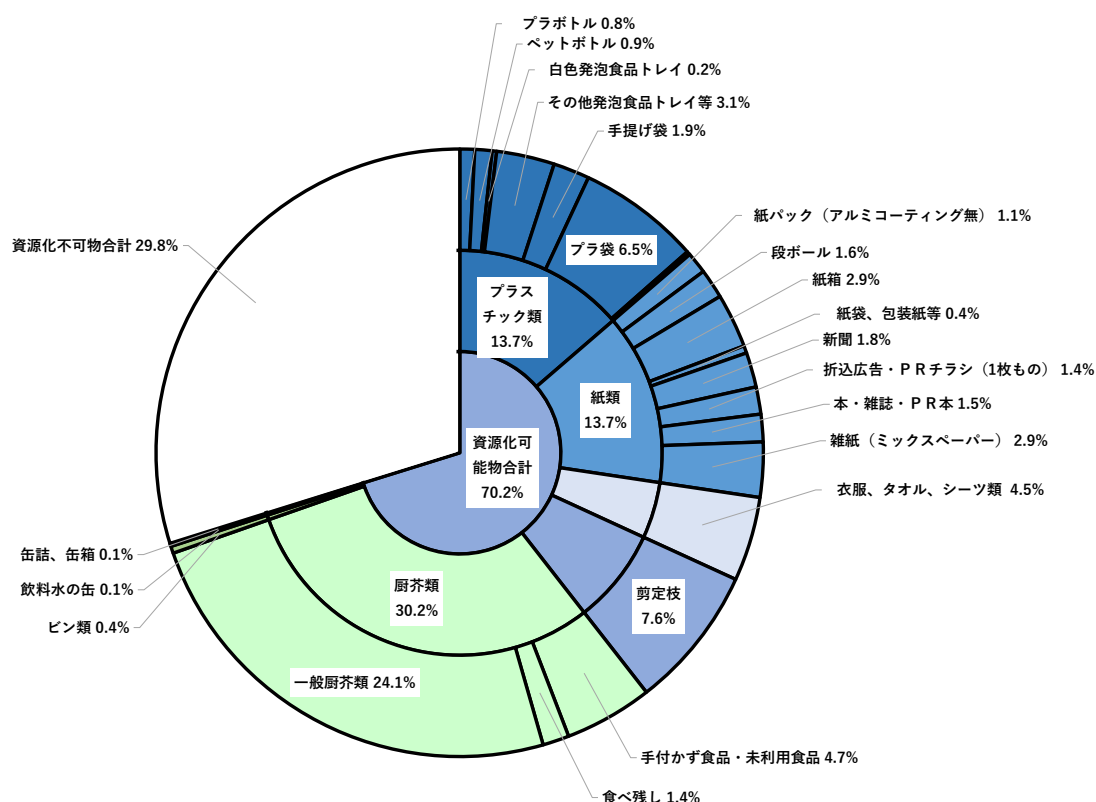


図 2-5-2(1) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比)(夏季)

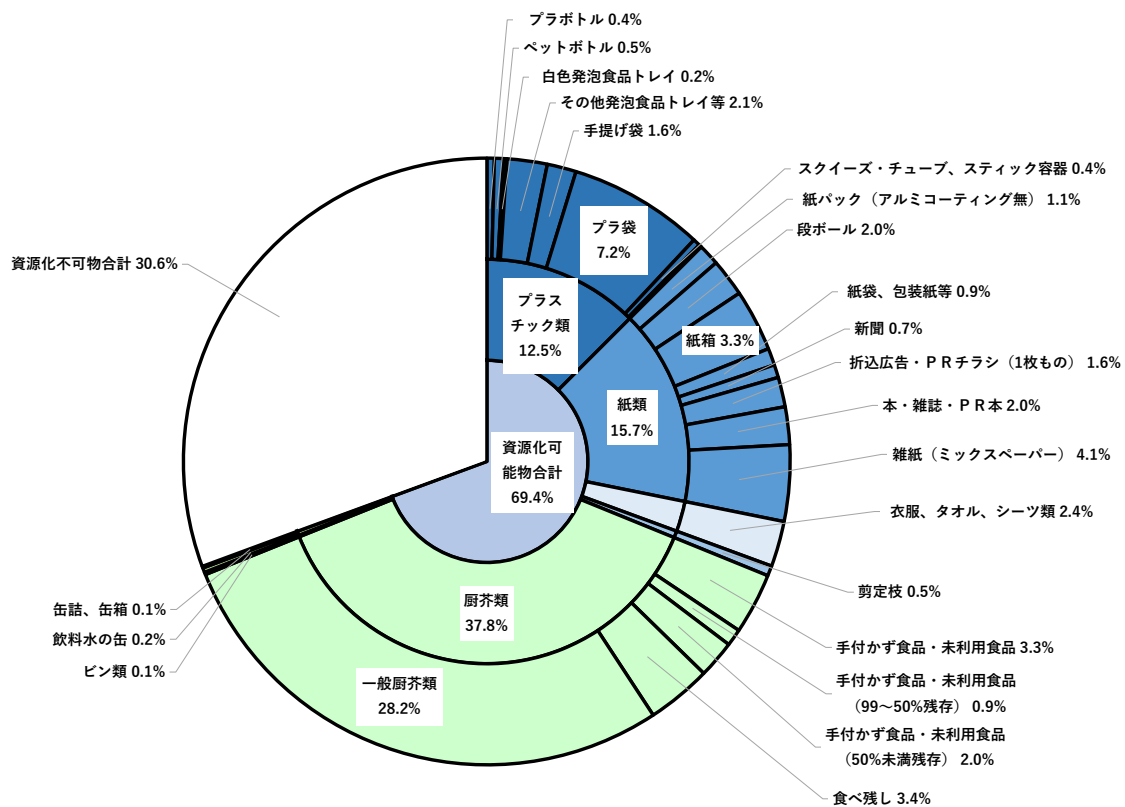


図 2-5-2(2) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (冬季)

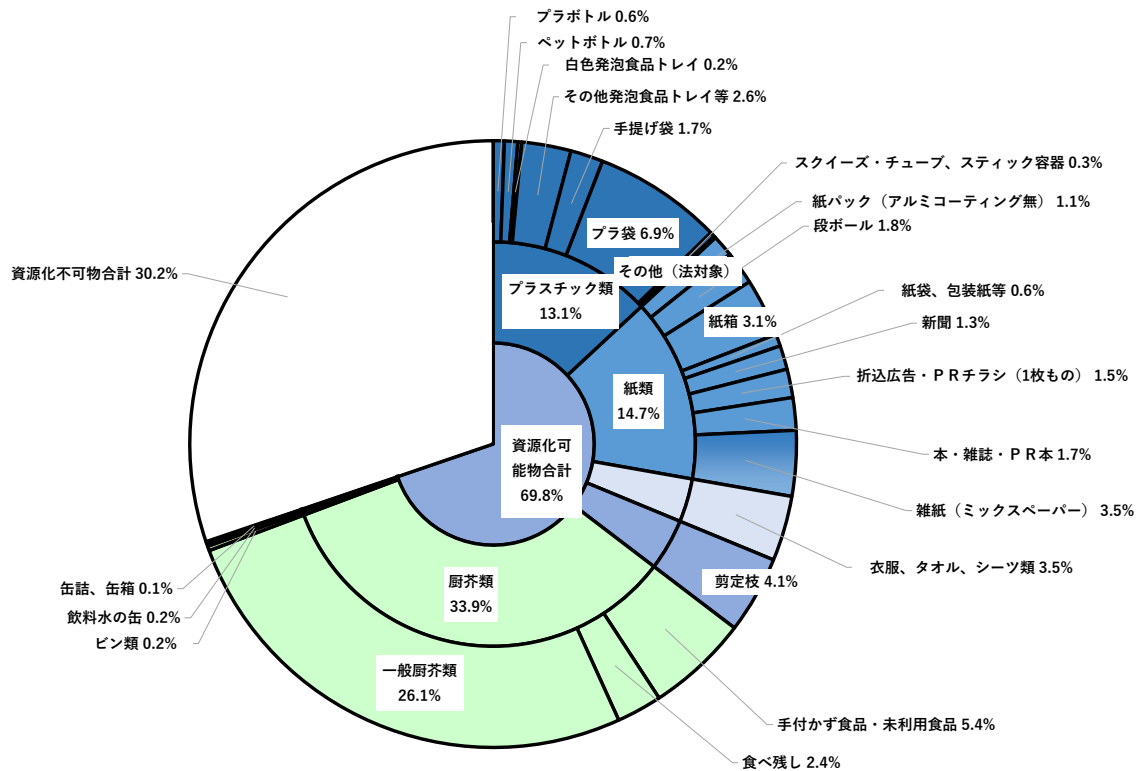


図 2-5-2(3) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (年間)



【手を付けられていない食品】



【段ボール】



【紙パック】

(写真) 家庭から可燃ごみとして排出された資源ごみ及び食料品等

2) 事業系ごみ

(1) 成分別組成

調査の結果を表 2-5-4(1)～(2)に示します。組成割合(重量)をみると、オフィス系、飲食系ともに「プラスチック類」及び「紙類」の割合が多く、飲食系では「厨芥類」が最も多くなっています。

また、成分別の組成割合(容積)は表 2-5-4(2)に示すとおりであり、いずれも「プラスチック類」及び「紙類」が多く、事業系全体においても同様の傾向でした。

なお、季節的に大きな差はみられませんでした。

表 2-5-4(1) 成分別組成(重量)

単位: kg

	成 分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	37.45	18.98%	26.80	13.89%	64.25	16.47%
	ゴム・皮革類	1.66	0.84%	2.58	1.34%	4.24	1.09%
	紙類	111.60	56.57%	54.43	28.22%	166.03	42.55%
	繊維類	2.47	1.25%	4.24	2.20%	6.71	1.72%
	木片類	5.38	2.73%	2.72	1.41%	8.10	2.08%
	草木類	12.79	6.48%	0.03	0.01%	12.82	3.28%
	厨芥類	14.08	7.13%	96.28	49.91%	110.35	28.28%
	ガラス類	2.80	1.42%	1.17	0.61%	3.97	1.02%
	金属類	4.58	2.32%	2.62	1.36%	7.20	1.85%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	4.49	2.28%	2.03	1.05%	6.52	1.67%
	各項目合計	197.29	0.00%	192.90	0.00%	390.19	100.00%
	流出水分等	3.85	1.91%	8.31	4.13%	12.15	3.02%
	総合計	201.14	—	201.20	—	402.34	—
冬 季	プラスチック類	41.39	20.80%	32.23	16.14%	73.63	18.47%
	ゴム・皮革類	2.88	1.45%	0.07	0.04%	2.95	0.74%
	紙類	135.70	68.20%	72.39	36.24%	208.09	52.19%
	繊維類	4.52	2.27%	4.62	2.31%	9.15	2.29%
	木片類	0.43	0.22%	1.69	0.85%	2.12	0.53%
	草木類	0.01	0.00%	0.00	0.00%	0.01	0.00%
	厨芥類	7.86	3.95%	80.74	40.42%	88.60	22.22%
	ガラス類	1.74	0.87%	3.93	1.97%	5.67	1.42%
	金属類	1.04	0.52%	3.52	1.76%	4.56	1.14%
	陶磁器類	0.08	0.04%	0.00	0.00%	0.08	0.02%
	その他	3.32	1.67%	0.56	0.28%	3.88	0.97%
	各項目合計	198.97	100.00%	199.75	100.00%	398.72	100.00%
	流出水分等	1.26	0.63%	0.78	0.39%	2.04	0.51%
	総合計	200.23	—	200.53	—	400.76	—
年 間	プラスチック類	78.84	19.90%	59.03	15.03%	137.87	17.48%
	ゴム・皮革類	4.54	1.15%	2.65	0.67%	7.19	0.91%
	紙類	247.30	62.41%	126.82	32.30%	374.12	47.42%
	繊維類	6.99	1.76%	8.87	2.26%	15.86	2.01%
	木片類	5.81	1.47%	4.41	1.12%	10.22	1.30%
	草木類	12.80	3.23%	0.03	0.01%	12.83	1.63%
	厨芥類	21.93	5.54%	177.02	45.08%	198.95	25.22%
	ガラス類	4.54	1.15%	5.10	1.30%	9.64	1.22%
	金属類	5.62	1.42%	6.14	1.56%	11.76	1.49%
	陶磁器類	0.08	0.02%	0.00	0.00%	0.08	0.01%
	その他	7.81	1.97%	2.59	0.66%	10.40	1.32%
	各項目合計	396.26	100.00%	392.65	100.00%	788.91	100.00%
	流出水分等	5.11	1.27%	9.09	2.26%	14.19	1.77%
	総合計	401.37	—	401.73	—	803.10	—

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-4(2) 成分別組成(容積)

単位：ℓ

	成 分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	1,812	40.85%	702	40.15%	2,514	40.65%
	ゴム・皮革類	28	0.63%	10	0.59%	38	0.62%
	紙類	1,581	35.64%	729	41.68%	2,309	37.35%
	繊維類	71	1.60%	21	1.18%	92	1.48%
	木片類	42	0.95%	20	1.14%	62	1.00%
	草木類	284	6.40%	0	0.01%	284	4.60%
	厨芥類	385	8.68%	232	13.29%	617	9.98%
	ガラス類	5	0.11%	4	0.23%	9	0.15%
	金属類	172	3.87%	27	1.56%	199	3.22%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	56	1.26%	3	0.17%	59	0.95%
	各項目合計	4,436	100.00%	1,748	100.00%	6,183	100.00%
冬 季	プラスチック類	1,517	54.99%	935	39.17%	2,452	47.65%
	ゴム・皮革類	30	1.08%	0	0.00%	30	0.58%
	紙類	1,121	40.63%	1,093	45.78%	2,213	43.01%
	繊維類	57	2.07%	55	2.30%	112	2.18%
	木片類	7	0.25%	14	0.59%	21	0.41%
	草木類	1	0.02%	0	0.00%	1	0.01%
	厨芥類	13	0.45%	234	9.82%	247	4.80%
	ガラス類	2	0.06%	4	0.17%	6	0.11%
	金属類	5	0.19%	50	2.11%	56	1.08%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	7	0.25%	2	0.07%	9	0.17%
	各項目合計	2,758	100.00%	2,387	100.00%	5,146	100.00%
年 間	プラスチック類	3,329	46.27%	1,637	39.58%	4,966	43.83%
	ゴム・皮革類	58	0.80%	10	0.25%	68	0.60%
	紙類	2,701	37.55%	1,821	44.05%	4,523	39.92%
	繊維類	128	1.78%	76	1.83%	204	1.80%
	木片類	49	0.68%	34	0.82%	83	0.73%
	草木類	285	3.96%	0	0.00%	285	2.51%
	厨芥類	398	5.53%	467	11.28%	864	7.63%
	ガラス類	7	0.09%	8	0.19%	15	0.13%
	金属類	177	2.46%	78	1.88%	255	2.25%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	63	0.88%	5	0.11%	68	0.60%
	各項目合計	7,194	100.00%	4,135	100.00%	11,329	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

(2) 事業系ごみ中の資源化可能物

調査対象としたオフィス系、飲食系から排出された事業系ごみについて、資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比)(季節別)は図 2-5-3(1)～(3)、図 2-5-4(1)～(3)に示すとおりです。

オフィス系では、資源化可能物は夏季で 57.6%、冬季で 49.1%、年間で 53.4%と高い割合を示しています。このうち、最も多くなっているのは夏季、冬季ともに「紙類」で、夏季では 24.5%、冬季では 36.4%であり、次いで「プラスチック類」で夏季では 15.6%、冬季では 7.2%となっています。

オフィス系で排出されているごみの 4 割が上位 2 種類で占めていることがわかります。

飲食系では、資源化可能物は夏季には 70.9%、冬季には 90.6%、年間で 80.9%と高い割合を示しています。このうち、最も多くなっているのは夏季、冬季ともに「厨芥類」で、夏季では 49.9%、冬季では 40.4%であり、次いで多いのは夏季で「プラスチック類」で 11.5%、冬季では「紙類」で 33.4%、3 番目に多いのは夏季で「紙類」で 8.3%、冬季では「プラスチック類」で 12.5%となっています。

飲食系で排出されているごみの 6～7 割程度が上位 2 類で占めていることがわかります。

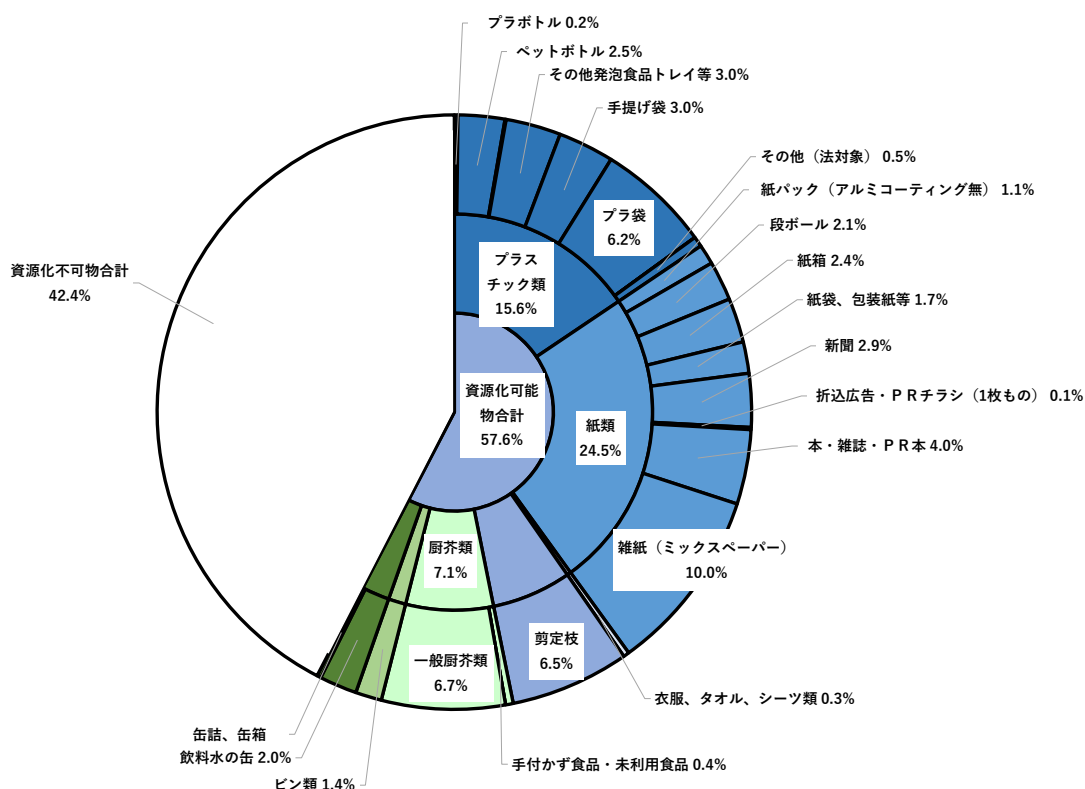


図 2-5-3(1) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比)(オフィス系)(夏季)

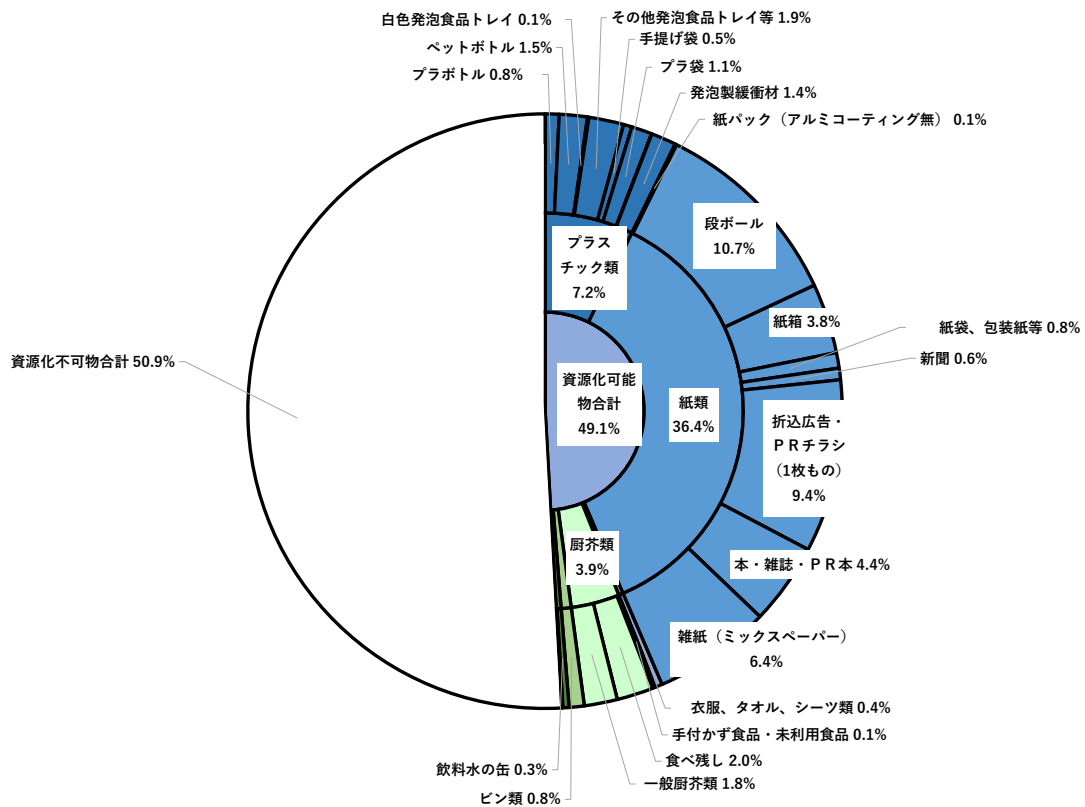


図 2-5-3(2) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (オフィス系) (冬季)

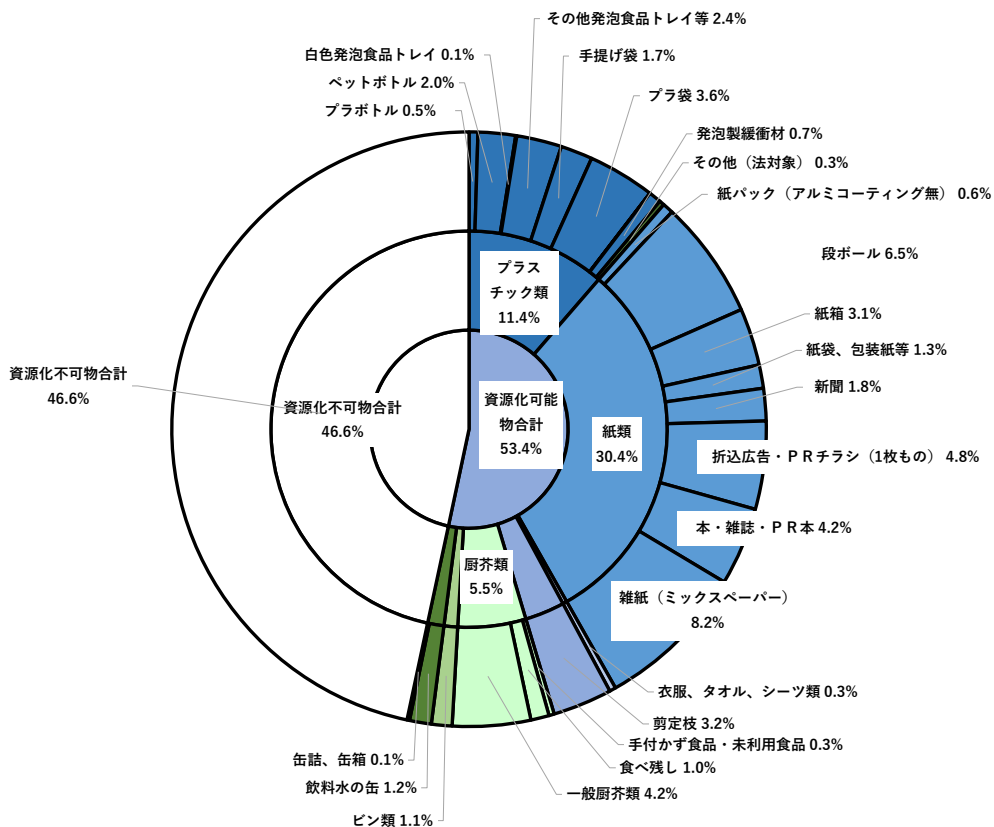


図 2-5-3(3) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (オフィス系) (年間)

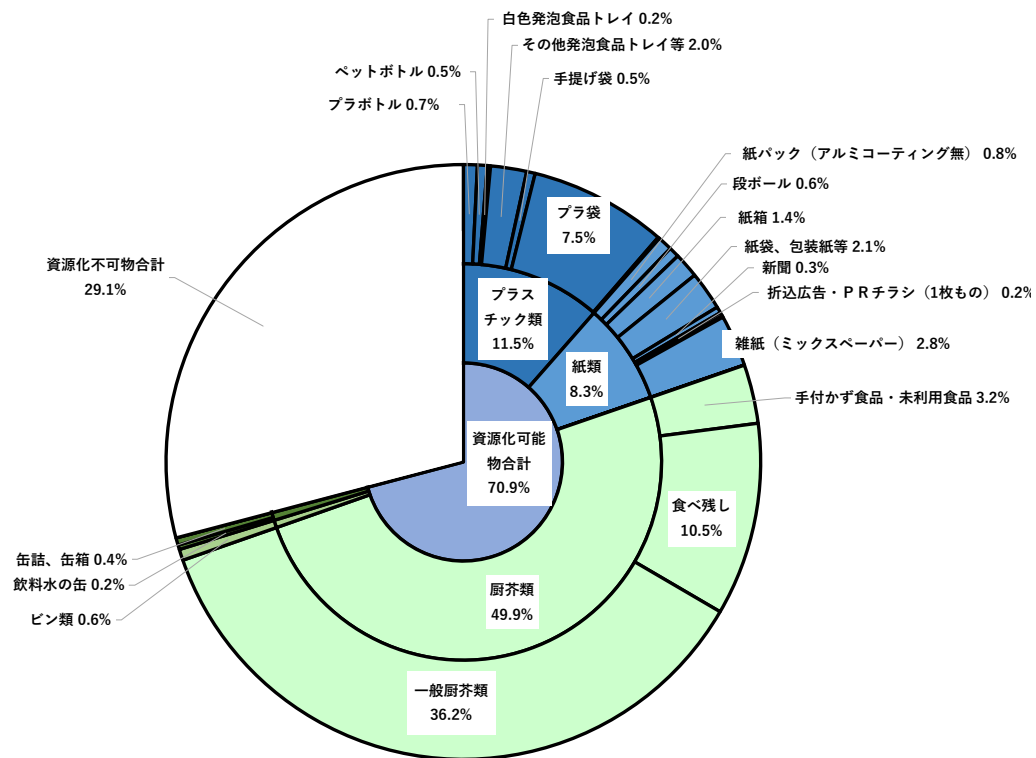


図 2-5-4 (1) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (飲食系) (夏季)

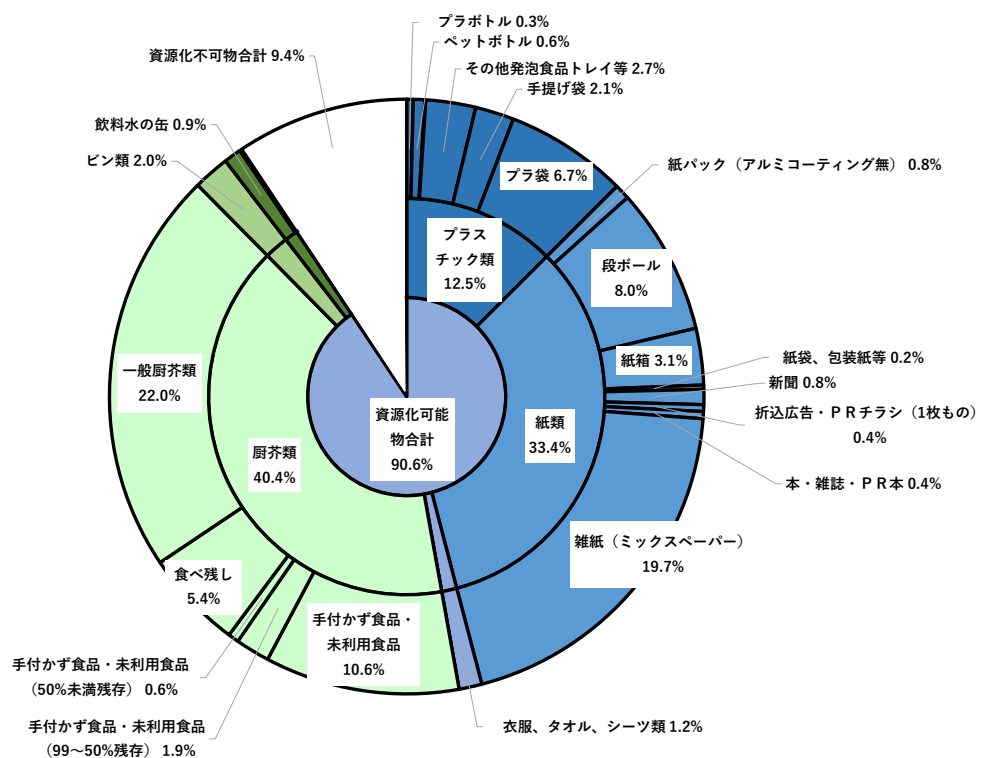


図 2-5-4 (2) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (飲食系) (冬季)

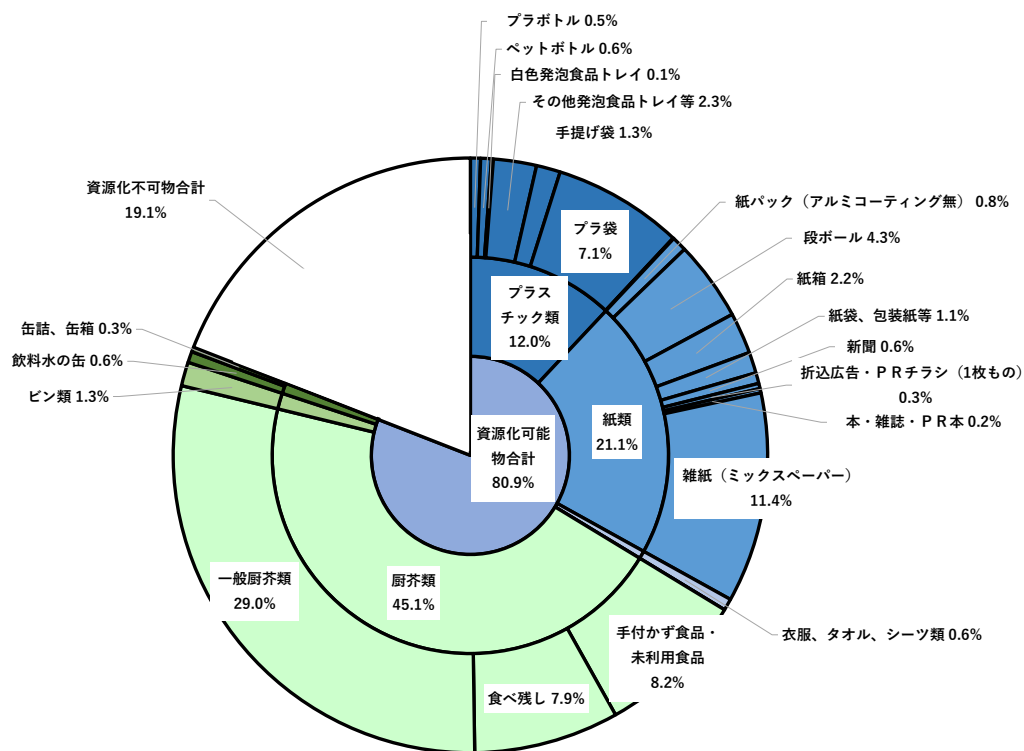


図 2-5-4(3) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比) (飲食系) (年間)

3) 資源化可能量

調査の結果、排出されている家庭系ごみ（可燃ごみ）に分別収集されるべき資源ごみが含まれていました。

可燃ごみ中のそれらの割合は、「プラスチック類」が 13.1%（ペットボトル 0.7%、トレイ 2.8%含む）、「ビン類」が 0.2%、「缶類」が 0.3%となっています。

また、集団回収・拠点回収が行われているものとして、段ボールが 1.8%、新聞が 1.3%、雑誌が 1.7%、その他紙類（紙類から紙パック、段ボール、雑誌を除く）が 8.7%、繊維類が 3.5%、紙パックが 1.1%、トレイが 2.8%（プラスチック類の内数）となっています。

これらを合計すると 31.7%であり、重量では年間約 4,200t（令和元年度の収集可燃ごみ量（約 13,250t/年）を対象とした場合）が可燃ごみ等として資源化等されずに処理されています。

また、排出されている事業系ごみ（可燃ごみ）のうち、資源ごみの量は、「プラスチック類」が 11.7%（ペットボトル 1.3%、トレイ 2.5%含む）、「ビン類」が 1.2%、「缶類」が 1.1%となっています。

また、集団回収・拠点回収が行われているものとして、段ボールが 5.4%、新聞が 1.2%、雑誌が 2.2%、その他紙類が 16.2%（紙類から紙パック、段ボール、雑誌を除く）、繊維類が 0.5%、紙パックが 0.7%（紙類の内数）、トレイが 2.5%（プラスチック類の内数）となっています。

これらを合計すると 40.2%であり、重量では年間約 2,490t（令和元年度の直接搬入可燃ごみ量（約 6,205t/年）を対象とした場合）が可燃ごみ等として資源化等されずに処理されています。

第6章 ごみ処理の基本計画

第1節 基本方針

本計画は、パートナーシップを重視するSDGsの考え方を踏まえ、市民、事業者と連携しながら、以下の基本方針に基づいて、一般廃棄物の適正な処理を推進します。

I 市民、事業者、市の協働による2Rを優先した取組への転換

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3Rのうち再生利用より優先順位の高い2R（発生抑制・再使用）の取組が重要となります。

市は、循環型社会の形成に向け廃棄物等の適正な循環的利用及び処分を行うほか、市民に対し2Rについての周知を行いライフスタイルの転換を働きかけるとともに、事業者に対しても拡大生産者責任に対する取り組みを求めていくなど、発生抑制を最優先としたビジネススタイルへの転換を推進します。

II さらにごみの減量化と資源の有効利用を推進する環境にやさしいまちづくり

依然として、焼却するごみの中には、古紙や容器包装プラスチックなどの資源ごみ対象品目や産業廃棄物等の搬入不適物が混入している状況です。

ごみの発生抑制・排出抑制を第一とし、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正排出のさらなる徹底を図り、排出された廃棄物については、可能な限りリサイクルに努めることで、ごみの減量化と資源の有効活用を推進します。

III 将来の環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

3Rの取組を進めたうえで、排出されるごみについては適正な処理を行うことが必要です。

また、長い将来にわたって安定的な廃棄物処理を行っていくために、環境負荷の低減に努めつつ、効率的な事業運営を行うとともに、大規模災害時の対応も含め、安全かつ安定したごみ処理体制を整備するため、乙訓環境衛生組合とも緊密に連携し、処理施設の延命化など費用対効果も踏まえた施策を推進します。

第2節 数値目標

1) 新たな目標指標と目標値の設定

主指標は前計画と同様に「ごみの総量」「再生利用率」「最終処分量」とします。

副指標については、新たに「一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出量」を指標として追加しました。また、「一人一日当たり収集ごみ量（家庭系）」については、本計画では国の目標としている指標と比較可能となるよう資源ごみを除いた量を指標とし、「一日当たり搬入ごみ量（事業系）」については、市外からの搬入ごみ量を除いた量を指標としました。

いずれの指標についても、ごみ量の推移やごみ組成調査の分析結果等を踏まえて、令和18年度を最終目標年度とする目標値を設定します。

また、「一般廃棄物の焼却に伴う発生する温室効果ガスの排出量」の削減についても以下のとおり副指標として目標値を設定します。

○ 減量化目標

主指標：ごみの総量（集団回収・拠点回収を除く）	19,826 t/年（11%削減：対令和元年度比）
副指標：一人一日当たり収集ごみ量（家庭系）	394g/人/日（14%削減：対令和元年度比）
一日当たり搬入ごみ量（事業系）	14.4 t/日（14%削減：対令和元年度比）
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出量	1,246tCO ₂ /年削減（14%削減：令和元年度比）

○ 再資源化目標

主指標：再生利用率	約22%（9ポイント増加：対令和元年度比）
副指標：一人一日当たり再生利用量（資源回収量）	177g/人/日（58%増：対令和元年度比）
：再生利用量	5,066 t/年（52%増：対令和元年度比）

○ 最終処分量削減目標

主指標：最終処分量	3,032 t/年（14%削減：対令和元年度比）
-----------	--------------------------

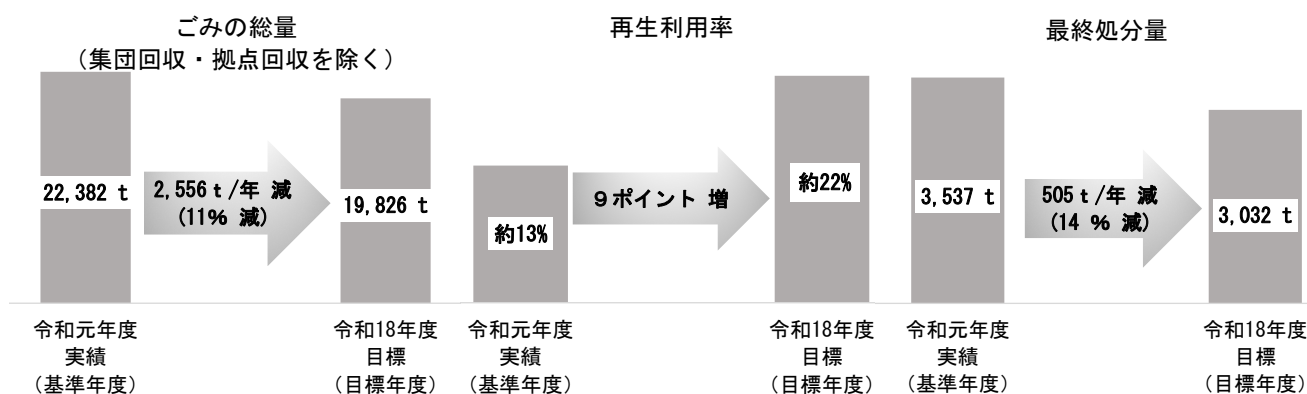


図 2-6-1 項目ごとの実績と目標値

表 2-6-1 目標値一覧

目標指標（主指標）	令和元年度 （基準年度）	令和 18 年度 （目標年度）	増減
ごみの総量（集団回収・拠点回収を除く）	22,382 t /年	19,826 t /年	2,556 t /年減 (11%減)
再生利用率	約 13%	約 22%	約 9 ポイント増
最終処分量	3,537 t /年	3,032 t /年	505 t /年減 (14%減)

2) 減量化目標

【これまでの取り組み成果】

表 2-6-2 では、令和元年度までの実績と平成 29 年度に策定した基本計画（改定版）での減量化目標を示しています。

平成 19 年度に策定された基本計画では、平成 33（令和 3）年度までに約 10%の削減を目標として、「一人一日当たり収集ごみ量」（家庭系）を 588 g /人/日を目指しましたが、平成 22 年度で 13.8%削減して、すでに 10%削減の目標を達成したことから、平成 24 年度に策定した基本計画（改訂版）での減量化目標を平成 17 年度比で 20%削減としました。

また、もう一つの指標である「一日当たり搬入ごみ量」（主に事業系）を平成 33（令和 3）年度までに約 10%削減する目標としました。この目標に対して、平成 22 年度で 4.9%削減を達成し、目標達成に向けて順調に削減が進んだことから、平成 24 年度に策定した基本計画（改訂版）での減量化目標を平成 17 年度比で 20%削減としました。

目標の引き上げに対して、令和元年度の実績では、「一人一日当たり収集ごみ量」については、平成 17 年度比で 18.1%削減の 535 g /人/日となっています。令和 2 年度末（令和 3 年 2 月）から指定ごみ袋制度を導入したことから、この目標達成は達成できるものと思われます。

一方で、「一日当たり搬入ごみ量」（主に事業系）については、令和元年度で 17.7 t /日と当初の基本計画策定時の平成 17 年度より後退しており、20%削減の目標を達成するには厳しい状況です。

また、「ごみの総量（集団回収・拠点回収を除く）」については、平成 29 年度に策定した基本計画（改定版）で、平成 17 年度比で 20%削減を目標としていますが、令和元年度実績では平成 17 年度比で 9.9%削減の 22,382 t /年と目標を達成するには厳しい状況です。

表 2-6-2 減量化目標（平成 29 年度計画改定分）

	平成17年度 基準年度	平成22年度 5年目実績	平成27年度 10年目実績	令和元年度 (平成31年度) 14年目実績	平成17年度比 増減	令和3年度 (平成33年度) 目標値
ごみの総量 (集団回収・拠点回収を除く)	24,830t/年	22,233t/年	21,877t/年	22,382t/年	2,448t/年減 9.9%減	19,860t/年
一人一日 当たり 収集ごみ量	654g/人/日	564g/人/日	541g/人/日	535g/人/日	119g/人/日減 18.1%減	524g/人/日
一日当たり 搬入ごみ量	16.9t/日	15.9t/日	16.1t/日	17.7t/日	0.8t/日増 5.3%増	13.7t/日

【目標の設定】

家庭系ごみについては、令和 3 年 2 月から指定ごみ袋制度を導入したことも踏まえると、今後の排出量削減が期待できます。

一方、事業系ごみについては、令和元年度時点で平成 17 年度より後退しているものの、平成 29 年度までに平成 17 年度から約 5 %削減しています。平成 30 年度に発生した災害による廃棄物として搬入された量は、平成 30 年度で約 77 t/年、令和元年度で約 2.3 t/年とごみ量の増減に大きく影響を及ぼしたものではありませんが、その他、災害に関連した廃棄物が増加したことも考えられます。これら災害による影響があると想定すると、中長期には事業系ごみは削減されてきたものと考えられます。

先進的にリサイクルに取り組んできた本市においては、一定のごみの減量が進んでおり、ここからのさらなる削減は厳しい状況ですが、最終処分場の延命を図る必要があることを踏まえて、新たな 15 年後の令和 18 年度の目標として、国におけるプラスチックごみや食品ロスの削減目標を参考に「ごみの総量（集団回収・拠点回収を除く）」を令和元年度比 11.4%削減（19,826 t/年）とします（表 2-6-3 参照）。

また、表 2-6-4 に主指標の数値を検証するのに活用する指標として副指標を示します。

目標を達成するために、組成分析の結果から、可燃ごみに含まれているプラスチック類、古紙及び厨芥類を中心に削減を行います。

また、事業者においても紙類の排出が多くなっているため、啓発を行うとともに、古紙回収に出しやすい仕組みを構築するなどにより削減を進めます。

目標値の達成状況の検証においては、「一人一日当たり収集ごみ量（資源ごみを除く）」と主に事業系の「一日当たり搬入ごみ量（市外からの搬入分を除く）」を副指標として、家庭系と事業系の推移及び「一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出量」を分析しながら考察を行います。

表 2-6-3 減量化目標（主指標）

	令和元年度 基準年度	令和 18 年度 目標値	令和元年度比 増減
ごみの総量 （集団回収・ 拠点回収を除く）	22,382 t /年	19,826 t /年	2,556 t /年減 11.4%減

表 2-6-4 減量化目標（副指標）

	令和元年度 基準年度	令和 18 年度 目標値	令和元年度比 増減
一人一日 当たり 収集ごみ量 （資源ごみを除く・ 家庭系）	456 g /人/日	394 g /人/日	62 g /人/日減 13.6%減
一日当たり 搬入ごみ量 （市外からの搬 入分を除く・事業 系）	16.7 t /日	14.4 t /日	2.3 t /日減 13.8%減
一般廃棄物の焼却に 伴う温室効果ガスの 排出量	8,663tCO ₂ /年	7,417tCO ₂ /年	1,246tCO ₂ /年減 14.3%減

3) 再資源化目標

【これまでの取り組み成果】

表 2-6-5 では、令和元年度までの実績と平成 29 年度に策定した基本計画（改定版）での再資源化目標を示しています。

「再生利用率」については、約 16%（平成 17 年度）を 5 ポイント増加させて、約 21%（令和 3 年度）とすることを目標としていましたが、令和元年度は、3 ポイント減の約 13%と減少しました。

「一人一日当たり再生利用量（資源回収量）」については、155 g /人/日（平成 17 年度）を約 12%増加させて 175 g /人/日（令和 3 年度）とすることを目標としていましたが、令和元年度は、112 g /人/日と減少しました。

「再生利用量」については、4,601 t /年（平成 17 年度）を約 17%増加させて 5,375 t /年（令和 3 年度）にすることを目標としていましたが、令和元年度では、3,338 t /年と減少しました。

表 2-6-5 再資源化目標（平成 29 年度計画改定分）

	平成 17 年度 基準年度	平成 22 年度 5 年目実績	平成 27 年度 10 年目実績	令和元年度 (平成 31 年度) 14 年目実績	平成 17 年度比 増減	令和 3 年度 (平成 33 年度) 目標値
再生利用率	約 16%	約 15%	約 15%	約 13%	約 3 ポイン ト減	約 21%
一人一日 当たりの 再生利用量 (資源回収量)	155 g / 人 / 日	131 g / 人 / 日	122 g / 人 / 日	112 g / 人 / 日	43 g / 人 / 日 減 27.7%減	175 g / 人 / 日 12%増
再生利用量	4,601 t / 年	3,809 t / 年	3,613 t / 年	3,338 t / 年	1,263 t / 年 減 27.5%減	5,375 t / 年

【目標の設定】

平成 29 年度に改定した基本計画では、「再生利用率」の目標を約 21%として設定しましたが、令和元年度は、平成 17 年度と比べて 3 ポイント減少の約 13%となり、目標を達成するには厳しい状況です。

この要因の一つとしては、電子媒体の普及等による新聞購読量の減少、製造者の努力によるペットボトル等の容器の軽量化など、できる限り排出を抑制（リデュース）する取り組みが想定以上に進み資源物の発生量自体が減少しています。

特に新聞の発行部数については、（一社）日本新聞協会によると、平成 17 年度には全国平均で 1 世帯当たり 1.04 部であったものが令和元年度には 0.61 部/世帯と平成 17 年度の約 6 割程度に減少しており、京都府においても同様に令和元年度の発行部数は 0.63 部/世帯となっています。

上記のとおり、社会情勢によるところも大きいですが、組成分析の結果から分かるように、可燃ごみの中にまだ再生可能な古紙が含まれています。

可燃ごみとして出されている再生可能な古紙類を資源として回収することで、ごみの総量を落としながら、「再生利用率」の向上を目指すこととしました(表 2-6-6 参照)。

また、プラスチックごみについては、ワンウェイプラスチック（容器包装等）の排出抑制に努めるとともに、古紙類と同様に可燃ごみとして出されている再生可能なプラスチックごみを資源として回収することで、ごみの総量を落としながら、「再生利用率」の向上を目指すこととしました。

表 2-6-6 再資源化目標（主指標）

	令和元年度 実績	令和 18 年度 目標値	令和元年度比 増減
再生利用率	約 13%	約 22%	約 9 ポイント増

表 2-6-7 再資源化目標（副指標）

	令和元年度 実績	令和 18 年度 目標値	令和元年度比 増減
一人一日当たり の再生利用量 (資源回収量)	112 g / 人 / 日	177g / 人 / 日	65g / 人 / 日増
再生利用量	3, 338 t / 年	5, 066 t / 年	1, 728 t / 年増

4) 最終処分量削減目標

【これまでの取り組み成果】

「最終処分量」については、表 2-6-8 のとおり、平成 29 年度計画においては、平成 33（令和 3）年度に平成 17 年度に比べて 697 t / 年の削減を目指していました。平成 27 年度においては、502 t（13.1%）の削減を達成していましたが、令和元年度では、283 t（7.4%）の削減となり、平成 27 年度より後退しており、目標を達成するには厳しい状況です。

表 2-6-8 最終処分量削減目標（平成 29 年度計画改定分）

	平成 17 年度 基準年度	平成 22 年度 5 年目実績	平成 27 年度 10 年目実績	令和元年度 (平成 31 年度) 14 年目実績	平成 17 年度比 増減	令和 3 年度 (平成 33 年度) 目標値
最終処分量	3, 820 t / 年	3, 491 t / 年	3, 318 t / 年	3, 537 t / 年	283 t / 年減 7.4%減	3, 123 t / 年

【目標の設定】

令和元年度の「最終処分量」の約 90%がフェニックス計画での埋立処分となり、勝竜寺埋立処分場の延命化に向けた対策を講じています。

新たな最終処分場の確保の目途がない中においては、将来的に現在よりも高い処理費用を支払って市外の民間の埋立地へ搬出することとなります。このような状況の中、自前の勝竜寺埋立処分場をできる限り延命化することが重要になります。

前記の減量化目標・再資源目標を達成することによって、令和 18 年度の最終処分量削減目標として表 2-6-9 に示すとおり、「最終処分量」を令和元年度比 14.2%削減の 3, 032 t / 年とし、将来の処分場の確保と処分コストの抑制の観点からも目標の着実な

達成を目指します。

表 2-6-9 最終処分量削減目標（主指標）

	令和元年度 基準年度	令和 18 年度 目標値	令和元年度比 増減
最終処分量	3, 537 t /年	3, 032 t /年	505 t /年減 14. 3%減

第 3 節 目標達成に向けた処理量の見込み

ごみ減量のための施策を実施した後のごみ発生量（集団回収や拠点回収を含む）の見込みは、図 2-6-2 に示すとおりです。令和 18 年度に 806 g /人/日（年間 23, 081 t /年）となり、現状で推移した場合に対して 18 g /人/日（年間 526 t /年）の減量となります。

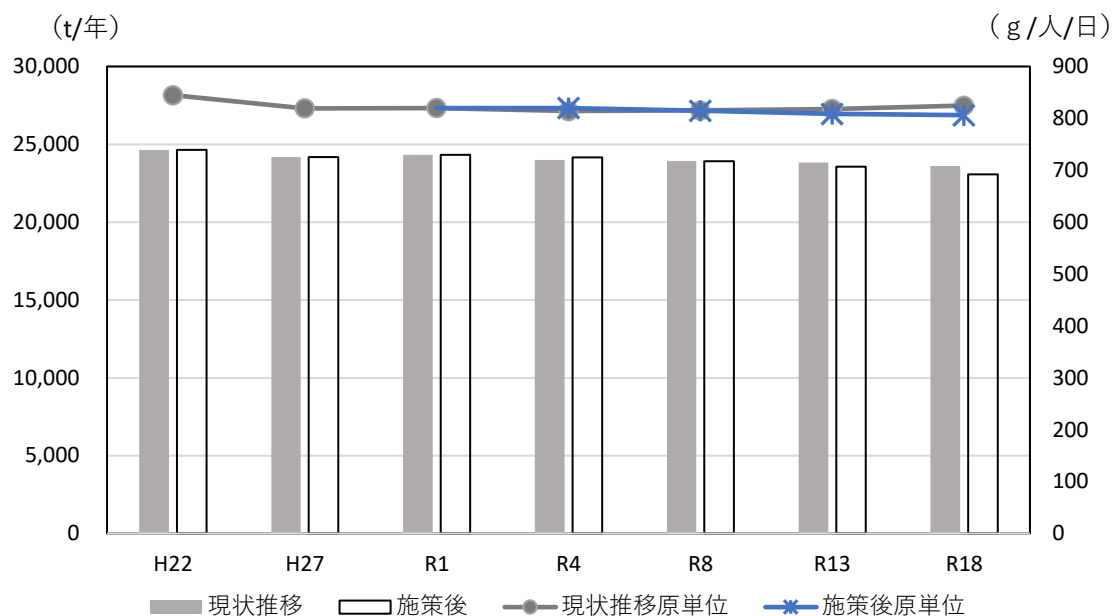


図 2-6-2 現状推移及び排出量施策後の見込み

第4節 将来の分別区分

収集ごみの分別区分は、現状の区分で継続する計画であるが、将来的に乙訓二市一町で統一することを目指し、社会情勢を注視しつつ収集・運搬方法や処理場の受け入れ体制等を関係市町と組合で検討します。

第5節 適正処理に係る基本事項

1) 収集・運搬計画

収集・運搬は、以下のとおり実施するものとします。

(1) 収集・運搬の主体

市域全体を収集区域として家庭から排出されるごみを対象とし、市が収集します。事業系ごみについては、事業者の責任において行うものとします。

(2) 収集・運搬方法

a. 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、現状で適正に実施されており、当面は原則現状通りとします。社会情勢、収集効率、コスト等を考慮し、必要が生じた場合には改善も検討していきます。

b. 収集頻度

収集頻度は、表 2-6-10 に示すように、当面は原則現状どおりとします。ただし、資源ごみの区分の増減、家庭内での貯留可能容量等を考慮しながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

表 2-6-10 収集頻度

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ			粗大ごみ	側溝清掃汚泥	ふれあい収集
週 2 回	祝日も 収集	月 2 回	資源ごみ・有害ごみ（その他プラスチックを除く）	祝日は収集 しない	随時	毎週月曜日	週 1 回
		月 4 回	その他プラスチック				

c. 収集方式

収集方式については、表 2-6-11 に示すとおりとします。ステーションの設置箇所は、基本的に現状どおりとしますが、設置に際しては、地域住民の意見を取り入れて決定しているものであるため、要望に応じて検討していくものとします。

収集ステーションについては区域外の住民等によるごみ出しや資源の抜き取りなどのマナー違反の問題に対して、定期巡回や看板等の設置による呼びかけにより改善に努めていきます。

表 2-6-11 収集方式

可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥		ふれあい収集	
ステーション方式	委託	分別ステーション方式	直営委託	各戸有料予約収集	直営委託	地区排出場所	直営委託	各戸	直営

d. 収集容器

資源ごみ・有害ごみについては、コンテナ等での回収を実施しており、これを継続するものとします。

e. 収集車両

現状の車両収集が最も適していると考えられることから、今後も車両収集を継続するものとします。

f. その他の収集・運搬

・事業系ごみの収集・運搬

事業者自ら組合へ搬入するか、許可業者によるものとします。なお、組合との協力体制の中で、処理不適物混入の防止を図るものとします。

2) 中間処理計画

中間処理は、乙訓環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画を踏まえ実施するものとします。

(1) 中間処理対象ごみ及び処理方法

a. ごみ種別処理方法

ごみの分別区分及びごみ分別区分ごとの処理方法を表 2-6-12 に示します。

表 2-6-12 ごみ分別区分及び処理方法

ごみ区分	処理施設	処理方法
可燃ごみ	ごみ処理施設	焼却処理
粗大ごみ その他不燃物	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理設備)	破碎処理後、可燃物・不燃物・資源物に分類する
カン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	スチールとアルミに分別する
ビン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	無色・茶色・緑色・その他の色に分別する
ペットボトル	プラプラザ (ペットボトル処理施設)	選別・圧縮・梱包
その他プラスチック類	プラプラザ (プラスチック製容器包装圧縮梱包施設)	選別・圧縮・梱包
有害ごみ	勝竜寺埋立地	一時保管し、委託処理

b. 運転管理体制

令和3年度に組合において作成する一般廃棄物処理施設整備基本構想をもとに、官民連携の手法を含めて関係市町と組合で検討します。

c. 中間処理の基本方針

現在の中間処理施設の状況は、リサイクルプラザとごみ処理施設は、ともに老朽化による施設更新等の時期が迫っている状況にあります。このため、集団回収や拠点回収などの資源回収により各中間処理施設の負担を軽減していく必要があります。

また、その他の施設についても更新等の検討を進めていきます。

3) 最終処分計画

最終処分は、以下に示す施策を踏まえつつ実施するものとします。

- ・最終処分量削減に向けたごみ減量の推進
- ・フェニックス計画への参画継続を含めた処分場の延命利用
- ・新たな最終処分場の用地選定、確保、施設設備の検討

(1) 最終処分の対象ごみ

最終処分の対象は、中間処理等を経て、最終的に残ったごみであり、資源化等による再生利用が困難なものとします。主に、焼却残渣、側溝清掃汚泥及び選別後不燃物とします。

(2) 処分方法

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを長期間かけ、無害化・安定化させ自然へ還元させることです。

最終処分は廃棄物の最終的な受け皿を担う重要な処理方法であり、この機能を欠如させることはできません。

さらに、周辺環境の保全に十分留意し、安全で安定的な処分を行うことや有効な跡地利用により、住民の信頼と理解を高められるように関係機関で協議していきます。

a. 管理・運営体制

令和3年度に組合において作成する一般廃棄物処理施設整備基本構想をもとに、官民連携の手法を含めて関係市町と組合で検討します。

b. 将来の最終処分の基本方針

現在、組合が所有する勝竜寺埋立地は、残容量が限られ逼迫した状況であります。今後もフェニックス計画への参画を継続するとともに、現在も本計画で進めている最終処分量の削減に努めます。

第6節 中間処理施設の整備に関する事項

各施設とも現状では処理能力におおむね問題はありませんが、各施設とも稼働後 20 年以上を経過し、老朽化が進んでいること、また、更新等の計画から供用開始まで 10 年以上を要することを踏まえて、施設設備改良や更新等の検討を更に進める必要があります。

1) ごみ処理施設（1・2・3 号炉）

令和 2 年度時点で、1、2 号炉は竣工から 26 年目、3 号炉は竣工から 19 年目となり、平成 29 年度にごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事を竣工し、令和 14 年度を稼働目標年次として運転を継続しています。

施設設備改良や更新等については令和 3 年度に組合において作成する一般廃棄物処理施設整備基本構想をもとに、官民連携の手法を含めて関係市町と組合で検討します。

2) リサイクルプラザ

令和 2 年度時点で竣工から 23 年目となり、選別可燃物の回収率の低下や建屋躯体壁のひび割れなど、施設の老朽化の進行が見られます。

施設設備改良や更新等については令和 3 年度に組合において作成する一般廃棄物処理施設整備基本構想をもとに、官民連携の手法を含めて関係市町と組合で検討します。

3) プラプラザ（プラスチック製容器包装圧縮梱包施設及びペットボトル処理施設）

令和 2 年度時点で、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設は竣工から 20 年目、ペットボトル処理施設は竣工から 10 年目となります。

また、国においては、令和 4 年度に「プラスチック資源循環促進法」が施行される予定であり、今後、法令に基づく基本方針の内容や他団体の取り組み状況などを踏まえ、施設設備改良や更新等については令和 3 年度に組合において作成する一般廃棄物処理施設整備基本構想をもとに、官民連携の手法を含めて関係市町と組合で検討します。

第7章 ごみ減量のための施策

第1節 排出抑制策

第6章に掲げた数値目標の達成を目指すための具体的な施策として、「減らす」「育てる」「考える」を基本コンセプトとして、重点的に取り組む「重点テーマ」ごとにごみの減量につながる事業を実施計画として策定して取組を進めます。

○ 3つの基本コンセプトと重点テーマ

1 減らす

- ・ 1－1 紙ごみの減量
- ・ 1－2 厨芥類の減量と食品ロスの削減
- ・ 1－3 プラスチックごみの減量
- ・ 1－4 環境に配慮した適正処理

2 育てる

- ・ 2－1 分かりやすく正確で便利な情報提供
- ・ 2－2 環境教育の充実
- ・ 2－3 市民、事業者、行政が連携した取組
- ・ 2－4 3Rの推進に向けた協働・体制づくり

3 考える

- ・ 3－1 更なるごみ減量に向けた検討
- ・ 3－2 持続可能な収集・運搬・処理体制の検討

○ 重点テーマごとの実施計画

1 減らす

1-1 紙ごみの減量

実施計画名	ねらい	計画内容
集団回収を活用した拠点回収の拡充	自治会や子ども会などの地域の集団回収団体（以下、「回収団体」という。）にご協力をいただき、市民や市内事業者が古紙等の排出が可能な拠点回収場所を拡充することで、可燃ごみを削減し、再生利用率の向上を図ります。	回収団体の了解を得て、回収日時や拠点回収場所を増やすことで、古紙回収を利用しやすい場所を拡充します。
公共施設による拠点回収の拡充	古紙の拠点回収の場所や利用時間帯を増やし、古紙回収に出せる機会を増やすことで、可燃ごみを削減し、再生利用率の向上を図ります。	現在、平日に市役所で回収している古紙等について、回収日時の拡充や回収拠点の増加等の方法で古紙回収が利用しやすい環境を作ります。
雑がみ、古着の回収団体の拡充	新聞や雑誌に比べて回収している団体が少ない雑がみ、古着を回収項目に入れてもらうことで、可燃ごみを削減し、再生利用率の向上を図ります。	廃品回収業者に雑がみの回収状況の調査を行い、雑がみの回収をしている業者と回収団体がつながるような情報提供を行うことで、雑がみや古着の回収団体数を増やします。

1-2 厨芥類の減量と食品ロスの削減

実施計画名	ねらい	計画内容
食品ロスの削減	食品ロスを減らすため、市民や飲食店をはじめとした事業者・関係団体と協働した取組を推進します。	家庭や飲食店での「食べきり」「使い切り」運動の推進や飲食店等に京都府の「食べ残しゼロ推進店舗」認定取得を働きかけるなど食品ロスの発生抑制に向けた働きかけや支援を行います。 また、フードバンク長岡京等の「フードドライブ」活動が市民にとって身近な取組となるよう引き続き連携を図りながら活動支援を行います。
保育所給食、学校給食の資源化	保育所や小中学校で導入した給食調理くずのリサイクル事業の取り組みを市民等へ啓発することで、リサイクルの向上を図ります。	給食調理くずのリサイクル事業を実施するとともに、食品リサイクルの取り組みについて市民等にホームページや広報・ごみ減量アプリ等により周知啓発を行います。
水切り等による生ごみの削減	焼却・運搬時のエネルギー効率を高めるため、家庭での生ごみの水切りを推進します。	生ごみの水切りについて、市民等にホームページや広報・ごみ減量アプリ等により、周知啓発を行います。

1－3 プラスチックごみの減量

実施計画名	ねらい	計画内容
プラスチックごみの減量	焼却時に多くの温室効果ガスが発生するプラスチックごみの減量を推進します。	ワンウェイプラスチックの排出抑制について周知啓発を行います。 また、引き続き指定ごみ袋制度を実施し、分別を徹底することで、可燃ごみに含まれる容器包装プラスチックを削減し、再資源化を促します。

1－4 環境に配慮した適正処理

実施計画名	ねらい	計画内容
環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理	効率的な収集・運搬・処理体制を維持し、環境負荷の低減を図ります。	塵芥車に低排出ガス認定車を使用するとともに、効率的な収集・運搬・処理体制を維持し、大気環境の改善及び温室効果ガスの排出抑制を図ります。

2 育てる

2-1 分かりやすく正確で便利な情報の提供

実施計画名	ねらい	計画内容
分かりやすく正確で便利な情報の提供	ごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性、取組の成果など情報提供に努め、ごみ減量・分別意識の向上を図ります。	市民及び事業者等に対してごみ処理状況や適正排出方法など、引き続きホームページや広報紙等により情報提供を行い、ごみ減量に理解と協力を求めます。 また、古紙等の拠点回収場所の位置情報をホームページ等に掲載するなど利便性の向上に努めます。

2-2 環境教育の充実

実施計画名	ねらい	計画内容
幼児・児童への環境教育の充実	ごみの正しい出し方やごみ出しのマナーに対して興味を持つことで、環境にやさしい行動ができる人を育てます。	市内の公立保育所でのごみの出前授業を継続し、民間保育園や幼稚園等へも拡充するとともに、引き続き小学4年生の社会科での授業において出前授業を行うなど学校と協力し、ごみ問題の学習支援を行います。 その他、子どもの環境への想いを描いた絵を市の広報活動で使用するアゼリアエコチャレンジなどの事業を通して子どもたちに環境について考える機会を継続して提供します。
出前講座の充実	ごみ減量に対する対話の機会を提供することで、ごみ減量や環境に対する意識を深めます。	時代に沿った環境や身近なごみ問題などをテーマとした「ごみの正しい出し方」「ごみの現状と課題」「食品ロス・プラスチックごみの削減」等について出前講座を実施します。

2-3 市民・事業者・行政が連携した取組

実施計画名	ねらい	計画内容
エコタウン活動の推進	地域の方が自ら分別指導をする活動を通して、正しいごみの捨て方を身に付け、きれいな分別ステーションを維持しようとすることで、地域の環境意識を高めます。	エコタウン事業における分別収集指導員制度事業を通して、地域の方自らが正しいごみの出し方やマナーを地域の方へ広めていただくよう支援を行います。
地域のごみ減量活動の推進	自治会や事業所等から選出された廃棄物減量等推進員の活動を通じて地域や事業所のごみ減量活動を支援します。	廃棄物減量等推進員への研修会や視察などを通じて地域や事業所のごみ減量化リーダーのスキルの向上を図るとともに、市民・事業者・行政と連携しながら、さらなるごみの減量に取り組めます。

2-4 3Rの推進に向けた協働・体制づくり

実施計画名	ねらい	計画内容
官民が取り組む3Rの働きかけ	官民がそれぞれの取組を積極的に実施することにより3Rを総合的に推進します。	拡大生産者責任の考え方のもと、ごみを発生させない製品の販売や製品がリサイクルされやすい仕組みとして店頭回収を行うなどの取組が広がっている情報を容易に収集し、活用できるよう積極的に広報等を用いて紹介するなど支援します。 また、事業者との連携のもと、ペットボトルの水平リサイクルを推進します。

3 考える

3-1 更なるごみ減量に向けた検討

実施計画名	ねらい	計画内容
プラスチック製品の回収方法の検討	焼却時に多くの温室効果ガスが発生するプラスチック製品ごみの減量につながる回収方法を検討します。	容器包装以外のプラスチックについて、国や他自治体の動向、社会情勢等を参考に回収のあり方について検討します。
紙ごみ回収のあり方の検討	紙ごみ減量につながる、回収のあり方を検討します。	集団回収及び拠点回収による古紙等回収の取組状況や他自治体の事例等を検証し、今後の紙ごみの回収のあり方を検討します。
ごみ袋のあり方の検討	ごみの減量につながるごみ袋のあり方を検討します。	指定ごみ袋制度の効果を検証するとともに、引き続きごみ袋のあり方を検討します。
乙訓二市一町における廃棄物の分別区分の検討	リサイクルの負担軽減につながる廃棄物の分別区分のあり方を検討します。	廃棄物の分別区分について、将来的に乙訓二市一町で統一することを目指し、社会情勢を注視しつつ収集運搬方法や処理場の受け入れ体制等を関係市町と組合で検討します。

3－2 持続可能な収集・運搬・処理体制の検討

実施計画名	ねらい	計画内容
持続可能な収集・運搬・処理体制の検討	持続可能な収集方法や運搬体制のあり方を検討します。また、処理施設の適切な施設運営・整備を行い継続的な処理体制の構築についても検討します。	「ごみ収集福祉サービス」を継続して実施するなど現行のサービス水準を維持するために必要となる持続可能な収集・運搬体制のあり方について検討します。 また、大規模災害時の対応も含め、より安全かつ安定した処理体制を乙訓環境衛生組合と連携して整備するとともに、一層のコスト削減と効率化をめざした処理体制の構築を図ります。

第2節 その他ごみ処理に関する必要事項

○特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

組合の受入基準における適正処理困難物、環境省が指定する特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目はそれぞれ表 2-7-1 に示すとおりです。これらについては、収集しないことを市民に対して引き続き周知徹底していきます。

それに併せて、適正処理困難物については販売店、メーカーによる回収に関して事業者へ依頼し、引き取り先を明確にし、市民への周知、情報提供を進めていくものとします。

なお、在宅医療の進展に伴い、在宅医療系廃棄物は増加しているものと想定されますが、作業員の安全性の確保などの面から、収集・運搬及び処理の受け入れについては見極めが必要です。したがって基本的には医療機関等へ持ち込み、適正な処理を進めるものとしますが、今後感染性のない医療系廃棄物については受け入れについても検討していくものとします。

また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新処理技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣自治体との連携を図り国、府、メーカー等へ働きかけるものとします。

表 2-7-1 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

区分	名称	内容	処理方法
処理困難物及び適正処理困難物	バッテリー	自転車用、掃除機用等	製造メーカー、販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	自動二輪車		
	F R P 製品		
	消火器		消火器販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	タイヤ	ホイール含む	製造メーカー、販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	ガスボンベ		
	その他、各処理施設に支障を及ぼすおそれがある廃棄物	関係市町が収集をしていないもの及び組合告示以外の産業廃棄物	
特別管理一般廃棄物	P C B 使用部品		製造メーカー、販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	ばいじん		処理専門業者に相談、依頼
	ダイオキシン類含有物		
	廃水銀等		
	感染性一般廃棄物		販売店、医療機関に相談、依頼
個別物品の特性に応じた規制	家電リサイクル法に該当するもの	エアコン テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ） 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	指定法人に引渡し又は販売店等に相談、依頼
	小型家電リサイクル法に該当するもの		関係市町と提携している認定事業者に相談、依頼
	自動車リサイクル法に該当するもの		販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	資源有効利用促進法に該当するもの		パソコン等は、関係市町と提携している認定事業者に相談、依頼 小型二次電池は、製造メーカー、販売店等に相談、依頼

第 3 部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の排出状況

第1節 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理の沿革

本市における生活排水処理は、昭和30年代に特別清掃地域内のし尿くみとり収集を開始し、昭和54年から供用開始された公共下水道は、順次整備され、「長岡京市統計書」（令和元年度版）によると、平成30年度時点で計画処理区域内の人口普及率は約99.8%の普及状況になっています。

2) 処理、処分体系

本市における生活排水の処理・処分体系は、図3-1-1に示すとおりとなっています。現状の生活排水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行われています。し尿及び単独・合併処理浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設で処理を行っていました。しかし、下水道の普及に伴って処理量が減ってきたことから、平成19年度から隣接する下水道終末処理場への下水道投入へと処理形態を変更しています。

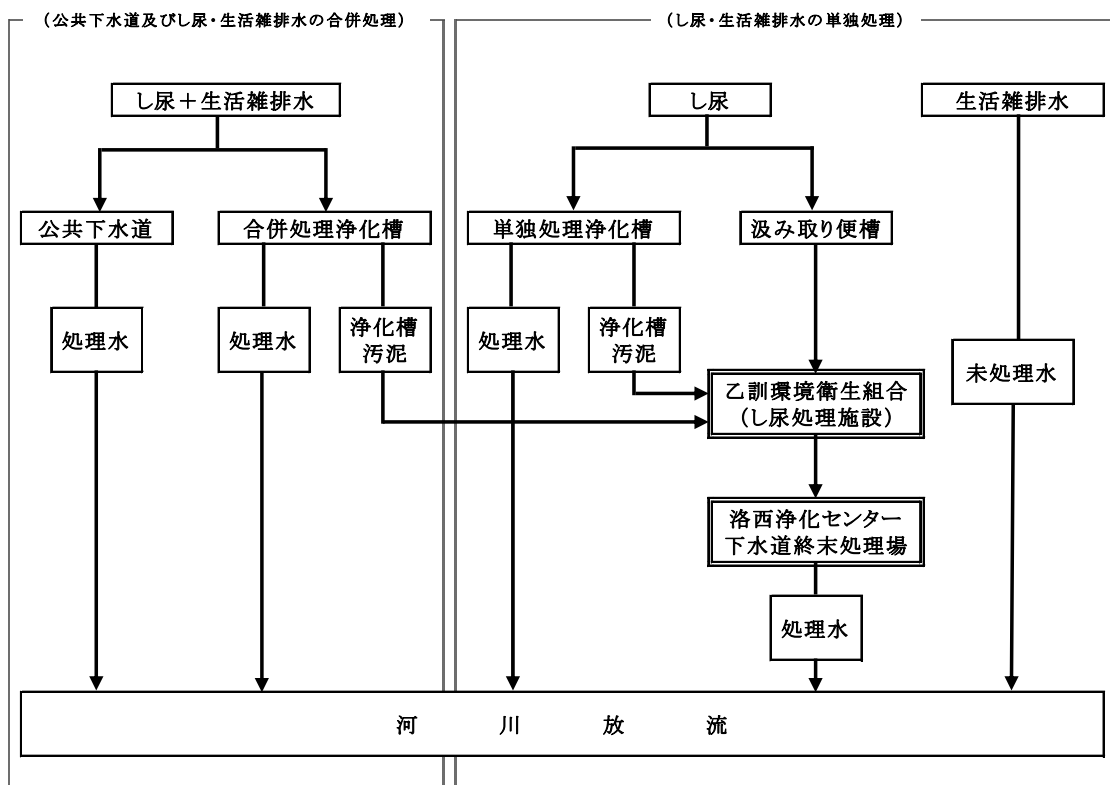


図3-1-1 生活排水処理フロー

3) 人口等の実績

本市の生活排水処理形態別人口は表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 生活排水処理形態別人口

(各年度末推計値、単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1.計画処理区域内人口	80,491	80,827	81,073	81,137	81,086
2.水洗化・生活雑排水処理人口	79,596	80,014	80,235	80,369	80,343
(1)合併処理浄化槽人口	71	70	58	54	53
(2)公共下水道人口	79,525	79,944	80,177	80,315	80,290
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	705	637	673	613	596
4.非水洗化人口	190	176	165	155	147
(1)し尿収集人口	190	176	165	155	147
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

4) 生活排水処理の実績

生活排水処理率は表 3-1-2 に示すとおり推移しており、令和元年度の処理率は、99.1%となっています。

表 3-1-2 生活排水処理率の推移

(各年度末値)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画処理 区域内人口 (人)	80,491	80,827	81,073	81,137	81,086
生活排水 処理人口 (人)	79,596	80,014	80,235	80,369	80,343
生活排水 処理率 (%)	98.9	99.0	99.0	99.1	99.1

公共下水道整備の進捗に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は表 3-1-3、図 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

(各年度末値)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間処理量	し 尿	kℓ/年	362.70	352.73	311.88	344.62
	浄化槽汚泥	kℓ/年	566.74	557.19	519.43	495.32
1日平均収集量	し 尿	kℓ/日	0.99	0.97	0.85	0.94
	浄化槽汚泥	kℓ/日	1.55	1.53	1.42	1.36

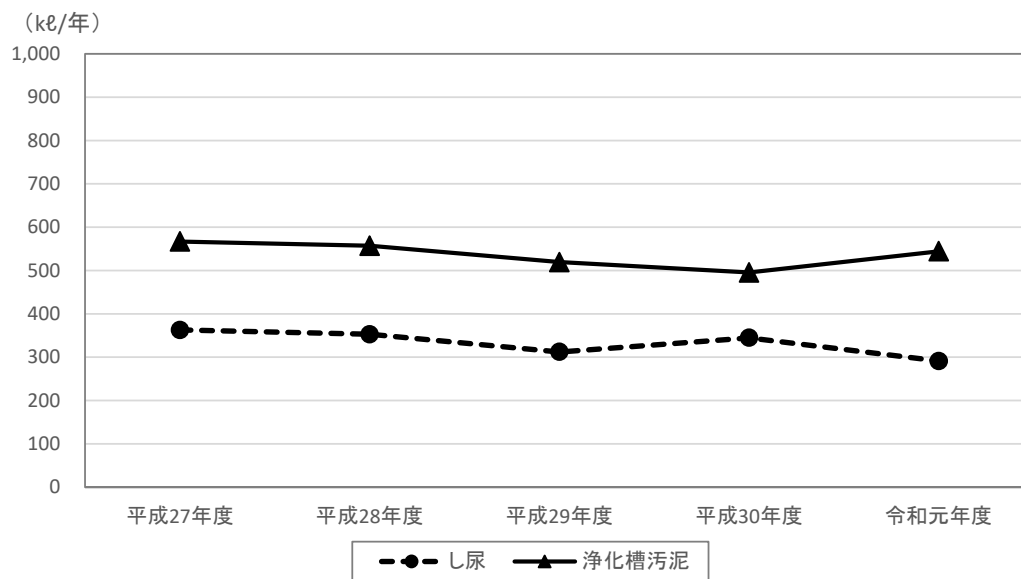


図 3-1-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

5) 収集・運搬

収集・運搬は表 3-1-4 に示すとおりです。本市で発生するし尿は委託業者が、浄化槽汚泥は許可業者が収集しています。し尿・浄化槽汚泥は共に組合のし尿処理施設に搬入しています。

令和元年度における月別収集実績は、表 3-1-5 に示すとおりです。

表 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

し 尿		浄化槽汚泥	
収集・運搬方法・回数等		収集・運搬方法・回数等	
委託	一般家庭：月 2 回 各戸収集	許可	年 1 ～ 2 回 各戸収集
	臨 時：連絡により収集		

表 3-1-5 月別収集実績（令和元年度）

（単位：kℓ）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
し尿	26.44	27.00	23.00	25.88	25.02	23.59	24.10	28.19	23.02	22.70	21.34	20.92	291.20
浄化槽汚泥	22.30	46.87	25.55	34.58	35.07	29.42	99.65	56.06	33.19	54.39	65.88	41.19	544.15
合計	48.74	73.87	48.55	60.46	60.09	53.01	123.75	84.25	56.21	77.09	87.22	62.11	835.35

6) 中間処理

し尿処理施設の概要は、表 3-1-6、図 3-1-3 に示すとおりです。

また、し尿処理施設の稼働状況は表 3-1-7 に示すとおりです。

表 3-1-6 施設の概要

名 称	乙訓環境衛生組合し尿処理施設	
所 在 地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32 番	
処理能力	20 kℓ/日	し尿 10 kℓ / 日
		浄化槽汚泥 10 kℓ / 日
処理形態	受入・前処理・希釈・投入	
整備年度	着工	平成 18 年 5 月 (改造工事)
	竣工	平成 19 年 3 月 (改造工事)
供用開始	平成 19 年 4 月	
建築面積	1, 336. 62 m ²	
延床面積	2, 470. 71 m ²	

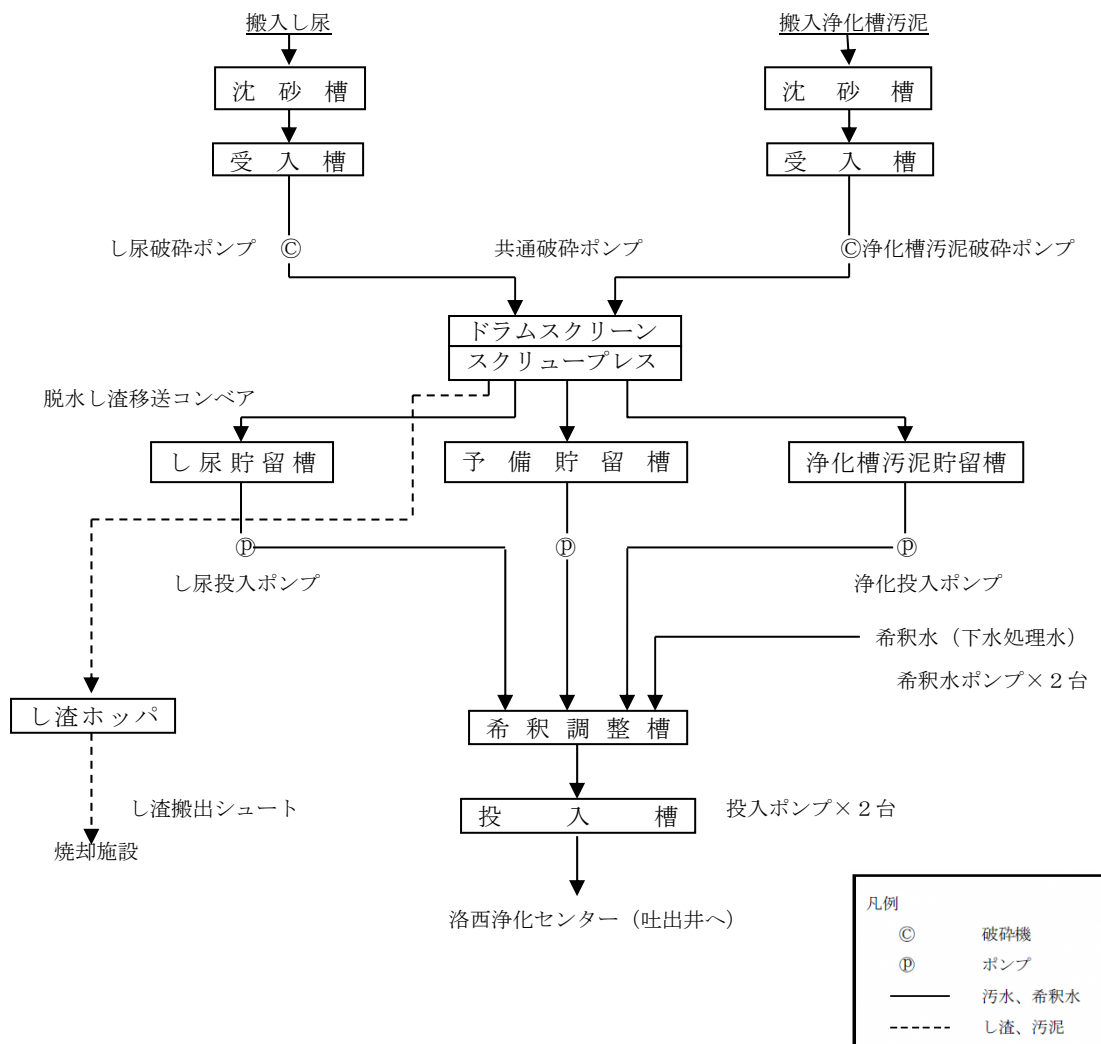


図 3-1-3 し尿処理施設の処理フロー

表 3-1-7 し尿処理施設の稼働状況（二市一町）

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年 間 処 理 量 ①	kℓ/年	1,724.82	1,658.83	1,453.92	1,478.13	1,786.54
廃 棄 物 投 入 処 理 量 ②	kℓ/年	1,701.47	1,635.54	1,430.63	1,455.38	1,763.45
投入処理日数③	日/年	234	203	212	219	235
1 日 当 た り の 廃 棄 物 処 理 量 (② ÷ ③)	kℓ/日	7.27	8.06	6.75	6.65	7.50
稼 働 率	%	36.36	40.28	33.74	33.23	37.52

※1 ②は①からし尿処理施設沈砂等を差し引いた量である。

※2 稼働率は、処理能力20kℓ/日に対しての1日の処理率を示す。

出典：乙訓環境衛生組合「各年度 事務報告」

7) 最終処分

令和元年度までの最終処分量を表 3-1-8 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は下水投入としているため、最終処分対象物はし尿処理施設沈砂と槽内清掃汚泥とします。

表 3-1-8 最終処分量（二市一町）

(単位:t/年)					
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿処理施設沈砂	0.38	0.43	0.05	0.22	0.10
槽内清掃汚泥	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
最終処分量	22.38	22.43	22.05	22.22	22.10

出典：乙訓環境衛生組合「各年度 事務報告」

8) 生活排水処理の課題抽出

(1) 生活排水処理の課題

本市では下水道の普及に伴い、年々生活排水処理率は上昇し、令和元年度には99.1%と高いレベルに達しています。今後も下水道への接続を進めることにより、生活排水処理をさらに推進していく必要があります。

第2節 生活排水の予測

1) 処理形態別人口の予測

本市における処理形態別人口の予測の結果は、表 3-1-9 に示すとおりです。

表 3-1-9 処理形態別人口の予測

			実績 ← → 将来予測							
			(各年度末推計値)							
人 口 動 態 等	1. 計画処理区域内人口	(人)	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	80,491	81,086	81,137	81,069	81,002	80,661	79,869	78,692
	(1)合併処理浄化槽人口	(人)	79,596	80,343	80,380	80,311	80,245	80,069	79,416	78,403
	(2)公共下水道人口	(人)	71	53	53	53	53	53	26	26
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	79,525	80,290	80,327	80,258	80,192	80,016	79,390	78,377
	4. 非水洗化人口	(人)	705	596	607	608	607	475	363	232
	(1)し尿収集人口	(人)	190	147	150	150	150	117	90	57
	(2)自家処理人口	(人)	190	147	150	150	150	117	90	57
	5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. し尿処理量	kℓ/日	0	0	0	0	0	0	0	0
要 処 理 量	7. 浄化槽汚泥量	kℓ/日	1.0	0.7	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.3
	8. 要処理量	kℓ/日	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	0.9	0.6
	9. 計画処理量	kℓ/日	2.6	2.2	2.3	2.3	2.3	1.8	1.4	0.9
	10. 計画処理率	(%)	98.9%	99.1%	99.1%	99.1%	99.1%	99.3%	99.4%	99.6%

注) 計画処理量は、「要処理量」に変動係数1.3を乗じた計画値

注) 変動係数1.3とは、各年度の年間要処理量の振れ幅を考慮した数値

2) 生活排水処理率の予測

生活排水処理率は表 3-1-10 に示すとおり予測されており、令和 18 年度には 99.6% に達すると予測されています。

表 3-1-10 生活排水処理率の予測

			実績 ← → 将来予測					
			(各年度末推計値)					
	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
計画処理 区域内人口 (人)	80,491	81,086	81,137	81,069	81,002	80,661	79,869	78,692
生活排水 処理人口 (人)	79,596	80,343	80,380	80,311	80,245	80,069	79,416	78,403
生活排水 処理率 (%)	98.9%	99.1%	99.1%	99.1%	99.1%	99.3%	99.4%	99.6%

3) し尿・汚泥等処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は表 3-1-11、図 3-1-4 に示すとおりであり、減少傾向にあります。

表 3-1-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測（日量）

		実績 ← → 将来予測				(各年度末推計値、単位:kℓ/日)			
		平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
要 処 理 量	し 尿 処 理 量	1.0	0.7	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.3
	浄 化 槽 汚 泥 量	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	0.9	0.6
	処 理 量	2.6	2.2	2.3	2.3	2.3	1.8	1.4	0.9
計 画 処 理 量		—	—	3.0	3.0	3.0	2.3	1.8	1.2

注) 計画処理量は、「要処理量」に変動係数1.3を乗じた計画値

注) 変動係数1.3とは、各年度の年間要処理量の振れ幅を考慮した数値

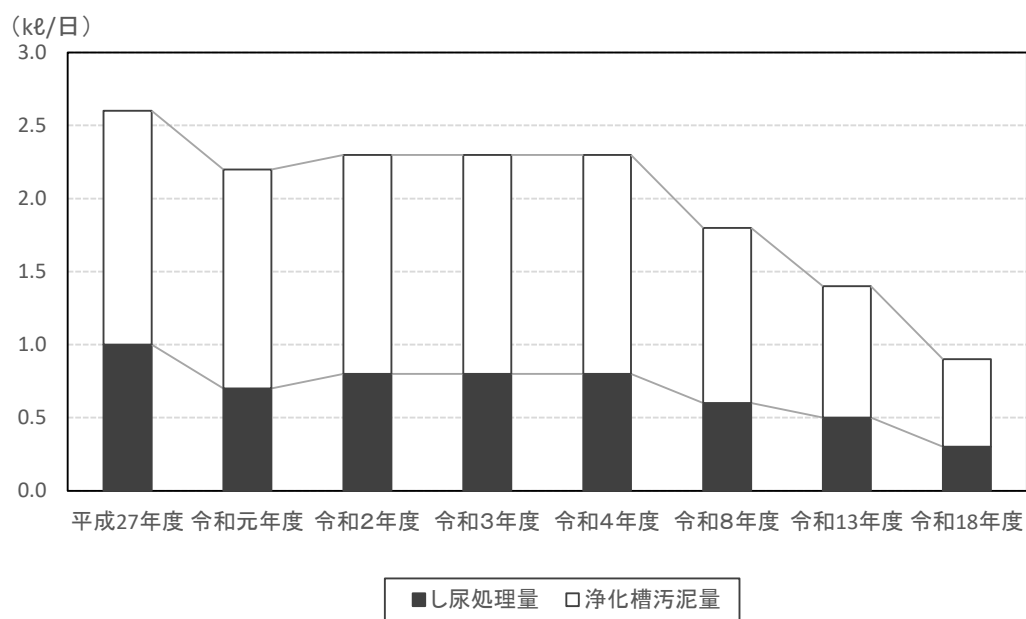


図 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

第2章 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 3-2-1 に示すとおりです。生活排水の処理主体は、今後もこの形態を継続していくものとします。

表 3-2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	京都府
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	乙訓環境衛生組合

第3章 生活排水処理の基本方針

第1節 生活排水処理の基本的な考え方

本市では、地域特性や地域計画に適した処理形態を選定していく方針です。

生活排水処理の基本方針は、以下のとおりです。

◎基本方針

- ・市街地における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、下水道整備事業の推進を図ります。

- ・家屋が散在し、集合処理が適していない地域については、個別処理として合併処理浄化槽の普及を進めます。

第2節 生活排水処理の目標

さらなる生活排水処理率の向上を目指すことから、し尿等の収集量は、減少する見通しです。

今後も、引き続き生活排水の適正処理に取り組み、生活排水の約99.6%処理を目指すものとします。

本市では、表3-3-1に示す目標を達成するために、以下に示す事項について、取り組むこととします。

現状と目標年次における生活排水処理人口を表3-3-2に、また、生活排水の処理形態別人口等を表3-3-3に示します。

- 公共下水道計画区域内
 - ・公共下水道接続の啓発
 - ・下水道整備事業の推進
- 公共下水道計画区域外
 - ・汲み取り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置転換

表3-3-1 生活排水の処理目標

	現在 (令和元年度)	目標年度 (令和18年度)
生活排水処理率	99.1%	99.6%

表3-3-2 人口の内訳

	現在 (令和元年度)	目標年度 (令和18年度)
1. 計画区域内人口(人)	81,086	78,692
2. 水洗化・生活雑排水処理人口(人)	80,343	78,403

表 3-3-3 生活排水の処理形態別内訳

			現 在 (令和元年度)	目標年度 (令和18年度)
人 口 動 態 等	1. 計画処理区域内人口	(人)	81,086	78,692
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	80,343	78,403
	(1)合併処理浄化槽人口	(人)	53	26
	(2)公共下水道人口	(人)	80,290	78,377
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	596	232
	4. 非水洗化人口	(人)	147	57
	(1)し尿収集人口	(人)	147	57
	(2)自家処理人口	(人)	0	0
	5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0
	6. し尿処理量	kℓ/日	0.7	0.3
要 処 理 量	7. 浄化槽汚泥量	kℓ/日	1.5	0.6
	8. 要処理量	kℓ/日	2.2	0.9
	9. 計画処理量	kℓ/日	—	1.2

注) 「9. 計画処理量」は「8. 要処理量」に変動係数1.3を乗じた計画値

注) 変動係数1.3とは、各年度の年間要処理量の振れ幅を考慮した数値

第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の方針

公共下水道の普及拡大が進められたことにより、し尿等の収集量は年々減少傾向にあります。今後も公共下水道の普及により、し尿処理量及び汚泥収集量共に減少していくことが予想されますが、今後も引き続きし尿処理を適正に行っていく必要があります。現段階では、現状の収集・運搬体制で行うものとし、状況に合わせて適宜対応するものとします。

a. 収集・運搬の方法及び量

①収集・運搬体制

収集・運搬体制は、し尿は委託業者が、浄化槽汚泥については許可業者が行うものとして、それぞれし尿処理施設に搬入します。

なお、将来的にはし尿の収集量及び浄化槽汚泥量は微減傾向にあるため、排出量減少への対応、計画的な収集作業の指導等により、より安定した収集・運搬を行っていくものとします。

②収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式とします。

③収集方法

一般世帯においては月2回の収集を、事業所等は申し入れにより、随時収集を行います。また、浄化槽については、年1回以上の清掃を指導します。

④収集・運搬対象物

収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

⑤収集・運搬量

し尿・汚泥の排出状況は、表3-3-4に示すとおりです。

表 3-3-4 し尿・浄化槽汚泥の排出量の予測

	実績 ← → 将来予測				(各年度末推計値、単位:kℓ/日)			
	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
し尿処理量	1.0	0.7	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.3
浄化槽汚泥量	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	0.9	0.6
処理量	2.6	2.2	2.3	2.3	2.3	1.8	1.4	0.9

2) 中間処理計画

(1) 中間処理の方針

公共下水道の普及により、し尿処理施設の稼働状況は減少の一途をたどったため、平成18年度に隣接する下水道終末処理施設への投入を実施するため改良工事を行い、平成19年度より投入を開始しています。

a. 中間処理の体制

現行どおり、処理主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

b. 中間処理対象物

収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

c. 処理方式

【希釈投入方式：受入・前処理、希釈投入】

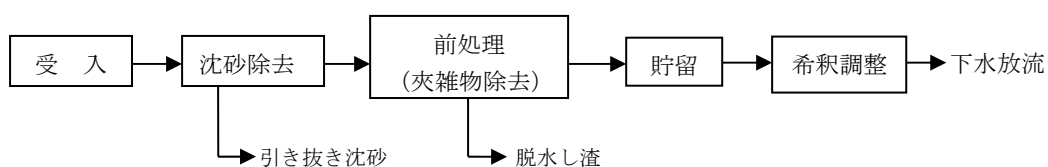


図 3-3-1 処理の流れ

d. 処理能力

し尿処理施設の処理能力は以下のとおりです。

処理能力 : 20 kℓ/日

(	し尿	:	10 kℓ/日
	浄化槽汚泥	:	10 kℓ/日

)

e. 経年処理量の見込み

し尿処理基本計画より、令和元年度までの過去の実績に基づくし尿処理量の実績及び予測を表 3-3-5 に示します。

表 3-3-5 し尿処理量の予測

					変動係数考慮		1.3
年 度		要処理量			計画処理量		
		し 尿 (kℓ/日)	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	合 計 (kℓ/日)	し 尿 (kℓ/日)	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	合 計 (kℓ/日)
実績	平成27年度	1.0	1.6	2.6	—	—	—
	平成28年度	1.0	1.5	2.5	—	—	—
	平成29年度	0.9	1.4	2.3	—	—	—
	平成30年度	0.9	1.4	2.3	—	—	—
	令和元年度	0.7	1.5	2.2	—	—	—
将来予測	令和2年度	0.8	1.5	2.3	1.0	2.0	3.0
	令和3年度	0.8	1.5	2.3	1.0	2.0	3.0
	令和4年度	0.8	1.5	2.3	1.0	2.0	3.0
	令和5年度	0.7	1.4	2.1	0.9	1.8	2.7
	令和6年度	0.7	1.4	2.1	0.9	1.8	2.7
	令和7年度	0.7	1.4	2.1	0.9	1.8	2.7
	令和8年度	0.6	1.2	1.8	0.7	1.6	2.3
	令和9年度	0.6	1.2	1.8	0.7	1.6	2.3
	令和10年度	0.6	1.2	1.8	0.7	1.6	2.3
	令和11年度	0.5	0.9	1.4	0.6	1.2	1.8
	令和12年度	0.5	0.9	1.4	0.6	1.2	1.8
	令和13年度	0.5	0.9	1.4	0.6	1.2	1.8
	令和14年度	0.4	0.7	1.1	0.5	0.9	1.4
	令和15年度	0.4	0.7	1.1	0.5	0.9	1.4
	令和16年度	0.4	0.7	1.1	0.5	0.9	1.4
	令和17年度	0.3	0.6	0.9	0.4	0.8	1.2
	令和18年度	0.3	0.6	0.9	0.4	0.8	1.2

注) 変動係数考慮1.3とは、各年度の年間要処理量の振れ幅を考慮した数値

3) 最終処分計画

(1) 最終処分の方針

処理工程中に発生する沈砂及び槽内清掃汚泥の適正な処分を図ります。

(2) 最終処分の方法

a. 最終処分の実施体制

現行のとおり、最終処分の主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

b. 最終処分対象物

最終処分対象物は、し尿処理施設沈砂とします。

槽内清掃汚泥は外部搬出（委託）による処分とします。

c. 処分方法

し尿処理施設沈砂は、勝竜寺埋立地で処分します。

槽内清掃汚泥は、これまでどおり場外処分とします。

前処理後のし尿前処理残渣は、含水率 60%の紙、布、脱脂綿等繊維類、ビニール類であり、ごみ処理施設で焼却処理します。

d. 最終処分量の予測

最終処分するし尿処理施設沈砂及び槽内清掃汚泥の量の予測を表 3-3-6 に示します。

表 3-3-6 最終処分量の予測

	実績 ← → 将来予測							
	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
し尿処理施設沈砂	0.17	0.04	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
槽内清掃汚泥	11.86	10.29	11.86	11.86	11.86	11.86	11.86	11.86
最終処分量	12.03	10.33	11.98	11.98	11.98	11.98	11.98	11.98

第4節 し尿処理施設の整備に関する事項

し尿処理施設は、平成 18 年度に下水投入に変更するための改造工事を行いました、平成 2 年度の竣工から継続して使用している設備もあり、経年劣化や処理量の減少等を考慮し、今後、施設の延命化・更新等の検討を進めます。

資 料 編

資料1(1) ごみ発生量の見込み(現状維持、新たな施策等なしの場合)(1/3)

この表は現在実施している排出抑制などの施策だけを継続した場合のごみ発生量の見込みを示しています。

区 分			実 績					将 来 予 測															将来予測の算出根拠				
			2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度	2033年度 令和15年度	2034年度 令和16年度	2035年度 令和17年度	2036年度 令和18年度			
総人口			(1)	人	80,658	80,781	80,992	81,130	81,082																住民基本台帳人口（10/1現在）		
計画収集人口			(2)	人	80,658	80,781	80,992	81,130	81,082	80,876	80,809	80,742	80,675	80,608	80,539	80,401	80,263	80,125	79,987	79,849	79,609	79,369	79,129	78,889	78,650	78,432	人口ビジョン及び内挿補完
収集 ごみ	可燃ごみ	(3)	t / 年	13,667.29	13,387.07	13,255.00	13,266.88	13,247.20	13,083.83	13,072.99	13,014.58	12,998.13	12,915.55	12,872.07	12,820.72	12,807.02	12,725.56	12,680.99	12,638.07	12,614.91	12,524.12	12,468.97	12,414.86	12,395.70	12,312.94	= (4) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(4)	g / 人 / 日	(462.971)	(454.029)	(448.378)	(448.017)	(446.394)	(443.223)	(443.223)	(441.609)	(440.211)	(438.977)	(437.874)	(436.876)	(435.965)	(435.127)	(434.351)	(433.629)	(432.953)	(432.318)	(431.720)	(431.154)	(430.617)	(430.106)	5年間実績に基づく対数曲線によるトレンド値	
		直営	(5)	t / 年	20.72	8.62	6.88	5.60	12.63																		
			(6)	t / 年	13,646.57	13,378.45	13,248.12	13,261.28	13,234.57																		
	粗大ごみ	(7)	t / 年	150.85	148.08	159.64	250.04	216.76	229.25	237.29	244.22	250.98	255.71	260.54	264.73	269.26	271.98	275.17	278.07	281.20	282.60	284.58	286.36	288.84	289.65	= (8) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(8)	g / 人 / 日	(5.110)	(5.022)	(5.400)	(8.444)	(7.304)	(7.766)	(8.045)	(8.287)	(8.500)	(8.691)	(8.863)	(9.021)	(9.166)	(9.300)	(9.425)	(9.541)	(9.651)	(9.755)	(9.853)	(9.945)	(10.034)	(10.118)	5年間実績に基づく対数曲線によるトレンド値	
		直営	(9)	t / 年	54.85	35.19	41.59	87.26	48.20																		
			(10)	t / 年	96.00	112.89	118.05	162.78	168.56																		
	資源ごみ	(11)	t / 年	2,084.22	2,041.74	2,055.70	2,390.86	2,343.70	2,331.62	2,359.42	2,384.04	2,412.98	2,427.04	2,446.34	2,462.54	2,484.76	2,492.69	2,507.00	2,520.89	2,538.14	2,541.31	2,551.07	2,560.69	2,577.26	2,580.30	= (12) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(12)	g / 人 / 日	(70.602)	(69.247)	(69.538)	(80.738)	(78.976)	(78.985)	(79.993)	(80.895)	(81.721)	(82.491)	(83.218)	(83.913)	(84.584)	(85.233)	(85.870)	(86.495)	(87.111)	(87.723)	(88.327)	(88.930)	(89.532)	(90.133)	= (14) + (16) + (18) + (20) + (22)	
	カン類	(13)	t / 年	171.36	177.64	173.86	175.13	176.36	175.44	175.29	175.15	175.48	174.85	174.70	174.41	174.58	173.81	173.51	173.21	173.16	172.17	171.65	171.13	171.07	170.13	= (14) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(14)	g / 人 / 日	(5.805)	(6.025)	(5.881)	(5.914)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	(5.943)	令和元年度の実績で推移	
	ビン類	(15)	t / 年	499.87	486.76	472.70	465.89	454.74	440.85	429.72	418.84	409.36	397.90	387.83	377.69	368.82	358.17	348.80	339.68	331.26	321.30	312.48	303.90	296.38	287.51	= (16) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(16)	g / 人 / 日	(16.933)	(16.509)	(15.990)	(15.733)	(15.323)	(14.934)	(14.569)	(14.212)	(13.864)	(13.524)	(13.193)	(12.870)	(12.555)	(12.247)	(11.947)	(11.655)	(11.369)	(11.091)	(10.819)	(10.554)	(10.296)	(10.043)	5年間実績に基づく一次指数曲線によるトレンド値	
	その他不燃物	(17)	t / 年	748.79	701.01	727.00	1,039.79	988.26	986.58	1,012.96	1,035.66	1,058.46	1,073.22	1,089.06	1,102.48	1,117.68	1,125.66	1,135.78	1,145.07	1,155.34	1,158.61	1,164.44	1,169.75	1,177.80	1,179.32	= (18) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(18)	g / 人 / 日	(25.365)	(23.775)	(24.592)	(35.113)	(33.302)	(33.421)	(34.343)	(35.142)	(35.847)	(36.477)	(37.047)	(37.568)	(38.047)	(38.490)	(38.903)	(39.289)	(39.652)	(39.994)	(40.317)	(40.624)	(40.916)	(41.195)	5年間実績に基づく対数曲線によるトレンド値	
	ペットボトル	(19)	t / 年	134.83	141.18	143.09	152.87	157.33	156.48	158.36	159.97	161.81	162.61	163.71	164.55	165.77	165.97	166.59	167.12	167.86	167.65	167.80	167.96	168.54	168.19	= (20) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(20)	g / 人 / 日	(4.567)	(4.788)	(4.840)	(5.162)	(5.302)	(5.301)	(5.369)	(5.428)	(5.480)	(5.527)	(5.569)	(5.607)	(5.643)	(5.675)	(5.706)	(5.734)	(5.761)	(5.787)	(5.810)	(5.833)	(5.855)	(5.875)	5年間実績に基づく対数曲線によるトレンド値	
	その他プラスチック類	(21)	t / 年	529.37	535.15	539.05	557.18	567.01	572.27	583.09	594.43	607.87	618.45	631.03	643.42	657.91	669.08	682.32	695.80	710.53	721.58	734.70	747.97	763.46	775.15	= (22) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(22)	g / 人 / 日	(17.932)	(18.150)	(18.235)	(18.816)	(19.107)	(19.386)	(19.769)	(20.170)	(20.587)	(21.020)	(21.466)	(21.925)	(22.396)	(22.878)	(23.371)	(23.874)	(24.386)	(24.908)	(25.438)	(25.976)	(26.522)	(27.077)	5年間実績に基づくべき曲線によるトレンド値	
	有害ごみ	(23)	t / 年	25.97	23.91	25.14	22.64	26.00	25.86	25.84	25.82	25.87	25.77	25.75	25.71	25.73	25.62	25.58	25.53	25.52	25.38	25.30	25.22	25.22	25.08	= (24) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(24)	g / 人 / 日	(0.880)	(0.811)	(0.850)	(0.765)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	= (26) + (28)	
	廃乾電池	(25)	t / 年	17.57	17.13	17.18	17.13	19.92	19.81	19.79	19.77	19.81	19.74	19.73	19.69	19.71	19.62	19.59	19.56	19.55	19.44	19.38	19.32	19.32	19.21	= (26) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(26)	g / 人 / 日	(0.595)	(0.581)	(0.581)	(0.579)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	令和元年度の実績で推移	
		廃蛍光灯	(27)	t / 年	8.40	6.79	7.96	5.51	6.08	6.05	6.05	6.04	6.05	6.03	6.03	6.02	6.02	6.00	5.99	5.97	5.97	5.94	5.92	5.90	5.87	= (28) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
			(28)	g / 人 / 日	(0.285)	(0.230)	(0.269)	(0.186)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	令和元年度の実績で推移
	側溝清掃汚泥	(29)	t / 年	40.51	54.83	51.27	65.88	55.60	55.32	55.27	55.23	55.33	55.14	55.09	55.00	55.05	54.81	54.71	54.62	54.60	54.29	54.13	53.96	53.94	53.65	= (31)	
		(30)	g / 人 / 日	(1.372)	(1.860)	(1.734)	(2.225)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	= (32)	
	側溝清掃汚泥	(31)	t / 年	40.51	54.83	51.27	65.88	55.60	55.32	55.27	55.23	55.33	55.14	55.09	55.00	55.05	54.81	54.71	54.62	54.60	54.29	54.13	53.96	53.94	53.65	= (32) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(32)	g / 人 / 日	(1.372)	(1.860)	(1.734)	(2.225)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	令和元年度の実績で推移	
	計	(33)	t / 年	15,968.843	15,655.633	15,546.748	15,996.299	15,889.264	15,725.87	15,750.81	15,723.90	15,743.29	15,679.21	15,659.79	15,628.70	15,641.83	15,570.66	15,543.44	15,517.17	15,514.38	15,427.69	15,384.04	15,341.10	15,340.96	15,261.62	= (34) × (2) × 365 (or 366) / 10 ⁶	
		(34)	g / 人 / 日	(540.935)	(530.968)	(525.902)	(540.188)	(535.425)	(532.724)	(534.011)	(533.541)	(533.182)	(532.909)	(532.705)	(532.560)	(532.465)	(532.410)	(532.396)	(532.415)	(532.465)	(532.546)	(532.650)	(532.779)	(532.933)	(533.107)	= (4) + (8) + (12) + (24) + (30)	
	資源ごみを除く	(35)	g / 人 / 日	(470.333)	(461.721)	(456.364)	(459.450)	(456.449)	(453.739)	(454.018)	(452.646)	(451.461)	(450.418)	(449.487)	(448.647)	(447.881)	(447.177)	(446.526)	(445.920)	(445.354)	(444.823)	(444.323)	(443.849)	(443.401)	(442.974)	= (34) − (12)	

資料1(2) ごみ発生量の見込み(新たな施策を考慮した場合)(1/3)

この表は数値目標達成のための新たな排出抑制などの施策を講じた場合のごみ発生量の見込みを示しています。

区 分			実 績					将 来 予 測																		将来予測の算出根拠	
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度			
総人口		(1)	人	80,658	80,781	80,992	81,130	81,082																	住民基本台帳人口（10/1現在）		
計画収集人口		(2)	人	80,658	80,781	80,992	81,130	81,082	80,876	80,809	80,742	80,675	80,608	80,539	80,401	80,263	80,125	79,987	79,849	79,609	79,369	79,129	78,889	78,650	78,432	人口ビジョン及び内挿補完	
収 集 し み	可燃ごみ	(3)	t / 年	13,667.29	13,387.07	13,255.00	13,266.88	13,247.20	13,136.14	13,083.96	13,031.88	12,932.79	12,763.23	12,628.90	12,484.06	12,373.46	12,195.66	12,052.06	11,908.92	11,783.34	11,594.10	11,437.80	11,282.23	11,158.02	10,976.50	人口減及び資源ごみの分別による減量を考慮	
		(4)	g / 人 / 日	(462.971)	(454.029)	(448.378)	(448.017)	(446.394)	(444.995)	(443.595)	(442.196)	(437.998)	(433.800)	(429.602)	(425.404)	(421.206)	(417.008)	(412.809)	(408.611)	(404.413)	(400.215)	(396.017)	(391.819)	(387.621)	(383.423)	= (3) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
		直営	(5)	t / 年	20.72	8.62	6.88	5.60	12.63																		
			(6)	t / 年	13,646.57	13,378.45	13,248.12	13,261.28	13,234.57																		
	粗大ごみ	(7)	t / 年	150.85	148.08	159.64	250.04	216.76	215.61	215.46	215.28	215.75	215.02	214.86	214.55	214.80	213.87	213.56	213.22	213.19	212.03	211.42	210.80	210.80	209.66	人口減による減量を考慮	
		(8)	g / 人 / 日	(5.110)	(5.022)	(5.400)	(8.444)	(7.304)	(7.304)	(7.305)	(7.305)	(7.307)	(7.308)	(7.309)	(7.311)	(7.312)	(7.313)	(7.315)	(7.316)	(7.317)	(7.319)	(7.320)	(7.321)	(7.323)	(7.324)	= (7) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
		直営	(9)	t / 年	54.85	35.19	41.59	87.26	48.20																		
			(10)	t / 年	96.00	112.89	118.05	162.78	168.56																		
	資源ごみ	(11)	t / 年	2,084.22	2,041.74	2,055.70	2,390.86	2,343.70	2,346.20	2,359.09	2,371.92	2,420.95	2,456.67	2,498.87	2,538.81	2,585.67	2,618.25	2,657.79	2,697.14	2,740.28	2,768.23	2,803.38	2,838.27	2,880.80	2,908.10	= (12) × (2) × 365 (or366) / 10 ⁶	
		(12)	g / 人 / 日	(70.602)	(69.247)	(69.538)	(80.738)	(78.976)	(79.479)	(79.982)	(80.484)	(81.991)	(83.498)	(85.005)	(86.512)	(88.019)	(89.526)	(91.035)	(92.542)	(94.049)	(95.556)	(97.063)	(98.570)	(100.077)	(101.584)	= (14) + (16) + (18) + (20) + (22)	
	カン類	(13)	t / 年	171.36	177.64	173.86	175.13	176.36	175.44	175.32	175.17	175.54	174.94	174.82	174.55	174.76	174.01	173.74	173.47	173.45	172.49	171.99	171.50	171.48	170.56	人口減による減量を考慮	
		(14)	g / 人 / 日	(5.805)	(6.025)	(5.881)	(5.914)	(5.943)	(5.943)	(5.944)	(5.944)	(5.945)	(5.946)	(5.947)	(5.948)	(5.949)	(5.950)	(5.951)	(5.952)	(5.953)	(5.954)	(5.955)	(5.956)	(5.957)	(5.958)	= (13) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	ビン類	(15)	t / 年	499.87	486.76	472.70	465.89	454.74	452.36	452.02	451.67	452.59	451.07	450.77	450.09	450.60	448.69	448.00	447.32	447.25	444.77	443.51	442.25	442.18	439.84	人口減による減量を考慮	
		(16)	g / 人 / 日	(16.933)	(16.509)	(15.990)	(15.733)	(15.323)	(15.324)	(15.325)	(15.326)	(15.328)	(15.331)	(15.334)	(15.337)	(15.339)	(15.342)	(15.345)	(15.348)	(15.350)	(15.353)	(15.356)	(15.359)	(15.361)	(15.364)	= (15) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	その他不燃物	(17)	t / 年	748.79	701.01	727.00	1,039.79	988.26	983.13	982.37	981.61	983.66	980.34	979.68	978.17	979.35	975.17	973.69	972.19	972.09	966.69	963.94	961.19	961.07	955.96	人口減による減量を考慮	
		(18)	g / 人 / 日	(25.365)	(23.775)	(24.592)	(35.113)	(33.302)	(33.304)	(33.306)	(33.308)	(33.314)	(33.320)	(33.326)	(33.332)	(33.338)	(33.344)	(33.351)	(33.357)	(33.363)	(33.369)	(33.375)	(33.381)	(33.387)	(33.393)	= (17) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	ペットボトル	(19)	t / 年	134.83	141.18	143.09	152.87	157.33	156.51	156.41	156.28	156.61	156.08	155.98	155.74	155.93	155.27	155.06	154.82	154.80	153.94	153.51	153.07	153.05	152.23	人口減による減量を考慮	
		(20)	g / 人 / 日	(4.567)	(4.788)	(4.840)	(5.162)	(5.302)	(5.302)	(5.303)	(5.303)	(5.304)	(5.305)	(5.306)	(5.307)	(5.308)	(5.309)	(5.311)	(5.312)	(5.313)	(5.314)	(5.315)	(5.316)	(5.317)	(5.318)	= (19) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	その他プラスチック類	(21)	t / 年	529.37	535.15	539.05	557.18	567.01	578.76	592.97	607.19	652.55	694.24	737.62	780.26	825.03	865.11	907.30	949.34	992.69	1,030.34	1,070.43	1,110.26	1,153.02	1,189.51	人口減による減量及び新たに回収する増量を考慮	
		(22)	g / 人 / 日	(17.932)	(18.150)	(18.235)	(18.816)	(19.107)	(19.606)	(20.104)	(20.603)	(22.100)	(23.596)	(25.092)	(26.588)	(28.085)	(29.581)	(31.077)	(32.573)	(34.070)	(35.566)	(37.062)	(38.558)	(40.055)	(41.551)	= (21) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	有害ごみ	(23)	t / 年	25.97	23.91	25.14	22.64	26.00	25.86	25.84	25.81	25.89	25.80	25.78	25.74	25.79	25.68	25.64	25.58	25.61	25.47	25.39	25.31	25.33	25.20	= (25) + (27)	
		(24)	g / 人 / 日	(0.880)	(0.811)	(0.850)	(0.765)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.876)	(0.877)	(0.877)	(0.877)	(0.877)	(0.878)	(0.878)	(0.878)	(0.878)	(0.879)	(0.879)	(0.879)	(0.879)	(0.880)	(0.880)	= (23) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	廃乾電池	(25)	t / 年	17.57	17.13	17.18	17.13	19.92	19.81	19.79	19.77	19.84	19.77	19.75	19.72	19.77	19.68	19.65	19.61	19.64	19.53	19.47	19.41	19.43	19.32	人口減による減量を考慮	
		(26)	g / 人 / 日	(0.595)	(0.581)	(0.581)	(0.579)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.671)	(0.672)	(0.672)	(0.672)	(0.672)	(0.673)	(0.673)	(0.673)	(0.673)	(0.674)	(0.674)	(0.674)	(0.674)	(0.675)	(0.675)	= (25) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	廃蛍光灯	(27)	t / 年	8.40	6.79	7.96	5.51	6.08	6.05	6.05	6.04	6.05	6.03	6.03	6.02	6.02	6.00	5.99	5.97	5.97	5.94	5.92	5.90	5.90	5.88	人口減による減量を考慮	
		(28)	g / 人 / 日	(0.285)	(0.230)	(0.269)	(0.186)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	(0.205)	= (27) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	側溝清掃汚泥	(29)	t / 年	40.51	54.83	51.27	65.88	55.60	55.32	55.27	55.23	55.36	55.17	55.12	55.05	55.11	54.86	54.80	54.70	54.69	54.41	54.24	54.08	54.09	53.80	= (31)	
		(30)	g / 人 / 日	(1.372)	(1.860)	(1.734)	(2.225)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.875)	(1.875)	(1.875)	(1.876)	(1.876)	(1.876)	(1.877)	(1.877)	(1.877)	(1.878)	(1.878)	(1.878)	(1.879)	(1.879)	= (32)	
	側溝清掃汚泥	(31)	t / 年	40.51	54.83	51.27	65.88	55.60	55.32	55.27	55.23	55.36	55.17	55.12	55.05	55.11	54.86	54.80	54.70	54.69	54.41	54.24	54.08	54.09	53.80	人口減による減量を考慮	
		(32)	g / 人 / 日	(1.372)	(1.860)	(1.734)	(2.225)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.874)	(1.875)	(1.875)	(1.875)	(1.876)	(1.876)	(1.876)	(1.877)	(1.877)	(1.877)	(1.878)	(1.878)	(1.878)	(1.879)	(1.879)	= (31) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	計	(33)	t / 年	15,968.84	15,655.63	15,546.75	15,996.30	15,889.26	15,779.13	15,739.63	15,700.14	15,650.75	15,515.89	15,423.53	15,318.22	15,254.83	15,108.32	15,003.85	14,899.57	14,817.13	14,654.23	14,532.22	14,410.69	14,329.05	14,173.26	= (3) + (7) + (11) + (23) + (29)	
		(34)	g / 人 / 日	(540.935)	(530.968)	(525.902)	(540.188)	(535.425)	(534.528)	(533.632)	(532.735)	(530.048)	(527.358)	(524.668)	(521.980)	(519.291)	(516.601)	(513.914)	(511.224)	(508.535)	(505.847)	(503.157)	(500.467)	(497.780)	(495.090)	= (33) / (2) / 365 (or366) × 10 ⁶	
	資源ごみを除く	(35)	g / 人 / 日	(470.333)	(461.721)	(456.364)	(459.450)	(456.449)	(455.049)	(453.650)	(452.251)	(448.057)	(443.860)	(439.663)	(435.468)	(431.272)	(427.075)	(422.879)	(418.682)	(414.486)	(410.291)	(406.094)	(401.897)	(397.703)	(393.506)	= (34) − (12)	

資料1(2) ごみ発生量の見込み(新たな施策を考慮した場合)(2/3)

この表は数値目標達成のための新たな排出抑制などの施策を講じた場合のごみ発生量の見込みを示しています。

区 分				実 績					将 来 予 測																将来予測の算出根拠		
				2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度		
直接搬入ごみ	可燃ごみ	(36)	t / 年	5,611.50	5,593.67	5,627.85	5,841.84	6,205.02	6,186.60	6,168.18	6,149.75	6,094.49	6,039.22	5,983.95	5,928.69	5,873.42	5,818.15	5,762.89	5,707.62	5,652.35	5,597.09	5,541.82	5,486.55	5,431.29	5,376.020	食品ロス及び紙ごみの資源化等による減量を考慮	
		(37)	t / 日	(15.332)	(15.325)	(15.419)	(16.005)	(16.954)	(16.950)	(16.899)	(16.849)	(16.652)	(16.546)	(16.394)	(16.243)	(16.048)	(15.940)	(15.789)	(15.637)	(15.444)	(15.334)	(15.183)	(15.032)	(14.840)	(14.729)	= (35) / 365 (or 366)	
	承諾事業者分	(38)	t / 年	865.98	851.86	790.93	644.86	919.45																			
		市内からの搬入分	(39)	t / 年	865.98	851.86	790.93	644.86	525.45																		= (36) - (40)
	市外からの搬入分	(40)	t / 年	0.00	0.00	0.00	0.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	394.00	令和元年度の実績で推移	
	許可業者分	(41)	t / 年	4,715.19	4,711.83	4,807.28	5,158.43	5,259.18																			
		直接搬入分	(42)	t / 年	30.33	29.98	29.64	38.55	26.39																		
	粗大ごみ	(43)	t / 年	277.34	254.51	247.98	251.54	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	270.72	令和元年度の実績で推移	
		(44)	t / 日	(0.758)	(0.697)	(0.679)	(0.689)	(0.740)	(0.742)	(0.742)	(0.742)	(0.740)	(0.742)	(0.742)	(0.742)	(0.740)	(0.742)	(0.742)	(0.742)	(0.740)	(0.742)	(0.742)	(0.742)	(0.740)	(0.742)	= (40) / 365 (or 366)	
	承諾事業者分	(45)	t / 年	106.27	88.15	97.22	61.57	26.23																			
		許可業者分	(46)	t / 年	53.97	44.46	33.17	34.98	34.07																		
	直接搬入分	(47)	t / 年	117.10	121.90	117.59	154.99	210.42																			
	資源ごみ	(48)	t / 年	19.34	17.10	18.78	17.55	16.56	16.56	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	5.54	= (50) + (51) + (52) + (53) + (54)
		(49)	t / 日	(0.053)	(0.047)	(0.051)	(0.048)	(0.045)	(0.045)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	(0.015)	= (48) / 365 (or 366)
	カン類	(50)	t / 年	0.86	1.05	0.97	0.90	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	令和元年度の実績で推移
	ビン類	(51)	t / 年	0.68	0.68	0.63	0.60	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	令和元年度の実績で推移
	その他不燃物	(52)	t / 年	13.43	11.01	12.96	11.81	11.02	11.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	令和3年度以降は搬入なし
	ペットボトル	(53)	t / 年	1.30	1.49	1.17	1.17	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	令和元年度の実績で推移
	その他プラスチック類	(54)	t / 年	3.07	2.87	3.05	3.07	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	3.09	令和元年度の実績で推移
	計	(58)	t / 年	5,908.18	5,865.28	5,894.61	6,110.93	6,492.30	6,473.88	6,444.44	6,426.01	6,370.75	6,315.48	6,260.21	6,204.95	6,149.68	6,094.41	6,039.15	5,983.88	5,928.61	5,873.35	5,818.08	5,762.81	5,707.55	5,652.28	= (36) + (43) + (48)	
		(59)	t / 日	(16.143)	(16.069)	(16.150)	(16.742)	(17.739)	(17.737)	(17.656)	(17.606)	(17.406)	(17.303)	(17.151)	(17.000)	(16.802)	(16.697)	(16.546)	(16.394)	(16.198)	(16.091)	(15.940)	(15.789)	(15.594)	(15.486)	= (58) / 365 (or 366)	
	市外から搬入分を除く	(60)	t / 日	(16.143)	(16.069)	(16.150)	(16.742)	(16.662)	(16.657)	(16.577)	(16.526)	(16.330)	(16.223)	(16.072)	(15.920)	(15.726)	(15.618)	(15.466)	(15.315)	(15.122)	(15.012)	(14.860)	(14.709)	(14.518)	(14.406)	= [(58) - (40)] / 365 (or 366)	
	乙訓環境衛生組合搬入ごみ 合計	(61)	t / 年	21,877.02	21,520.91	21,441.36	22,107.23	22,381.56	22,253.01	22,184.06	22,126.16	22,021.50	21,831.37	21,683.74	21,523.16	21,404.51	21,202.73	21,043.00	20,883.45	20,745.74	20,527.58	20,350.30	20,173.50	20,036.59	19,825.54	= (33) + (58)	
		(62)	g / 人 / 日	(741.071)	(729.892)	(725.299)	(746.552)	(754.197)	(753.835)	(752.122)	(750.782)	(745.808)	(742.010)	(737.624)	(733.418)	(728.633)	(724.988)	(720.768)	(716.539)	(712.009)	(708.588)	(704.600)	(700.603)	(696.056)	(692.531)	= (61) × 10 ⁶ / (2) / 365 (or 366)	
集団回収	古紙	(63)	t / 年	2,166.01	2,035.74	1,939.79	1,863.95	1,747.10	1,776.26	1,805.41	1,834.57	1,922.02	2,009.48	2,096.95	2,184.40	2,271.86	2,359.33	2,446.78	2,534.24	2,621.71	2,709.16	2,796.62	2,884.09	2,971.54	3,059.00	= (64) + (65) + (66) + (67)	
		新聞	(64)	t / 年	1,420.55	1,313.15	1,247.30	1,179.83	1,074.18	1,092.11	1,110.03	1,127.96	1,181.73	1,235.50	1,289.28	1,343.05	1,396.82	1,450.59	1,504.37	1,558.14	1,611.91	1,665.68	1,719.46	1,773.23	1,827.00	1,880.77	人口減による減量及び新たに回収する増量を考慮
	雑誌	(65)	t / 年	488.12	476.94	437.91	434.98	424.96	432.05	439.14	446.24	467.51	488.78	510.06	531.33	552.61	573.88	595.15	616.43	637.70	658.98	680.25	701.52	722.80	744.07	人口減による減量及び新たに回収する増量を考慮	
	段ボール	(66)	t / 年	244.01	236.17	244.08	243.64	241.14	245.17	249.19	253.22	265.29	277.37	289.44	301.52	313.59	325.67	337.74	349.82	361.89	373.97	386.04	398.12	410.19	422.26	人口減による減量及び新たに回収する増量を考慮	
	その他紙類	(67)	t / 年	13.33	9.48	10.49	5.50	6.82	6.93	7.04	7.15	7.49	7.83	8.17	8.51	8.85	9.19	9.52	9.86	10.20	10.54	10.88	11.22	11.56	11.90	人口減による減量及び新たに回収する増量を考慮	
	古繊維等	(68)	t / 年	65.29	66.45	64.75	64.66	66.69	66.64	66.59	66.55	66.40	66.25	66.11	65.96	65.82	65.67	65.53	65.38	65.24	65.09	64.95	64.80	64.66	64.51	人口減による減量を考慮	
	小型家電	(69)	t / 年	4.73	2.07	2.23	3.47	4.62	4.62	4.62	4.61	4.60	4.59	4.58	4.57	4.56	4.55	4.54	4.53	4.52	4.51	4.50	4.49	4.48	4.47	人口減による減量を考慮	
	計	(70)	t / 年	2,236.03	2,104.25	2,006.77	1,932.08	1,818.41	1,847.52	1,876.62	1,905.72	1,993.02	2,080.32	2,167.63	2,254.93	2,342.24	2,429.54	2,516.85	2,604.15	2,691.46	2,778.76	2,866.07	2,953.37	3,040.67	3,127.98	= (63) + (68) + (69)	
拠点回収	牛乳パック	(71)	t / 年	17.27	10.92	17.35	20.13	19.61	19.59	19.58	19.56	19.52	19.48	19.44	19.39	19.35	19.31										

資料 2 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み（長岡京市）

区 分			実 績					将 来 予 測																																									
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度																									
人 口 動 能 等	1. 計画処理区域内人口	(人)	80,491	80,827	81,073	81,137	81,086	81,137	81,069	81,002	80,935	80,868	80,799	80,661	80,523	80,385	80,247	80,109	79,869	79,629	79,389	79,149	78,910	78,692																									
		(人)	79,596	80,014	80,235	80,369	80,343	80,380	80,311	80,245	80,260	80,194	80,125	80,069	79,931	79,795	79,792	79,654	79,416	79,256	79,017	78,778	78,620	78,403																									
		(人)	71	70	58	54	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	27	27	26	26	26	26	26	26																									
		(人)	79,525	79,944	80,177	80,315	80,290	80,327	80,258	80,192	80,207	80,141	80,072	80,016	79,878	79,742	79,765	79,627	79,390	79,230	78,991	78,752	78,594	78,377																									
		(人)	80,452	80,787	81,035	81,100	81,052	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																									
		(人)	80,452	80,787	81,035	81,100	81,052	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																									
		(人)	80,233	80,589	80,805	80,978	80,924	80,975	80,906	80,839	80,773	80,706	80,637	80,499	80,361	80,224	80,166	80,028	79,789	79,549	79,309	79,069	78,831	78,613																									
		(人)	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%																	99.9%																								
		(人)	79,525	79,944	80,177	80,315	80,290	80,327	80,258	80,192	80,207	80,141	80,072	80,016	79,878	79,742	79,765	79,627	79,390	79,230	78,991	78,752	78,594	78,377																									
		(人)	99.1%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%																	99.3%					99.4%					99.5%					99.6%					99.7%				
		(人)	708	645	628	663	634	648	648	647	566	565	565	483	483	482	401	401	399	319	318	317	237	236																									
		(人)	705	637	673	613	596	607	608	607	541	541	541	541	475	475	473	365	365	363	299	298	298	233	232																								
原 単 位	2. 水汚化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	190	176	165	155	147	150	150	150	134	133	133	117	117	117	90	90	90	74	74	73	57	57																									
		(人)	190	176	165	155	147	150	150	150	134	133	133	117	117	117	90	90	90	74	74	73	57	57																									
		(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																									
		(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																									
		(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																									
		(人)	5.22	5.49	5.18	6.09	5.41	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4																									
		(人/人/日)	3.03	3.26	2.97	3.10	3.49	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5																									
		(人/人/日)	1.89	2.04	1.86	1.94	2.18	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2																									
		(人/日)	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3																									
		(人/日)	1.6	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.2	1.2	1.2	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6																									
		(人/日)	2.6	2.5	2.3	2.3	2.2	2.3	2.3	2.3	2.1	2.1	2.1	1.8	1.8	1.8	1.4	1.4	1.4	1.1	1.1	1.1	0.9	0.9																									
		(人/日)	—	—	—	—	—	3.0	3.0	3.0	2.7	2.7	2.7	2.3	2.3	2.3	1.8	1.8	1.8	1.4	1.4	1.4	1.2	1.2																									

人 口 動 態 等

資料3 用語解説

【ア～オ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、ごみ、し尿、浄化槽汚泥等のことをいいます。事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と、一般家庭の日常生活から生じる家庭系一般廃棄物に区別されます。

SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

【カ～コ】

家電リサイクル法

製造業者、輸入業者、小売業者、消費者の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。

拠点回収

公共施設等に常設されている回収箱やだれでも利用できる集団回収場所での資源等を回収することをいいます。

グリーン購入法

平成13年4月より、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が全面施行されました。

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際、購入の必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

この法律は、国等の機関にグリーン購入の取り組みを義務づけるとともに、地方公共団体、事業者、国民もグリーン購入に努めるべきことを定めています。製品やサービスを購入

入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入するよう努めるものとしています。

原単位

一単位あたりの数量を示す数値です。単位には金額や重量など様々なものが使われています。

本資料では、1人1日あたりのごみ排出量をごみ排出量の原単位として扱っており、ごみ排出量を各年度人口及び年間日数で割ったものを用いています。

ごみ組成調査

ごみの中に、どんな種類のごみが、どれだけ含まれているかを測定する調査です。

【サ～ソ】

最終処分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分され、これを最終処分といいます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。

再生利用・再利用

どちらも一度使われたものを再度活用することですが、再生利用は廃棄物を素材として利用することに対して、再利用は廃棄物を同じ形で利用することを指します。

再生利用量

集団回収や拠点回収などで集められた資源ごみで直接再生利用ルートに乗るものなど直接再生利用される量とリサイクル施設などの中間処理施設で処理された後に発生する処理残渣のうち再生利用される量を足し合わせた量をいいます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

残渣

何かを取り除かれた後に残っているもののことを指します。

三成分

ごみの三成分とは、水分、灰分、可燃分の三つを指します。

30・10（さんまるいちまる）運動

宴会時などの食べ残しを減らすために多くの自治体で取り組んでいるキャンペーンです。環境省では、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前になったら自分の席に戻って、再度料理を楽しむことを呼びかけています。

市街化区域

積極的に住宅や店舗などを建てる地域で、おおむね 10 年以内に市街化を図る地域で、この地域には、用途地域を必ず定める必要があります。

資源有効利用促進法

平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成 12 年に制定された法律です。

①事業者による製品の回収・リサイクル対象の強化、②製品の資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行なうことにより循環型経済システムの構築を目指すものとしています。

集団回収

自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらう回収方法のことをいいます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責務を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、①廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、②使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、③廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、④廃棄物等を熱を得ることにより利用する「熱回収」、⑤廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記しています。

消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことです。

賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律です。

食品ロス

本来ならば食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定など食品ロスの削減に関する施策の基本事項を定めることにより、食品ロスの削減を推進することを目的とした法律です。

また、この法律に基づき、10月1日は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」となりました。

生活排水

水質汚濁防止法（1970）によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）」と定義されています。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

【タ～ト】

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないようにする処理です。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

長寿命化

消耗品やインフラ（生活や産業の基盤となる設備・施設）などの耐久性を向上させ、長持ちさせることをいいます。

都市計画区域

都市計画法という法律によって、都道府県知事や国土交通大臣が指定するエリアのことです。都市計画区域は、「市街化区域」と「市街化調整区域」「非線引き区域」に分けられます。

【ハ～ホ】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律です。この法律では、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類しています。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理します。一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつこととなっています。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカー等から寄付を受け、福祉施設等へ無償提供する活動のことをいいます。

フードドライブ

家庭で余っている食品や飲料を持ち寄り、フードバンクなどを通じ、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動のことをいいます。

プラスチック資源循環促進法

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進することを目的とした法律です。

設計・製造段階での再資源化に資する環境配慮設計、販売・提供段階でのワンウェイプラスチックの使用の合理化、排出・回収・リサイクル段階でのプラスチック廃棄物の分別収集・自主回収・再資源化に関して基本方針を策定するものです。

【ヤ～ヨ】

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者の分別排出、市町村の分別収集、製造、販売事業者の再

商品化の実施という役割分担を定めた法律です。

【ラ～ロ】

リサイクル

廃棄物を再利用することをいいます。原材料として再利用するマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルがあります。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制することをいい、リユース、リサイクルよりも優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造、販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるまで全ての段階での取組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが求められます。

リユース

一旦使用された製品や部品、容器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び使用することをいいます。

資料4 当計画における目標値の考え方について

当計画においては、令和元年度までの実績をもとに、ごみ組成調査において可燃ごみの中に多く資源化可能物が含まれていたことに注目し、特にその割合が多かった、食品ロス、紙類、プラスチック類について、国の目標や近隣市町の状況を参考に計画最終年度である令和18年度のごみの総量を試算しました。

この試算結果をもとに、各指標の目標値を設定しています。

(1) 人口変動によるごみ排出量の減少について

長岡京市の令和元年度人口（10月）は、81,082人ですが、本計画最終年度（令和18年度）の人口は、本市の人口ビジョンをもとに78,432人を見込んでいます。

この人口予測をもとに、家庭系のごみについて一人当たりのごみ排出量が一定として試算すると下記のとおりとなります。

表 資 4-1 人口変動によるごみ排出量の減少

	令和元年度実績	令和18年度 見込み	差し引き
家庭系 ごみの総量	15,889 t/年	15,370 t/年	519 t/年減少
人口	81,082 人	78,432 人	2,650 人減 (3.27%減)

(2) 食品ロスの削減について

国は、目標を令和12年度に平成12年度から半減を目標としています。

令和元年度までの削減量を考慮すると家庭系食品ロスをあと20%、事業系食品ロスをあと15%削減すれば、国の目標を達成できるため、その割合で削減するとして試算すると下記のとおりとなります。

表 資 4-2 食品ロスの削減

	令和元年度試算 (過剰除去を含まず)	削減後試算	差し引き
家庭系食品ロス	1,755 t/年	1,358 t/年	397 t/年削減 (食品ロス分 340 t/年) (人口減分 57 t/年)
事業系食品ロス	766 t/年	650 t/年	116 t/年削減

(3) 紙ごみの削減について

家庭系ごみ（可燃）に含まれる資源化可能な古紙等の紙ごみを近隣自治体の状況を参考に削減し（32.8%削減）、事業系ごみ（可燃）に含まれる資源化可能な紙ごみを家庭系ごみと同じ削減率で削減するとして試算すると下記のとおりとなります。

表 資 4-3 紙ごみの削減

	令和元年度試算	削減後試算	差し引き
家庭系紙ごみ	2,066 t/年	1,342 t/年	724 t/年削減 (紙ごみ分 656 t/年) (人口減分 68 t/年)
事業系紙ごみ	2,165 t/年	1,452 t/年	713 t/年削減

(4) プラスチックごみの削減について

国は令和 12 年度までに、ワンウェイプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で 25%排出抑制を目標としています。3 R 推進団体連絡会によると、令和元年度のプラスチックの排出量は、平成 16 年度比で削減率は 17.6%となっており、令和元年と比べて排出量を 9.1%削減できれば、累積で 25%排出抑制を達成できます。

以上を参考とし、可燃ごみに含まれるプラスチック類を令和元年比で 10%削減するとして試算すると下記のとおりとなります。

表 資 4-4 プラスチックごみの削減（排出抑制）

	令和元年度試算	削減後試算	差し引き
家庭系 プラスチックごみ	2,076 t/年 (容器包装プラ 1,656 t/年) (その他 420 t/年)	1,807 t/年 (容器包装プラ 1,442 t/年) (その他 365 t/年)	269 t/年削減 (排出抑制分 201 t/年) (人口減分 68 t/年)

また、可燃ごみに含まれる容器包装プラスチックを半減させることを目標とした場合、排出抑制ですでに全体の 10%が削減されているため、残り 40%について、リサイクルを行ったとして試算すると下記のとおりとなります。

表 資 4-5 プラスチックごみの削減（更なるリサイクル）

	追加削減量
可燃ごみに含まれる家庭系 容器包装プラスチックごみ	641 t/年削減 (1,656 t/年×96.73%（人口変動）×40%）

(5) その他不燃物の削減について

従前組合が一般廃棄物として受け入れていた事業系その他不燃物について、令和3年度から受け入れが停止されたため、下記のとおりとなります。

表 資 4-6 事業系その他不燃物の削減

	令和元年度	令和3年度以降	差し引き
事業系 その他不燃物	11 t /年	0 t /年	11 t /年削減

(6) 全体の削減可能量について

(1) から (5) までの試算をまとめると下記のとおりとなります。

表 資 4-7 全体の削減量

	家庭系ごみ	事業系ごみ	合計
① 人口変動	519 t /年	-	519 t /年
② 食品ロスの削減	340 t /年※	116 t /年	456 t /年
③ 紙ごみの削減	656 t /年※	713 t /年	1,369 t /年
④ プラスチックごみの削減	201 t /年※	-	201 t /年
⑤ その他不燃物の削減	-	11 t /年	11 t /年
合計	1,716 t /年	840 t /年	2,556 t /年

※人口変動による削減量を除いた削減量（①で計上しているため）

表 5-4-2 に示したプラスチックごみの削減（更なるリサイクル）については、家庭系ごみ（可燃）が 641 t /年削減されるとともに、資源物が 641 t /年増加するため、ごみの総量には増減はない。

(7) 再生利用量について

(1) から (5) までの試算をまとめると下記のとおりとなります。

表 資 4-8 再生利用量の増減

	家庭系ごみ	事業系ごみ	合計
① 人口変動等	130 t /年減	-	130 t /年減
② 紙ごみの リサイクル	656 t /年増	713 t /年増	1,369 t /年増
③ プラスチック ごみの リサイクル	489 t /年増 (641 t /年×76.3% (プ ラスチック製容器包装回 収割合))	-	489 t /年増
合 計	1,015 t /年増	713 t /年増	1,728 t /年増

(8) 主指標について

(1) から (7) までの試算どおりごみの削減を行った場合、各主指標は、下記のとおりとなります。

表 資 4-9 主指標

	令和元年度 基準年度	令和 18 年度 目標	令和元年度比 増減
ごみの総量 (集団回収・拠点回収を除く)	22,382 t /年	19,826 t /年	2,556 t /年減 約 11%減
再生利用率	約 13%	約 22%	約 9 ポイント増
最終処分量	3,537 t /年	3,032 t /年	505 t /年減 約 14%減

(9) 副指標について

(1) から (7) までの試算どおりごみの削減を行った場合、各副指標は、下記のとおりとなります。

表 資 4-10 減量化目標の副指標

	令和元年度 基準年度	令和 18 年度 目標	令和元年度比 増減
一人一日当たり収集ごみ量 (資源物を除く・家庭系)	456 g /人/日	394 g /人/日	62 g /人/日減 約 14%減
一日当たり搬入ごみ量 (市外からの搬入分を除く・ 事業系)	16.7 t /日	14.4 t /日	2.3 t /日減 約 14%減
一般廃棄物の焼却に伴う 温室効果ガスの排出量	8,663tCO ₂ /年	7,417tCO ₂ /年	1,246tCO ₂ /年減 約 14%減

表 資 4-11 再資源化目標の副指標

	令和元年度 基準年度	令和 18 年度 目標	令和元年度比 増減
一人一日当たり再生利用 量(資源回収量)	112 g / 人 / 日	177 g / 人 / 日	65 g / 人 / 日 増 約 58% 増
再生利用量	3, 338 t / 年	5, 066 t / 年	1, 728 t / 年 増 約 52% 増

長岡京市一般廃棄物処理基本計画

令和 4 年 3 月発行

長岡京市 環境経済部 環境業務課

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目 1 番 1 号

電話：075-951-2121 FAX：075-951-5410

